

世界ダム委員会(WCD)市民ガイド

CITIZENS' GUIDE

TO THE

WORLD COMMISSION

ON DAMS

International Rivers Network

RWESA-J

Rivers Watch East and Southeast Asia - Japan

世界ダム委員会 (WCD)

市民ガイド

WCD 報告書を市民が利用するために



原著

Aviva Imhof, Susanne Wong and Peter Bosshard
(International Rivers Network)

監訳

片岡 夏実

日本語版発行

ルイサ・ジャパン

世界ダム委員会（WCD）市民ガイド日本語版発行にあたって

2000年11月、世界ダム委員会（WCD）の最終報告書「ダムと開発」が公表されました。世界ダム委員会は、1997年に開かれた世界銀行のダム見直し検討会がきっかけとなり、1998年に設立された独立中立機関です。政府関係者・産業界・学識者・NGOなどさまざまな分野から、ダム建設推進・ダム建設反対の双方を含む12名の委員を選出し、2年間の活動期間の中で、世界中の大型ダムの調査を行ないました。WCD報告書には、1000を超えるダムの調査結果と、ダム開発における優先事項や勧告が盛り込まれています。報告書には、「必要性の評価」「包括的な代替案の検討」「ダム開発事業における全ての決定プロセスに市民の意見を反映すること」などが重要であると述べられています。

WCDによる世界的なダムの調査は、立場の異なる様々な利害関係者が関与して進められました。WCDの調査作業を補佐したWCDフォーラムには、政府機関、国際NGO、影響住民グループ、JBICなどのODA/金融機関、多国籍金融機関や民間企業など、様々な利害関係者が参加しました。

WCD報告書に含まれる勧告には、法的拘束力こそありません。しかし、立場の異なる様々な利害関係者が、ダムの推進派・反対派の考え方の違いを越えて一致した結論として発表したWCD報告書は、誰もが認めざるを得ない「世界のダム開発の総括」となっています。

WCD報告書は400ページにも及ぶ膨大な分量になっています。この長大な報告書の中には、ダムの活動に取り組む市民・市民団体にとって貴重な調査結果や、今後の活動に役立つ提言が数多く含まれています。この報告書の要点をコンパクトにまとめ、市民・市民団体が利用しやすい形としたものが「WCD市民ガイド」です。この市民ガイドは、米国のNGO、国際河川ネットワーク（IRN）によってオリジナルの英語版が作成されました。「WCD市民ガイド」は、アジア12カ国・40を超えるNGOのネットワークであるRWESA（Rivers Watch East and Southeast Asia）の国際会議（2002年2月、フィリピンにて開催）において、参加した各国のNGOと共有されました。そして、この会議に集まった各国のNGOがそれぞれの国の言語へ翻訳することとなりました。この市民ガイドは、ダム開発問題に関する世界規模での取り組みの一環となっています。

私たちRWESA-J（レイサ・ジャパン）は、国際ネットワークであるRWESAに対応して、日本における活動を進めるために、日本のODA等によりアジア各国で進められているダム開発問題等に取り組んでいる国際環境NGOのFoE-Japan、メコン・ウォッチ、日本国内におけるダム開発問題に取り組んでいる水源開発問題全国連絡会等が協力して設立した連絡組織です。

私たちRWESA-Jは、このWCD市民ガイド日本語版が、日本で国内のダム問題に取り組む市民・市民団体、また海外支援のダム問題に取り組む市民・市民団体が、WCDの報告書や勧告を理解し、今後の活動に活用してゆくための一助となることを願い、この日本語版を出版いたします。

2002年 10月 RWESA-J 一同

2002.10.26
Published by International Rivers Network, Berkeley, CA, USA, 2002 / RWESA-J, Tokyo, Japan 2002
Translated (Japanese into English) by Natsumi Kataoka.
Designed by Jeanette Madden Graphic Design / Axera Inc. Japan
Printed by Hinode Print
Printed on Recycled Paper
Printed with Soyink



目次

ファクトシート 世界ダム委員会 -----8

世界ダム委員会とは何か？

WCDは何を行なったのか？

WCDの主な結論

WCDの勧告とは何か？

なぜWCDが重要なのか？

はじめに ----- 10

第1章 産声を上げた世界ダム委員会 ----- 11

1.1 ダム反対派が中立の調査を要求 ----- 11

1.2 WCDの誕生 ----- 11

★コラム1—WCD委員の顔ぶれ

1.3 WCDの作業 ----- 12

★コラム2—ケーススタディとテーマ別調査

第2章 WCD報告書の簡潔なまとめ ----- 15

2.1 結論 ----- 16

ダム建設の社会的コストは甚大であるが、往々にして無視されている

ダムの環境コストは膨大で予測不可能かつ軽減が困難である

ダムは温室効果ガスを排出する

ダムは計画された便益をもたらさない場合が多い

ダム建設の経済的実績はとばしい

ダムに代わる手段があっても公平に比較されない

大型ダムへの偏向

2.2 勧告 ----- 17

新たな一歩—「権利とリスク」のアプローチ

1. 社会の支持を得る

2. 総合的選択肢評価

3. 既存ダムへの取り組み

4. 河川と生計の維持

5. 権利の認識と便益の分配

6. 規則遵守の保証

7. 平和、発展、安全保障のために川を分かちあう

第3章 WCD 報告書への反応とフォローアップ活動 ----- 19

★コラム3 公的金融機関に対する NGO の要求

ロンドン、2000 年 11 月 16 日

WCD 報告書に対する公的な反応

3.1 進まない世銀の対応 ----- 22

3.2 報告書発表後の WCD の活動 ----- 24

★コラム4 ダムと開発プロジェクト

ダムと開発プロジェクトの主要な 4 つの目的

※キャンペーンのためのヒント

第4章 WCD 報告書の利用 ----- 25

4.1 WCD 報告の利用法 ----- 25

地域社会と NGO の教育

政府政策への反映

国際金融機関に WCD 勧告の受け入れを要求する

補償の要求

代替案の促進

※キャンペーンのためのヒント

4.2 WCD と他部門との関係 ----- 27

4.3 WCD はダムの影響地域への補償を支持している ----- 27

補償プロセス

損害の評価

※キャンペーンのためのヒント

補償金の財源

★コラム5-WCD 勧告に従わない事業の評価

総合的選択肢評価

社会の支持を得る

リスク

既存のダムへの取り組み

4.4 ケーススタディ- 他の団体はどのように WCD 報告書を利用しているか ----- 30

1- インドにおけるワークショップを利用した地方政府との提携

2- ダムの国内ネットワーク構築につながったフィリピンのワークショップ

3-WCD を利用してブジャガリ・ダム問題を浮き彫りにしたウガンダの NGO

4- イリス・キャンペーンの成功に WCD の利用が果たした役割

コラム6- 多様な利害関係者による WCD のためのフォローアップ・プロセスの準備

第5章 WCD プロセスの教訓 ----- 35

第6章 WCD の結論の要点 ----- 37

6.1 総論 ----- 38

6.2 技術的、財務的、経済的実績 ----- 38

発電

灌漑

水供給

洪水調節

予算と建設期間の超過

経済的収益

堆砂

湛水化と塩類化

6.3 環境への影響 ----- 40

漁業

下流への影響

堆積物と養分の阻害

影響緩和策の失敗

影響の累積

★コラム7—気候変動の一因となる貯水池

6.4 社会的影響 ----- 42

立ち退き

影響を受けながら考慮も補償もされない集団

移転、影響緩和策、補償の失敗

先住民族

下流の地域社会

女性への影響

文化遺産

保健

公正と費用・便益の配分

※キャンペーンのためのヒント

6.5 代替手段 ----- 43

農業および灌漑

電力

水供給

総合的洪水管理

6.6 ダムの撤去 ----- 47

6.7 ダム建設の政治経済学 ----- 47

海外援助の役割

大型ダムへの偏向

利害の対立

機能しない EIA

参加と透明性の欠如

遵法精神の欠如

汚職

第 7 章 WCD の勧告 ----- 49

7.1 5つの主要判断項目:WCDの基準とガイドライン ----- 50

- 1. ニーズ評価: 水およびエネルギー供給のニーズを実証する
 - 2. 代替案の選択: 望ましい開発計画を特定する
 - 2A. 調査研究
 - 3. 事業の準備: 工事契約の入札の前に、適切な合意が行なわれていることを確認する
 - 4. 事業の実施: 供用開始前に規則の遵守を確認する
 - 5. 事業の運用: 状況変化への対応
- ※キャンペーンのためのヒント

7.2 進行中のダム事業 ----- 51

7.3 グッド・プラクティス用のガイドライン抜粋 ----- 52

- 交渉による意思決定プロセス
十分な情報に基づく事前の自発的同意
戦略的影響評価
※キャンペーンのためのヒント

7.4 部門別フォローアップ戦略 ----- 53

- 中央政府
関係省庁
納入業者、建設業者、事業者、コンサルタント
民間融資機関
二国間援助機関および多国間開発銀行
輸出信用機関
学界

7.5 WCD 戦略的優先事項 ----- 55

- 1 社会の支持を得る
- 2 総合的選択肢評価
- 3 既存ダムへの取り組み
- 4 河川と生計の維持
- 5 権利の認識と便益の分配
- 6 規則遵守の保証
- 7 平和、発展、安全保障のために川を分かちあう

第 8 章 資料 ----- 59

- よく使う連絡先
出版物
NGO 連絡先

第 9 章 WCD 市民ガイド日本語版によせて ----- 65

世界ダム委員会 (WCD) 市民ガイドの利用案内

この世界ダム委員会 (WCD) 市民ガイドは、社会正義と環境保全のために闘う人々の道具として作られています。まず、この本の構成をざっとご案内しましょう。

- ▼ WCD の簡潔な概要は、8 ページをご覧ください。WCD のファクトシートは、WCD の権限、その行動プログラム、結論、そして勧告について述べています。また、WCD 報告書の利用法のヒントが含まれています。このファクトシートを翻訳し、読者の地域での活動に役立ててください。
- ▼ WCD 設立の経緯に関する情報と、WCD の行動プログラムの詳細については、第 1 章 (11 ページ) をご覧ください。
- ▼ 開発事業に対する「権利とリスク」アプローチを始めとする、WCD の主な結論と勧告の簡単な要約については、第 2 章 (15 ページ) をご覧ください。
- ▼ WCD 報告書に対する NGO、各国政府、産業界、国際金融機関の反応については、第 3 章 (19 ページ) をご覧ください。
- ▼ WCD のフォローアップ活動を行なうために作られた「ダムと開発プロジェクト」についての情報は、第 3 章 (24 ページ) をご覧ください。
- ▼ WCD 報告書の利用法、他の部門と報告書との関係、補償を求める上での報告書の利用法については、第 4 章 (25 ページ) をご覧ください。フィリピン・南アフリカ・イギリス・ウガンダ、アメリカからのケーススタディからは、他のグループが WCD 報告書をどの様に運動に利用しているかのアイディアも得られます。
- ▼ WCD に関する多様な利害関係者によるプロセス作りの方法についての提言は、34 ページをご覧ください。
- ▼ WCD プロセスに参加した NGO が得た教訓の簡単なまとめは、35 ページをご覧ください。
- ▼ WCD の主な結論の詳しい要約は、第 6 章 (37 ページ) をご覧ください。ダムによる地球温暖化ガスの放出と代替案の欄は必ずお読み下さい。
- ▼ WCD 勧告の詳しい要約は、第 7 章 (49 ページ) をご覧ください。ここでは、水およびエネルギー部門に関する意思決定のための新しい枠組みの提案、計画中あるいは建設中のダムに対する適切な提案、特定の部門に対する WCD のフォローアップ戦略など、WCD の 7 つの戦略的優先事項を扱っています。
- ▼ 運動に役立つ連絡先リスト、出版物、その他の資料については、第 8 章 (59 ページ) をご覧ください。
- ▼ WCD 市民ガイドを日本でどの様に利用するかについては第 9 章 (65 ページ) をご覧ください。

ファクトシート 世界ダム委員会

世界ダム委員会とは何か？

世界ダム委員会（World Commission on Dams、略称 WCD）は、高まる大型ダム反対の声に応えるため、世界銀行と国際自然保護連合（IUCN）によって 1998 年 5 月に設立されました。WCD には次のような権限が与えられました。

■大型ダム開発の有効性の検討、水資源とエネルギー開発の代替案の調査

■ダムの計画立案、設計、評価、建設、運用、モニタリングとダムの撤去のために、国際的に受け入れ可能な標準、基準、ガイドラインの作成

12 名の委員会メンバーは様々な立場を持つ人々から選出されました。メンバーは政府機関、非政府組織（NGO）、ダム運用者、草の根市民運動、企業、学界、業界団体、コンサルタントなど大型ダムにおける幅広い利害関係者を代表していました。

WCD は何を行なったのか？

WCD は幅広い市民との協議に信を置き、膨大な量の調査研究を委託しました。様々な利害・考え方・組織を代表する、36 カ国 68 名のメンバーで構成された合同フォーラムは、世界ダム委員会の活動期間中に意見を求められました。世界ダム委員会が必要とした 1000 万ドルの資金は、50 以上の政府、国際機関、民間企業（ダム業界の主要な多国籍企業を多数含む）、民間慈善財団、NGO より拠出されました。

世界のダムについて、現段階でもっとも広範囲で中立的な調査を行ない、しっかりした根拠を持つ結論を得るために、WCD は以下の調査を委託し、また評価を行ないました。

■5大陸の8カ所の大型ダムについての徹底したケーススタディと、中国、インド、ロシアにおける全般的なダム建設記録の書類評価。

■ダムの代替案、さまざまな計画立案のアプローチと環境アセスメントなど、社会的、環境的、経済的、財務的な問題に関する 17 のテーマ別調査。

■56 カ国における 125 の大型ダムの簡単な調査。

■地域を変えて開催した 4 度の公聴会。

■関心を持つ個人、団体、研究所から寄せられた 950 の意見提案。

世界ダム委員会の最終報告書『ダムと開発：意思決定のための新しい枠組み』は、2000 年 11 月に発表されました。

WCD の主な結論

WCD の結論は、「ダムは人類の発展に重要で有意義な貢献をしており、ダムによる便益は多大なものであったが……非常に多くの場合、このような便益を手に入れるために、容認できない不必要な代償を、特に社会・環境面で、移転を強いられた住民、下流の地域社会、納税者、自然環境が負担してきた」というものでした。大型ダムのコストと便益を評価する上で「バランスシート」方式を用い、ある集団の損失を他の集団の便益で相殺することは、とりわけ人権と持続可能な発展に対する責任の観点から、容認できないものと見なされます。

ダム建設支持者が当初予測していた発電量、水の供給量、洪水被害のコントロールを、大型ダムは達成できませんでした。WCD 最終報告書は、それを十分な根拠のもとに示しています。また、これらの大型ダム事業は、大幅な予算超過と建設期間の遅れに慢性的に悩まされています。さらに報告書は次のように明らかにしました。

■大型ダムは 4000 万から 8000 万の人々に、家と土地からの移転を強いてきた。それは極度の経済的苦境、地域社会の崩壊、精神的肉体的な健康問題の増加を引き起こした。先住民族、部族民、農村共同体は、特に多大な被害を受けてきた。ダムの下流域に住む人々も、水に起因する病気と、生活手段として依存してきた天然資源の喪失に苦しんでいる。

■多くの魚やその他の水生生物の絶滅、広大な面積の森林・湿地・農地の消失など、大型ダムは大きな環境破壊の原因となっている。

■大型ダムの便益の多くは裕福な人々に行ってしまい、一方、貧しい人々はコストを背負わされた。

WCD の勧告とは何か？

委員会は、水およびエネルギー事業に関する意思決定のために、新しい枠組みを示しました。それはすべての利害関係者について権利を認めリスクを評価することを基本としています。不利な影響を受ける人々は、計画立案と意思決定過程に参加し、事業

による便益の分配を受けるべきです。委員会の主な勧告は次のようなものです。

■いかなるダムも、被影響住民の「明確な同意」なしに、また影響を受ける先住民族や部族民による十分な情報に基づく事前の自発的同意なしには建設しないこと。

■事業を進める前に、包括的な参加方式によって、水およびエネルギーのニーズと、それを満たす多様な代替手段の評価を行なうこと。

■既存の水およびエネルギーシステムの効率をできる限り高めることを、新規事業の建設よりも優先すること。

■既存のダムについては、参加方式による見直しを定期的に行ない、ダムの安全性や、ダムの撤去の可能性などについて評価すること。

■既存ダムによる被害を受けている人々に過去に遡って補償し、破壊された生態系を再生するメカニズムを開発すること。

なぜ WCD が重要なのか？

WCD は初めて、世界規模で中立的な大型ダムの調査を行ないました。そのプロセスは透明で、参加方式をとっており、広範囲な研究が行なわれました。大型ダムの経済的・社会的・環境的なコストは高く、しばしば便益をしのぐこと、また、水およびエネルギー開発には代替案が存在し、実行可能でありながら、試されることはまれであったことを WCD は明らかにしました。水およびエネルギー計画の立案だけでなく、開発事業の計画立案一般に関わる勧告を、WCD は提示しました。

WCD は国際的に高い評価を受けており、その結論と勧告は、世界のダムに関する議論に大きな影響力を持つでしょう。WCD が何を述べているかだけでなく、誰が述べているのかも重要です。WCD の共同スポンサーのひとつは世界銀行でした。WCD の委員の中には、多国籍土木建設会社である ABB の最高経営責任者、全世界的な大型ダム産業を主導する専門家の協会である国際大ダム会議（ICOLD）の元会長がいます。報告書は全ての委員に満場一致で支持されました。

報告書の利用法

NGO と住民運動は、WCD 報告書をさまざまな目的に利用できます。例えば、破壊的な開発事業の中止、修正、代替案の促進、

説明責任の徹底や開発プロセスの実行を促進、開発の計画立案に関わる意思決定の新しいモデルを追求することなどが報告書を使ってできるでしょう。報告書を利用するためのアイデアを以下に示します。

■WCD の結論と勧告を、被影響地域社会、NGO、一般市民に知らせる。資料をそれぞれの現地語に翻訳する。地元・地域・全国規模でワークショップを開催し、NGO、被影響地域社会、研究者、学生、政府の代表者で報告書について議論する。

■計画中の開発事業が WCD の勧告に従っているかどうかを分析し、その結果を政府機関や出資者に配布する。

■国の法律や政策に WCD の勧告が組み込まれるように提言し、また、政府機関が勧告を公式に支持するように働きかける。

■世界銀行、地域の開発銀行、輸出信用機関、二国間援助機関に対し、方針に WCD の勧告を取り入れ、実行にあたってそれに従うことを要求する。

■WCD の勧告を利用して、既存のダムの影響を受けた地域社会に対する補償を提言する。

■利水、エネルギー、洪水調節のためのダムによらない代替案を特定、促進するために、地域社会を基礎としたプロセスを構築する。

詳しくは、WCD のウェブ・サイト

● www.dams.org

と国際河川ネットワーク（IRN）のウェブ・サイト

● www.irn.org

参照。

はじめに

世界中で川の保全に取り組む人々、発電と送電のよりよい方法を見つける必要があると考える人々、水へのアクセスが基本的人権であると理解している人々、人権の尊重が開発を左右する原則の中心になければならないことを知る人々に、良いニュースがあります。このニュースは大きな箱に入って届きました。すなわち 400 ページにおよぶ世界ダム委員会（World Commission on Dams 以下 WCD）の報告書です。この報告書には、公式には Dams and Development: A New Framework for Decision Making（『ダムと開発：意思決定のための新しい枠組み』）という題がついていますが、一般には「WCD 報告書」と呼ばれています。

報告書を要約すれば、世界的にみて大型ダムは、推進派が予測したほどの便益を生み出さなかったということになります。同時に、大型ダムがもたらした悪影響は、想像をはるかに超える大きさでした。この報告書の結論は、現状は受け入れ難いものであること、既存のダムがもたらした未解決の社会的・環境的・経済的問題に取り組む必要があること、全ての人々、特に先住民の権利は尊重されなければならないということでした。

これまでと同じ方法でダムの計画と建設を続けることは容認できないと、WCD は言います。その代わりに、公平、効率、参加方式による意思決定、持続可能性および説明責任の原則に基づいた新しい意思決定アプローチを WCD は提案しています。WCD のガイドラインと勧告は、開発における新しい意思決定モデルの推進に関心を持つ研究者、活動家、専門家、政府職員には、きわめて役立つものです。

このような報告書は注目に値しないと思われるかもしれません。国際河川ネットワーク（IRN）、あるいは世界に何百とある大型ダムに反対する団体のひとつがこの報告書を作成したのであれば、確かにその通りでしょう。しかし、WCD 報告書で注目すべきは、誰がこの報告書をまとめたのかという点です。具体的に言えば、様々な背景を持つ 12 名の委員会メンバーには、政府機関、NGO、住民団体の代表とともに、ダム建設業界の代表者が含まれているのです。

この良いニュースの少し困ったところは、箱を開く、つまり報告書を読むのに骨が折れるということです。そこで私たちはお手伝いをしようと、この『WCD 市民ガイド』を作成しました。報告書の結論の正当性と有用性を正しく理解できるように、WCD の発端から報告書の発表までの歴史を掲載しました。また、世界中

で、ダムが現実に示す実績について新たな知識を得られるように、報告書の結論の要点を強調しています。WCD が提案する新たな意思決定アプローチの理解を助けるため、報告書のガイドラインと勧告に焦点をあてています。キャンペーンへの一助として、破壊的な開発事業を止め、代替事業を促進するための報告書の利用法を提案しています。

私たちは異なる読者層を対象とする 2 種類の出版物を計画しており、この市民ガイドはその第一弾です。地元、地域、国際の各レベルで、政策立案者に対して、情報を提供し、影響を与える活動をしている個人や団体にとって、本書が特に役立つものとなることを私たちは願っています。そのような個人、団体の中には、直接大型ダムの影響を被った人々も多く含まれますが、もうひとつのガイドブックは、特に被影響住民を対象とし、また被影響住民の参加によって作成される予定です。

私たちは、使いやすく読みやすいガイド作りを目指しましたが、必ずしもうまくいったとは言えません。開発政策の世界では、どちらかといえば単純なことを言うために、必要以上に複雑な言葉が多く使われます。このガイドを様々な言語に翻訳する過程で、どうすればより分りやすくコミュニケーションがとれるか、私たちは多くを学ぶことでしょう。英語版の読者の皆さんは、ぜひ専門用語に隠れている背景を読み取ってください。そして、専門用語をこのように扱えばいいのではないかという提案がありましたら、私たちにお知らせください。

このガイドの目標は、WCD の勧告とガイドラインが確実に守られるようにすることです。勧告とガイドラインが尊重されず、そればかりか拒否され、無視されて、使われることがなければ、破壊的な事業の中止に向けた歩みが止まるだけではなく、たぶん後退することになるでしょう。そして WCD の実験は、まだ終わらないうちに、失敗ということにされてしまうでしょう。

しかし、WCD の結論が尊重され、そのガイドラインと勧告が利用されるならば、委員会と、委員会に協力した多くの人々の努力は、破壊的な開発事業の時代に終止符を打つために役立つでしょう。

ジュリエット・マジョー
International Rivers Network
(国際河川ネットワーク)

第 1 章

産声を上げた世界ダム委員会

1.1 ダム反対派が中立の調査を要求

世界ダム委員会が誕生した背景には、ダム建設の被害を受けた住民と NGO が世界中で繰り広げた数多くの反対運動、とりわけ世界銀行が融資したダムに反対する運動の存在があります。1994 年 6 月、世銀は設立 50 周年を迎えましたが、これに時期を合わせて 2000 を超える組織がマニバリ宣言に署名し、世銀に対して「これまで融資した全ての大型ダム建設事業を徹底的に調査する第三者機関」を設置するよう求めました。ダム建設に反対する人々は、ダムの効果および影響に関する予測と実態を、第三者機関が誠実かつ厳密に調査すれば、自分たちがこれまで主張してきたことの多くが裏付けられ、もっときちんとした資金の活用がなされると考えたのです。

1994 年末、世銀の業務評価局（OED）が、世銀の融資で建設された大型ダムを調査すると発表しました。この調査は 1996 年に終了しましたが、結果はついで公表されていません（1）。報告書には世銀が行なってきたことを批判する部分もありますが、全体としては世銀とダム業界の肩を持ち、「総じて言うならば、大型ダムの建設はおおむね正当であった」と結んでいます。NGO はこの報告書のコピーを非公式

に入手して反論を発表し、世銀の業務評価局は調査対象となったダムの便益を誇張する一方で、悪影響を過小に見積もり、社会や生態系への被害に対して全くの不見識をさらけ出した、と主張しました（2）。

世銀に批判的な人々はその後も働きかけを強め、本当の意味で中立の調査機関を設置するよう要請しました。1997 年 3 月、ブラジルのクリティバで開催された第一回世界ダム被影響住民会議の参加者は、いくつかの条件が満たされるまで、すべてのダム建設を即時凍結するよう要求しました。この条件の一つが、独立した国際機関を設置し「援助機関や信用機関が融資などの形で後押しした大型ダムの包括的調査を行ない、その結果を開発政策に反映させる」ことだったのです。

1.2 WCD の誕生

クリティバ会議の直後、世銀と国際自然保護連合は、ダム業界、政府、研究者、NGO、被影響住民運動から代表者を 40 名あまり招いてスイスのグランで検討会を開催し、世銀の業務評価局が行なった 50 のダムに関する調査の第二段階について話し合いを行ないました。検討会の席では、

世銀の融資案件に限らず大型ダム全般を調査する第三者機関が必要である点で合意が形成されました。また、この機関では、すでに建設されたダムの「開発効果」を振り返るだけではなく、未来に向けて水資源やエネルギーに関連する事業をどのように立案・実施すればいいのかも検討することになりました。

ダム業界の代表者からも一定の賛同が得られたのは、調査によって、ダムが大きな便益をもたらすという自分たちの固い信念が裏付けられると考えたからです。ダム業界は危機的状況に直面しており、将来のダム建設に向けて一般社会から賛同や資金を得るためには、これまでの失敗を教訓化する必要があると感じていた参加者もいました。

グランの検討会では、世銀と国際自然保護連合が、その後も検討会の出席者と緊密に協議を重ねながら世界ダム委員会設立までの作業を監督することになりました。ところが、この作業は紛糾の連続で、NGO、世銀、ダム業界の代表がそれぞれに何度も交渉から離脱する寸前の場面を迎えました。中でも合意が難しかったのは委員の選定で、特に世銀と国際自然保護連合はダムの被害を受けた人々の代表を委員に任命することに難色を示しました。

WCD の使命と構成について合意がなされたのは 1998 年 2 月のことです。WCD の使命についてはこのガイドブックの 8

ページに概要が掲載されています。そして、南アフリカの前水問題相で国際人権法の専門家でもあるカーデル・アスマル教授が議長を、インドの外交官で経済学者でもあるラクシミ・チャンド・ジェインが副議長を務めることになりました。その他の委員も様々な経歴を持つ人々から選ばれ、大型ダム、河川、エネルギー問題に関心を寄せる政府関係者やダムの管理当局者、企業や業界の関係者、流域開発機関や研究者、NGO や草の根で活動する人々が参加しました（コラム 1 参照）。これらの人々は所属団体や支持基盤の代表としてではなく、全員個人の資格で委員を務めました。

WCD 設立までの作業を取り仕切ったグループは、拡大されて諮問機関の任務につくことになり、WCD フォーラムと命名されました。WCD フォーラムは 68 名で構成され、1998 年から 2001 年までに三度の会合を開き、WCD の作業に対して意見を提出しました。20 にのぼる被影響住民の組織と NGO からフォーラムに代表が派遣されました。

1.3 WCD の作業

1998 年半ば、WCD の事務局が南アフリカのケープタウンに開設されました。この事務局は 30 カ月分の作業計画を作成しました。その中にはコンサルタントが利害関係者と協議しながら実施する様々な調査もありました。一般市民からの意見も、各地で開催される公聴会や文書の形で募集されること

になりました。最終報告書はこうした「知識ベース」の情報が基になっています（図 1 およびコラム 2 参照）。

WCD のプロセスにあたって終始大型ダムをめぐる論争が繰り返られました。ダム推進派も反対派も共に WCD の作業に対して様々な点で批判的でした。インドのダム建設機関からはとりわけさまざまな攻撃が加えられ、このため WCD は、1998 年にインドのボパールで予定していた南アジア公聴会を中止せざるをえませんでした。

一方ダム反対派から出された批判には、事務局が選んだコンサルタントの中にダム業界と深いつながりを持つ者がいたというものがあります。また、意見聴取に関してきちんとした方針を立てていなかったために、英語が話せない、あるいはダム業界の専門用語になじみのない団体や個人は、自分の経験を WCD のプロセスに提示することが非常に困難でした。話し合いの基になる文書も現地語に翻訳されることはありませんでした。

世界中の NGO や市民運動が WCD の作業をじっと見守りました。意見書を提出し、各地の公聴会で発表し、詳細なケーススタディをめぐる会議に参加し、テーマ別調査の草稿に意見を述べました。IRN の調整で、20 におよぶ NGO や市民運動からなるゆるやかなネットワークが、「ダム・川・住

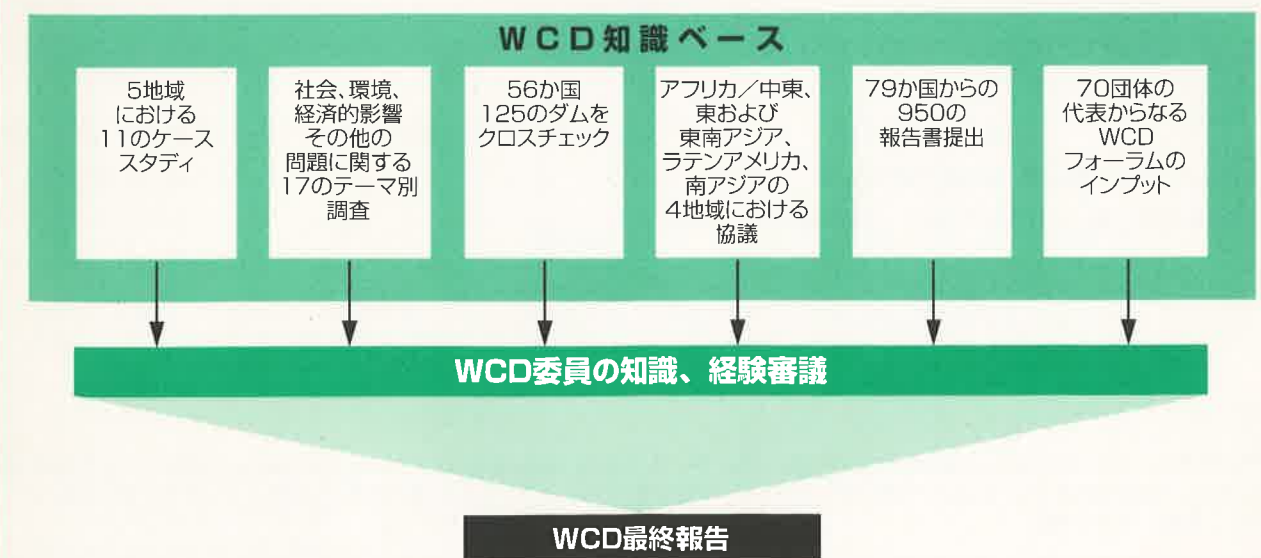
民の国際委員会」の名で結成され、WCD に提言するとともにネットワーク外の NGO や団体に参加を促しました。

そしてついに、WCD 委員や事務局職員の懸命の努力と、知識ベースの共有、公聴会、現地調査などで蓄積された事実により、委員は経歴や視点の違いを乗り越えて、プロセスの最後で報告書の内容に合意することができたのです。この報告書、『ダムと開発：意思決定のための新しい枠組み』は、2000 年 11 月 16 日にロンドンでの式典でネルソン・マンデラが公表しました。報告書には全委員が署名し、メダ・バトカールの付帯意見がつけられました。

コラム 1—WCD 委員の顔ぶれ

カデル・アスマル教授（議長）：	南アフリカ 文部相、前水問題森林相
ラクシミ・チャンド・ジェイン（副議長）：	インド 産業開発サービス
ドナルド・J・ブラックモア：	オーストラリア マリ＝ダーリン流域委員会委員長
ジョージ・カリーノ：	フィリピン／英国 テプテバ財団
ホセ・ゴールデンバーグ：	ブラジル サンパウロ大学教授、前科学技術長官
ジュディ・ヘンダーソン：	オーストラリア オクスファム・インターナショナル前議長
ゲラン・リンダール：	スイス 元 ABB 社代表取締役社長
デボラ・ムーア：	米国 元環境防衛基金上級研究員
メダ・バトカール：	インド ナルマダ・バチャオ・アンドラン（ナルマダ川を救う運動）創始者
セアー・スカダー：	米国 カリフォルニア工科大学教授、人類学者
ジャン・ベルトロップ：	米国 国際大ダム会議元議長、元ハルザ・エンジニアリング社技術者
アヒム スタイナー	WCD 事務局長（委員会の兼任メンバー）

図 1—WCD 作業プログラム



コラム 2——ケーススタディとテーマ別調査

以下の研究についての情報は www.dams.org からオンラインで、または「ダムと開発プロジェクト」から入手できます（第8章参照）。

ケーススタディ

WCD は 8 カ所のダムについて詳細な研究を実施し、中国、インド、ロシアにおけるダム建設の経験全般についても委託による研究を行ないました。

アスランタス・ダム：トルコ ジェイハーン川流域

カリバ・ダム：ザンビア/ジンバブエ ザンベジ川

ガリエブ/バンデクループ・ダム：南アフリカ オレンジ川流域（試験調査）

グランド・クーリー・ダム：米国/カナダ コロンビア川

グローマー＝ラーゲン流域：ノルウェー

パク・ムン・ダム：タイ ムン川＝メコン河流域

トゥクルイ・ダム：ブラジル トカンティンス川

タルベラ・ダム：パキスタン インダス川流域

テーマ別調査

WCD は最終報告書に盛り込む目的で 17 のテーマ別調査を委託によって実施しました。これらの調査は 5 つの大項目に分類され、それぞれ、社会および分配上の問題、環境問題、経済および財務問題、選択肢評価、管理および制度的プロセスとなっています。これらの調査を委託によって寄せられた 100 以上の報告が裏付けています。

社会および分配上の問題

- ・大型ダムの社会的影響：公正と便益の分配の問題
- ・ダム、先住民族、悪影響を受けやすい少数民族
- ・立ち退き、住民移転、再定住、補償と開発

環境問題

- ・ダム、生態系の機能と環境の回復
- ・ダムと地球規模で起こる変動

経済および財務問題

- ・経済、財務、分配の分析
- ・事業に対する資金手当の国際的傾向

選択肢評価

- ・電力の供給および需要管理の選択肢
- ・灌漑の選択肢
- ・水供給の選択肢
- ・洪水調節と管理の選択肢
- ・ダムの運用、モニタリング、撤去

管理および制度的プロセス

- ・計画の立て方
- ・大型ダムの環境および社会的影響評価
- ・河川流域——制度的枠組みと管理の選択肢
- ・規制、遵守、実施
- ・参加、交渉、紛争解決

第 2 章

WCD 報告書の簡潔なまとめ

WCD の調査で、4000 万人から 8000 万人がダム建設のために移転させられたことが分かった。これを現在の人口で換算すると、地球上に住んでいる人間のおよそ 100 人に 1 人が大型ダムのあおりで立ち退かされたことになる。

WCD 報告書は、数多くの政治的駆け引きと妥協の産物です。その内容には、被影響住民や NGO からすれば批判的となる部分や妥協した部分、盛り込めなかった点もありますが、全体としては、力強い表現を基調とする首尾一貫した報告書になっています。報告書の概要で、WCD は次のように述べています。

「以下の点については、もはやいかなる疑問も差し挟む余地はないと我々は考える……」

●ダムは人類の発展に重要で有意義な貢献をしており、ダムによる便益は多大なものである。

●しかし、その便益を手に入れるために、容認できない不必要な代償を、特に社会・環境面で、移転を強いられた住民、下流の地域社会、納税者、自然環境が負担することがあまりに多すぎた。

●便益が公正に分配されないため、他の手段と比較した際に、水およびエネルギー開発のニーズを満たす上で、ダムの価値が疑問視されることが多くなった。

●水およびエネルギー資源開発のさまざまな選択肢に権利が影響を受け、またはリスクを負う人々全員が話し合いの場を持つことで、利害の対立や紛争を前向きに解消するための条件が生まれる。

●交渉によって、水およびエネルギー事業の効率が大幅に改善される。好ましくない計画は早い段階で振るい落とされ、関係者が合意した、当該のニーズを満

たす手段として最適なもののみが選択肢とされるからである。

この章では、WCD 報告書の内容を要約して紹介します。詳しい説明と勧告は、このガイドの第 6 章と 7 章に収録されています。

原註

1 World Bank Operations Evaluation Department, The World Bank's Experience with Large Dams: A Preliminary Review of Impacts, Washington DC, August 1996. 67 ページあるこの報告書のうち、公式に入手可能なのは当たり障りのない文章で綴られた 4 ページの「要約」のみである。

2 P. McCully, "A Critique of The World Bank's Experience with Large Dams: A Preliminary Review of Impacts," International Rivers Network, Berkeley, CA, April 1997. www.irn.org/programs/finance/critique.shtml

2.1 結論

ダム建設の社会的コストは甚大であるが、往々にして無視されている

WCD の調査で、これまでに 4000 万人から 8000 万人がダム建設のために移転させられたことが分かりました。これを現在の人口に当てはめると、地球上に住んでいる人間のおよそ 100 人に 1 人が大型ダムのあおりで立ち退かされたことになります。先住民族や女性 はダムの影響を不相応に大きく受けているにもかかわらず、多くの場合便益を受けることはありません。立ち退きが原因となって、経済状態が極端に悪化したり、地域社会が崩壊したり、精神的肉体的疾患が増加します。ダムの下流で生活を営む多くの人々も、疾病、水流の変化、漁場や氾濫原の農地など天然資源の喪失によって多大の被害を被ってきました。

ダムの便益は大部分が富裕層へ行ってしまう、貧困層がコストを負わされます。さらに、多くの場合こうしたコストの実態は明らかにされず、問題として取り上げられなかったことが WCD の調査でわかりました。

ダムの環境コストは膨大で予測不可能かつ軽減が困難である

大型ダムは、生物種の絶滅、森林・湿地・農地の喪失など、自然環境に対して修復不能で深刻な被害をもたらすことを WCD は明らかにしています。推定によると、世界中の大河川の 60 パーセントがダムや導水事業で寸断されています。大型ダムは「水生生物の多様性、上下流の漁場、下流の氾濫原や湿地・河岸・河口および隣接する海の生態系が持つ機能の喪失」の原因となったと WCD は述べています。環境破壊は予測がつかず、緩和しようとする努力も実っていません。

大型ダムによって灌漑された土地の 20 パーセントが塩害と湛水化で使えなくなっていることや、世界の淡水の 5% が貯水池から蒸発していることも WCD の調査で分かりました。

WCD は、ダム建設の被害を受ける人々が「明確な合意」を与え、先住民族や部族民が建設開始前に、十分な情報を与えられた上で、自発的に賛成しないかぎり、ダムを建設してはならないと言っている。

ダムは温室効果ガスを排出する

温室効果ガスは気候変動の原因となっています。貯水池では、水没した植物や土壌の他、集水域から流れ込む有機物が腐食し、その結果温室効果ガスが発生します。WCD の推定では、おそらく地球上の温室効果ガスの 1～28% が貯水池から排出されています。場合によっては、貯水池からの排出量は石炭や天然ガス発電所に匹敵するか、ないしは上回ることもあります。排出量は熱帯地方の浅い貯水池で最大となります。

ダムは計画された便益をもたらさない場合が多い

ダムが便益をもたらすという点では意見が一致するにしても、多くの場合実際の便益はダム建設の判断の根拠となった期待便益に達しません。WCD では特に以下の点を問題視しています。

- 電力-調査対象となった水力発電用ダムの半数以上で計画以下の電力しか発電できていない。
- 水供給 -70 パーセントが目標に達していない。
- 灌漑 - 半数近くがうまく機能していない。
- 洪水調節 - ダムによって人々が洪水被害にさらされる危険が増した。
- 特に多目的ダムは目標を達成していない。

ダム建設の経済的実績はとぼしい

平均して言うと、大型ダムはよくてせいぜい、ぎりぎり採算が合う程度であることが WCD の調査によって明らかになりました。建設費の超過は平均で 56% に上ります。つまり、建設費を 10 億ドルと見積もった場合、実際にかかる費用は 15 億 6000 万ドルなのです。また、調査対象となったダムの半数で 1 年以上の工事の遅れが出ていました。このような要素を意思決定の際に考慮に入れたとすれば、ダムに代わるより経済性が高い手段が数多くあったはずで。

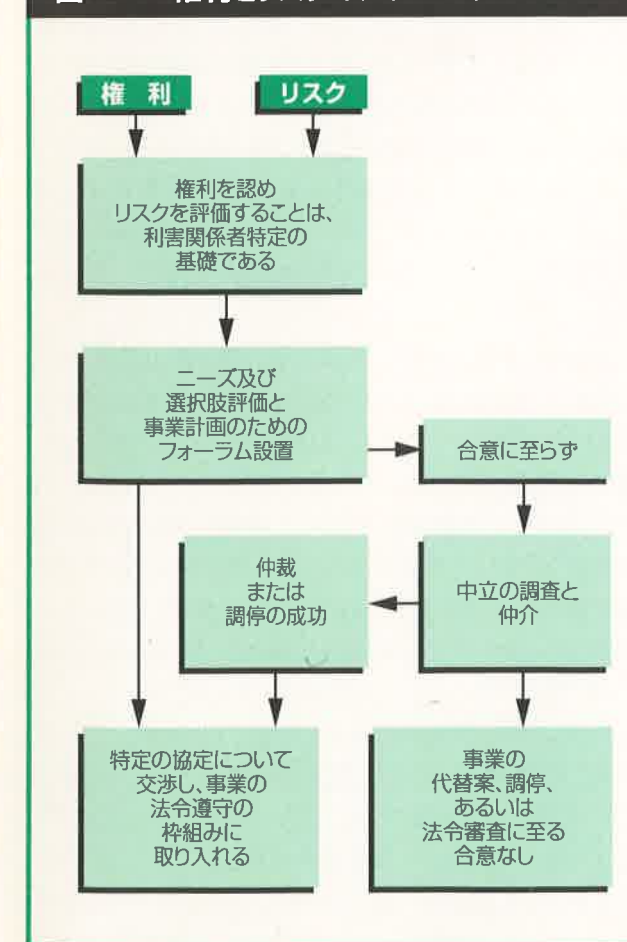
ダムに代わる手段があっても公平に比較されない

WCD によれば、ダムに代わってエネルギー、水、食糧のニーズを満たす手段は現在数多く存在しています。例えば、水やエネルギーの需要自体を減らすこと（需要側管理）や、生産および消費過程において効率を高めることなどです。供給手段にも代替手段が多数あります。ダムに代わる手段は存在し、しかも多くの場合より持続可能で安価なのです。WCD 報告書は、計画段階で大型ダムに代わる手段も同じ比重を持たせて検討するよう勧告しています。

大型ダムへの偏向

政治家、官僚、ダム建設会社、開発銀行などは長年にわたって大型ダムを好んできたことを WCD は明らかにしました。これが汚職や情実の温床となり、より安価で効果的な手段の選択を妨げてきたのです。

図 2—権利とリスクのアプローチ



2.2 勧告

WCD 報告書は、これまでのダム建設のあり方を調査して代替手段を検討するだけでなく、未来に向けた勧告を出しています。これらの勧告は、ダムに限らず、水やエネルギー全般に関わる意思決定の枠組みを形作ります。また、水やエネルギー以外でも、あらゆる種類の開発事業の計画・実施方法に関係します。

新たな一歩——「権利とリスク」のアプローチ

WCD は新しい意思決定のアプローチを提唱しています。それはすべての利害関係者の権利を認め、リスクを評価することから始まります。つまり、権利の侵害を受けるおそれのある、また、非自発的にリスクを負うすべての利害関係者が、開発に関わる意思決定に参加すべきであるということです。こうした方法を取ることで「誰が交渉の場に出席すべきか、どのような課題を話し合う必要があるかを効果的に決めることができる」と WCD は考えています。この新しいアプローチを実行する上で、WCD は 7 つの戦略的優先事項を作成しました。

1. 社会の支持を得る

WCD は、被影響住民が「明確な合意」を与え、先住民族や部族民が、十分な情報に基づいて事前に自発的に同意しないかぎり、ダムを建設してはならないと言っています。こうしたことは、交渉によって得られた法的拘束力を持つ合意を通じて達成されなければなりません。

2. 総合的選択肢評価

ダムを建設するかどうかを決める前に、水・食糧・エネルギーのニーズについて、参加方式によるガラス張りの評価を行なう必要があります。これらのニーズを満たす手段を全て検討対象とします。もっとも優先すべきは、既存の水利・灌漑・エネルギーシステムをより効率的で持続可能なものにすることです。選択肢の評価プロセスと事業の計画・建設・運用の全段階を通じて、環境および社会的問題を、経済的・技術的問題と同等に重視しなければなりません。

3. 既存ダムへの取り組み

便益を最大化するために、状況に応じて既存のダムの修復と改良を行なうべきです。既存のダムの被害を受けた人々には、過去に遡って補償する必要があります。環境への影響を緩和するようにダムの運用を修正します。すべてのダムの認可には期限を設けるべきです。認可更新プロセスによって、事業の実績や影響を参加方式で調査する機会が生まれ、それがダム運用法の変更やダムの撤去につながることもあります。

4. 河川と生計の維持

河川を開発に関わる選択肢評価や意思決定は、まず悪影響を回避するよう努力し、次に河川システムの損害を最小限に食い止め緩和するものでなければなりません。ダム建設を決める前に、生態系・社会・保健衛生上の問題についてのきちんとした基礎情報や科学的知識を収集・分析し、ダムをはじめとする開発事業が生態系に与える累積的影響を考慮します。ダムは「河川環境維持流量」を放流し、生態系と生活手段の維持を助けなければなりません。

5. 権利の認識と便益の分配

不利な影響を受けた人々が、事業の第一の受益者でなければなりません。立ち退き者、ダムの上流や下流に住む人々、貯水池の周辺で生活する人々、移転地のせいで所有地が影響を受けた人々がこの中に含まれます。こうした人々が参加した上で、ダムの便益が明らかにされ、選択、分配、供与されなければなりません。被影響住民との交渉により、双方が合意した法的拘束力を持つ緩和および開発の規定をまとめます。

6. 規則遵守の保証

融資機関や開発推進機関は、水およびエネルギー資源開発にあたって、はっきりとした基準とガイドラインを採用しなければなりません。事業開始前に、事業に関連する義務が全て遵守されるようインセンティブや罰則も盛り込んだ計画を作成する必要があります。汚職行為をなくす手段も講じなければなりません。

7. 平和、発展、安全保障のために川を分かちあう

国際河川においては、国家間の紛争を解決し、問題に協力して立ち向かえるように手段を講じなければなりません。国家は、第三者委員会などの紛争処理機関を利用して、共有の河川での事業を止める能力を持つ必要があります。WCDの原則を国家の水資源政策に盛り込んで、共有河川流域での紛争を解決し、協力関係を推進するために役立てるべきです。

第 3 章

WCD 報告書への反応とフォローアップ活動

WCD の結論が発表されると、多くの反応や公的な見解が発表されました。その中には希望が持てるものもあれば、期待外れのものもあります。多くの NGO やいくつかの国際機関は報告書を歓迎し、ダム事業推進者が報告書を採用し実施に移すよう求めました。一方、報告書自体を拒絶している団体、政府、企業もあります。

報告書が発表された際、WCD を監視してきた活動家と被影響住民の連合団体は、報告書を歓迎しました。このグループは声明の中で「報告書はこれまでのダム批判派の主張の多くが正当であったことを示している。ダム建設業者や融資機関が WCD の勧告に従えば、環境破壊を引き起こすダムの時代は終わりを迎えるだろう」と述べています。報告書の発表の際、39 カ国 109 の NGO が署名した「公的金融機関への要求」という声明が発表されました（コラム 3 参照）。

ロンドンでの発表にあたり、その他の機関も同様に報告書を歓迎しました。国際自然保護連合は、報告書が「大型ダムの開発および運用の歴史において画期的な出来事である」と述べました。また国連環境計画（UNEP）も報告書を支持し、世界保健機関（WHO）は「強力な支持」を表明し

ました。スウェーデンのダム建設会社であるスカンスカは、即座に WCD の勧告に賛同しました。

発表以来、報告書には異なる立場の人々・団体から様々な反応が出されています（表 1）。WCD は確かに影響力を持ち、その輪は段々と広がっています。しかし、産業界、金融機関、政府が WCD の勧告を採用するまでには、さらに多くの運動が必要とされているのも明らかです。これらの機関に働きかけるための報告書の使い方は、4 章を参照してください。

キャンペーンのためのヒント

「ダムと開発プロジェクト」は NGO にとっての情報源となります。WCD 報告書に関するワークショップの開催や参加、WCD 関連資料の翻訳、講師を集会や会議に招いて WCD プロセスの説明を受けることに関心がある NGO は、ダムと開発プロジェクト（info@unep-dams.org）に連絡するとよいでしょう。

表 1 WCD 報告書に対する公的な反応		
機関名	立場	コメント
政 府		
中国	拒否	中国政府は当初 WCD を支持していたが、後に WCD が中国国内のダムを調査することを一切拒否した。中国水資源部の高官が WCD 委員に選ばれたが辞任（健康上の理由と思われる）。中国政府は後任を任命しなかった。
ドイツ	支持	ドイツ政府は、WCD 報告書に最善の対応を行なうべく、政府機関・NGO・民間企業間の対話を促進してきた。国内の援助機関および世銀の WCD ガイドライン実施を後押ししようとしている。
インド	多様	インド連邦政府は、WCD がケーススタディとしてインドのダムを取り上げることとを許可せず、また南アジア公聴会のインド国内での開催も拒否した。水資源省は、WCD フォーラムのメンバーでありながら、WCD 報告書を拒否した。他の中央政府機関や個人は、WCD に対してオープンな態度を示している。インド各地で続けられている多様な利害関係者を集めた研究会では、州政府関係者の中に一定の支持者がいることが明らかになっている。
ノルウェー	多様	各省庁による WCD 報告書の検討を外務省が取りまとめた。検討結果は、報告書が「極めて興味深く有益である」としたが、具体的な政策変更については触れなかった。開発協力に関する部分では、ノルウェーは「報告書の主要な原則である計画プロセスにおける住民参加と透明性」に同意するとしている。一方で、WCD は天然資源に関する各国政府の決定権を弱めようとしていると批判している。
アフリカ	支持	南アフリカ政府、産業界、NGO が 2001 年 7 月に開催した合同シンポジウムにおいて、WCD が全面的に支持された。報告書を南アフリカにどのように適用するかを検討する、多様な利害関係者によるプロセスが開始され、現在進行中である。
スウェーデン	支持	スウェーデン国際開発庁（SIDA）は、途上国政府による WCD の結論の実施を支援すると約束し、報告書の普及を援助している。SIDA は、報告書を将来のダムに関する意思決定の際に用いると述べている。しかし、SIDA の政策はすでに WCD の勧告にほぼ沿うものだと、政策変更までは行わないという。
トルコ	拒否	トルコ国家水利庁長官は、WCD は原子力・火力発電業界の陰謀であると主張している。トルコ政府は、南東アナトリアの大型ダム、アタチュルク・ダムを WCD が調査することを拒否した。
イギリス	支持	WCD 報告書について検討し、イギリスによる海外のダムの支援に対して、報告書がどのような意味を持つかを評価するために、省庁横断的なグループを創設した。国際開発省（DFID）は、WCD 報告書を実行に移そうとする途上国を支援している。DFID はまた、政府機関、NGO、労働組合、企業が参加しての報告書に関する対話を支援している。

表 1 WCD 報告書に対する公的な反応		
アメリカ合衆国	多様	アメリカ国内の大規模ダムの多くを建設してきた連邦政府機関は、WCD に対して公式の立場を表明していない。アメリカの輸出信用機関である米国輸出入銀行や海外民間投資公社は、報告書を歓迎し、WCD 勧告の一部を政策に取り入れるとしている
産業界		
国際大ダム会議（ICOLD）	拒否	国際大ダム会議、国際かんがい排水会議（ICID）、国際水力発電協会（IHA）は、各国政府、世銀等に対して、WCD 報告書を却下するよう働きかけてきた。しかし、各団体内部には強い意見対立があり、WCD 報告書を支持している支部や個人も存在する。
国際かんがい排水会議（ICID）	拒否	上記の通り。
国際水力発電協会（IHA）	批判的	上記の通り。本書の執筆段階では、WCD のフォローアップへの関与を続けるどうか未決定。
水力設備協会（HEA）	不明確	水力設備協会は、WCD 後のプロセスにおいて水力発電業界の利益を代表するために、アルストーム電力、フォイト・ジーメンス、VA テックによって 2001 年に設立された。
国際金融機関		
アフリカ開発銀行（AfDB）	支持	アフリカ開発銀行は、WCD 報告書を「大規模ダム評価における画期的な報告」とであると歓迎した。また、「最近完成した統合水資源管理政策を裏付けるために、アフリカ開発銀行の技術ガイドライン策定にあたって、WCD の基準およびガイドラインを取り入れる」計画であるとしている。
アジア開発銀行（ADB）	支持	2001 年 8 月の回答の草案では、「アジア開発銀行は WCD のガイドラインを支持し、今後あらゆる事業において検討の対象とする」としている。しかし同時に、被影響住民との交渉と協定締結など、WCD の主要な勧告の中には各国政府の責任であるものがあり、アジア開発銀行はこうした勧告を採用しないと述べている。アジア開発銀行は 2001 年 5 月にフィリピンで WCD に関する利害関係者会議を開催した。今後、2002 年にベトナム、インド、ブータン、ネパールで行なわれる同様のワークショップを支援するとしている。
世界銀行	多様	3.1 参照。
輸出信用機関（ECA）	多様	2001 年 3 月、G8 環境相は輸出信用機関に対し「WCD 勧告の関連部分の検討……を含む、意思決定プロセスの透明性を高めるために、共通の方策を採用する」よう求めた。しかし、輸出信用機関共通の環境基準採用への動きは極めて遅い。
WCD 報告書への反応に関する情報は、 www.unep-dams.org で入手可能。		

コラム3 公的金融機関に対する NGO の要求

ロンドン、2000年11月16日

金融機関の大規模ダム融資における役割と WCD プロセスでの役割を考慮し、また WCD 報告書の勧告に基づいて、私たちは、世界銀行、地域開発銀行、輸出信用機関、二国間援助機関等を含む全ての公的金融機関に対して、以下の行動を求める。

■すべての公的金融機関は、直ちに WCD の勧告を包括的に採用し、関連する政策、特に水およびエネルギー開発・環境アセスメント・住民移転・住民参加に関する政策に WCD 勧告を組み込むこと。

■すべての公的金融機関は、直ちにすべての計画・進行中のダム事業について、第三者による透明で参加方式に基づく調査を行なうこと。この調査が行なわれる間、事業の準備および建設を凍結すること。調査によって、それぞれのダムが最

低限 WCD の勧告に従っているかどうかを明らかにすること。勧告を遵守していない場合、事業は WCD の勧告に従って変更され、あるいは完全に中止されること。

■未解決のダムによる悪影響に責任を有するあらゆる機関は、ダム事業で社会的・文化的・経済的被害を受けた地域社会に対する補償メカニズムの設立および資金提供のプロセスに直ちに着手すること。

■全ての公的金融機関は、上記の措置に沿ったことが証明されるまで、新たなダム計画・建設への融資を凍結すること。

39 カ国 109 の NGO による署名

3.1 進まない世銀の対応

WCD 報告書に対する世界銀行のこれまでの対応は期待外れでした。世銀は報告書を「意思決定プロセスでの有用な参考資料」として用いるとしていますが、WCD 勧告を拘束力のある政策の中に採用することは拒否しています。

世銀は WCD を設立した 2 つの団体の 1 つです。WCD の設立段階および委員会の討議の間、世銀は、批判に耳を傾け、政府・企業・NGO の利害を誠実に仲介する用意があることを示すために、WCD プロセスにおける自らの役割を強調しました。発表式典において世銀のジェイムズ・ウォルフェンソン総裁は、報告書は「立場は様々であっても、誠実な人々の間では、共通の見解に達することができる」ことを示したと語りました。

したがって、世銀は WCD ガイドラインを方針と実際の業務に組み入れ、他の組織・人々にも採用を奨励するだろうと期待されました。ところがその後起こったのは、WCD 勧告を取り入れることに反対する一部スタッフと、世銀は勧告を実施する責務があると信じる他のスタッフ、理事、市民社会との間の闘いでした。

2002 年 1 月、世銀は WCD 報告書への公式見解を発表します。この中で世銀は、「WCD の中心となる価値観を共有し、7 つの戦略的優先事項を推進する必要性に同意する」としました。しかし一方で、世銀は WCD 勧告を公式方針に採用せず、その代わりに個々の事業の状況に応じて「関連するガイドラインを現実的・効率的・タイムリーに適用するよう、政府や事業者と共同で取り組む」ことを約束しました。

公式見解はまた、世銀が「ダムの計画と管理に関する行動計画」を開始したと述べています。計画には、6 項目から成る活動が含まれていますが、確実に着手するかどうかはあいまいです。いくつか例を挙げると「借入国と共同で意思決定を『川上』へと移動する（すなわち、ダムが最善の選択肢と決めてかからず、開発目標を達成するための様々な代替案を評価することをより重視する）」「世銀の既存のセーフガード方針を効果的に実施する」「既存のダムの性能を向上するため、借入国支援を継続する」などです。これら自体は賞賛に値するし、世銀批判派が世銀に対して長らく要求してきた内容でもあります。

しかし、この行動計画をどのように実施するかについては、まだ何ら意思表示がありません。通常の世銀の手続きとは違い、この行動計画は「各国政府の要請に基づき運用」され、世銀が「各国に押し付けることはない」と世銀スタッフは言います。世銀が各国政府の政策に口を挟み、民間企業に都合がよいようにセクターを丸ごと改変することすら辞さないことを考えれば、これは行動計画を実施しない言い訳に過ぎないように思われます。

加えて、世銀は「水資源部門戦略」を作成中であり、これは WCD 勧告を実施する中心的な手段となることが期待されます。この戦略が意義あるものになり強制力を持つかどうか、また業務方針の変更につながるかどうかはまだわかりま

せん。本書の執筆時点で、同戦略の最初の草稿は、広く意見を求めるために 2002 年 3 月ごろ公開されると見られています。

ひとつ前向きな動きがあります。国際開発協会（IDA）の増資交渉を行なっている援助国が最近、「ダムの準備と評価において、WCD の中心的価値観と戦略的優先事項を考慮するよう国際開発協会に求め」たことです。国際開発協会は世銀の一機関で、最貧国の支援にあたっています。

世銀の水資源管理についての詳細は、www.worldbank.org/water を参照。

コラム4 ダムと開発プロジェクト

2001 年 2 月、WCD フォーラムの最終会議の出席者 80 名は、WCD 報告書を普及するため、報告書の勧告をいかに実行に移すかについて対話を促進するために、新しい組織が必要であるということに一致しました。その結果、国連環境計画（UNEP）の支援の下、「ダムと開発プロジェクト」（DDP）が設立されました。

ダムと開発プロジェクトの主要な 4 つの目的

- WCD 関連資料の翻訳を含む、WCD 報告書および関連情報の広範な普及活動を支援する。
- 報告書および報告書が焦点を当てている問題に関して、国・地域・世界レベルでの対話を支援する。
- あらゆる利害関係者を対話に関与させることを目的として、ダムに関する議論の参加者の交流とネットワーク作りを促進する。
- 情報流通と WCD 報告書に関連する発案への助言の便宜を図る。

個別事業または関連業務に関する見解の表明や判断は、ダムと開発プロジェクトの職務に含まれません。

ダムと開発プロジェクトは南アフリカのケープタウンに本拠を置き、2001 年 11 月から 2 年間権限を持ちます。活動資金は主にスウェーデン、スイス、ドイツ、イギリス、オランダの各国政府から提供されています。

14 人の様々なメンバーからなる国際運営委員会が、ダムと開発プロジェクトの業務を処理します。運営委員会メンバーには、世銀、国際自然保護連合（IUCN）、各国政府、企業・業界団体のほか、フィリピンの「政策研究と教育のための先住民族国際センター（テプテバ財団）」、ナルマダを救う運動、国際河川ネットワークなどの代表が参加しています。

ダムと開発プロジェクトのスタッフとコンサルタントは、世界中の関連する集会、会議に参加して、WCD についてのプレゼンテーションと資料配布を行ないます。ダムと開発プロジェクトはまた、WCD に関する国および国際レベルでの多様な利害関係者の対話を促進するため、資金、講師、資料、他地域での類似するプロセスの経験を提供します。WCD のフォローアップ活動および WCD 報告書への様々な反応は、ダムと開発プロジェクトのウェブサイト（www.unep-dams.org）に掲載されます。

3.2 報告書発表後の WCD の活動

世界ダム委員会本体は報告書の発表と同時に解散しましたが、2001年9月まで、報告書の普及のために小規模な事務局が残っていました。事務局はそれまでに WCD 報告書約 4600 部と、報告書のほか数千ページにおよぶ参考資料を含む CD-ROM 1 万 5000 部を配布しました。報告書全文はスペイン語に訳され、www.dams.org からダウンロードできます。中国語版、フランス語版の出版のための交渉も行なわれています。報告書の概要は 8 カ国語に訳されており、www.dams.org で入手できます。

2001 年 2 月、WCD フォーラムの最終会議の出席者 80 名は、WCD 報告書を普及し、報告書の勧告を実行する方法についての対話を促進するために、新しい組織が必要であるということで一致しました。その結果、2001 年 11 月、国

連環境計画 (UNEP) の支援の下、「ダムと開発プロジェクト」(DDP) が設立されました (www.unep-dams.org)。「ダムと開発プロジェクト」は、報告書の普及、翻訳の調整、WCD の見解に関する政府・企業・NGO や他の利害関係者間の対話の支援を目的としています (コラム 4 参照)。

発表以来、WCD 元委員や事務局スタッフは、約 25 カ国の様々な会合で報告書を紹介してきました。世界各地の NGO は、WCD の見解を現地、地域、あるいは国レベルで知らせるためにワークショップを開催しています。特定のダム問題に取り組んでいるグループは、個別に WCD 報告書を利用して、破壊的な事業に対するキャンペーンを強化するようになりました (第 4 章参照)。

第 4 章

WCD 報告書の利用

「私たちの話は終わった。
次に何が起きるかは読者に
ゆだねられている」
WCD 報告書

WCD は、ダムの議論におけるあらゆる立場の代表で構成され、国際的に高く評価された委員会でした。したがってその結論や勧告は、全世界のダム・キャンペーンに大きな影響力をおよぼすことができます。

WCD 報告書は、参加型意思決定のモデルを生み出します。その重要性はエネルギー・水部門にとどまりません。これを利用して、意思決定プロセスの透明性や民主主義、地域社会による地域の資源の管理、あるいは社会正義・環境保護・公平で持続可能な希少資源の管理を求める NGO や市民運動、それらに賛同する専門家を支援することができます。

しかし、ひとつ問題があります。WCD のガイドラインは国際法を構成せず、その勧告は、いかなる機関も拘束しません。WCD 勧告に従うように政府や企業、融資機関に働きかけることは、NGO や市民運動の責任です。

公平で環境的に持続可能な開発をめざすならば、WCD 報告書と報告書が示す手段を私たち自身が理解し、地域社会、政府にも知らせる必要があります。そして政府や融資機関に、WCD の勧告を受け入れ、実施するように働きかけることが必要です。また、個別の事業のどこが WCD の勧告

からはずれているか、勧告に従わせることができるかどうかを示すことも必要です。ダムの代替案を促進する必要もあります。この勧告を利用して、既存のダムに影響を受けている地域社会のために、過去に遡って補償を要求する必要もあります。

本章では、破壊的な開発事業を止め、代替案を促進するための WCD 報告の利用法についてアイデアを提供します。また、他の NGO や市民団体が行なったフォローアップ活動の例も挙げました。

4.1 WCD 報告の利用法

WCD は、NGO や被影響地域社会に、役に立つ手段を提供しています。報告の利用法としては以下のようなものが考えられます。

地域社会と NGO の教育

- この市民ガイドを現地語に翻訳し、事業の影響を受ける地域社会や NGO に配布する。

- WCD 報告書を部分的に現地語に翻訳し、国中に広く配布する。これらの翻訳について資金提供を「ダムと開発プロジェクト（DDP）」に申しこむ。
- 現地、地域、国レベルでワークショップを企画し、被影響地域社会や NGO に、WCD についての知識を与える。この機会に現地、地域、国レベルのダムに関するネットワークを作る。元 WCD 委員や事務局職員をワークショップに招き、WCD 報告書について発表してもらう（30、31 ページ、インドとフィリピンの事例を参照）。
- マスメディアを対象に説明会やワークショップを開き、WCD の結論と、それが自分の地域にどう関わるかを討論する。可能であれば、現地の専門家を招き、特定の事業の影響について議論する。

事業案に異議を唱える

- どうすれば事業案が WCD 勧告に適合するか独自の分析を準備し、それを政府機関や出資者に配布する（例としてコラム 5 を参照）。WCD 報告書には、進行中のダムを専門に扱った章があり、計画や開発のさまざまな段階にあるダムについて具体的な勧告を与えている（51 ページ参照）。
- 第三者機関を設置し、事業案が WCD 勧告を遵守しているかを調査する。あるいは、政府や融資機関にそのような機関の設立を働きかける。必要に応じて、地域のあるいは国際的な学術機関、産業界、研究機関の専門家に依頼する。中立的な専門家の見解は、NGO によってなされた分析よりも、政府や融資機関に信頼されやすい。独立調査委員会の利用は WCD が勧告している（WCD's Guidelines for Good Practice の Guideline 22 参照）。

政府政策への反映

- 国内法や政策に WCD 勧告を取り入れることを提言し、また勧告を公式に支持することを政府機関に働きかける。対象となる機関は、エネルギーおよび水関係省庁、エネルギー・治水・灌漑・水道事業の許認可機関、国のエネルギー委員会や流域開発公社のような実務機関、公共インフラや開発融資機関などである。

- 地元でキャンペーンを開始し、自国の輸出信用機関や二国間援助機関に WCD 勧告を受け入れるよう働きかける。これらの機関の説明責任を求めるため、議員への教育やロビーイングを行なう。
- WCD 勧告の協議と実行のため、多様な利害関係者による国内フォーラムを設置する。これらの活動を支援する資金を「ダムと開発プロジェクト（DDP）」に要請する。多様な利害関係者によるプロセスの準備方法はコラム 6 を参照。
- ダムと開発プロジェクト、アジア開発銀行のような多国間機関、その他の公的フォーラムが開催する国内ワークショップに参加する。
- 世界ダム委員会にならったプロセスや方法論による国内ダム委員会の設立を求める。

国際金融機関に WCD 勧告の受け入れを要求する

- 世界銀行、地域開発銀行、輸出信用機関、二国間援助機関に WCD 勧告受け入れを働きかけるため、国内や地方、国際キャンペーンを開始、もしくはそれらに参加する。
- 自国の財務省に働きかけて、世銀や他の機関に WCD 勧告の受け入れと実行を促させる。議会に働きかけ、世銀や他の国際金融機関に改革を要求することを政府に義務づける法律の制定を目指す。これは特に援助国において効果的である。援助国は世銀や他の機関に出資するにあたり、具体的な改革を条件とすることができるからである。

補償の要求

- WCD 勧告を利用して、既存のダムで影響を受けた地域社会への補償を提唱する。
- 過去のダムの未解決問題に取り組むために、多様な利害関係者による第三者委員会を政府に設置させる（WCD 報告書 10.2 で勧告されている）。

代替案の促進

- WCD はエネルギー、利水、洪水調節のニーズを満たすための、ダムに代わる様々な手段を特定している。WCD 勧告を利用して、参加方式によるニーズおよび代替案の評価に着手するよう政府に働きかける。
- 開発のニーズや目標を認識するため、自分の地域社会を基礎とするプロセスを計画する。
- 学界、産業界、研究機関から専門家の協力を得て、様々な選択肢を評価し、社会・環境・経済面から最善の選択肢を勧告する。この選択肢を政府や融資機関に推奨する。独自に事業を作成し、これをモデルとして利用する。

キャンペーンのためのヒント

本書 8 ページの「WCD ファクトシート」を講習会、討論会、抗議行動その他のイベントの折りに配付資料として使いましょう。地元の言葉に翻訳して、地域社会、被影響住民、その他関心を持つ人に配りましょう。

4.2 WCD と他部門との関係

WCD の勧告は、開発への新しいアプローチを提案しています。その基礎は、広く認められた中心的な価値観と国際協定です。したがって、その戦略的優先事項とガイドラインの多くは、インフラストラクチャや開発の計画に広く適用されるべきです。WCD は、事業の影響を受ける先住民族による十分な情報に基づく事前の自発的同意、事業の建設を決定する前に代替案の総合的評価を行なうこと、経済的要因のみならず社会および環境的要因に基づく意思決定を要求しています。

以下は WCD 勧告を他部門へ適用する方法の例です。

- 明確な社会の支持と十分な情報に基づく事前の自発的同意の原則は、国のエネルギーおよび水政策、国家土地収用法、交通、鉱業、土地開発部門を統括する政策の中

に組み込まれるべきである。また、国際金融機関の方針にも同様に組み込まれるべきである。

- 参加型によるニーズおよび選択肢評価の原則は、交通、採掘産業、工業、テレコミュニケーションなど他部門に拡大され、それぞれの法律や政策に組み込まれるべきである。
- 過去の事業が起こした未解決問題に対する補償支払いの原則は、鉱業、森林、都市再生、交通など、社会・環境影響が未解決で残っている事業にも適用されるべきである。

4.3 WCD はダムの影響地域への補償を支持している

NGO は WCD 報告書を利用して、ダムの影響を受けた地域社会が過去に遡って補償を要求するのを支援することができます。WCD は「既存の大型ダムに関連する未解決の社会問題を特定し、評価する。問題は正のためのプロセスとメカニズムは、被影響地域社会と共に構築する」ことを勧告しています。被影響地域社会への補償が行なわれるまで、当該の地点および流域での新規ダム事業に出資すべきではないと、WCD は述べています。

補償プロセス

報告書は、要求を審査し補償を行なうプロセスについて説明しています。WCD は、補償プロセスを開始する責任は政府にあるが、金融機関、国際機関、民間会社を含む多様な関係者が参加してもよいと述べています。

法律専門家、ダム事業主体者、被影響住民、その他の利害関係者が参加する第三者委員会を政府が設置し、下記の業務を行なうことを WCD は勧告しています。

- 要求を査定するための基準を作成する
- 要求を行なう資格のある個人、世帯、地域社会を特定する

- 相互に合意し、法的強制力を持つ補償規定の作成のために、被影響住民との交渉を補助する

被影響住民には、補償の評価・交渉・実行に参加できるように、法律的・専門的支援や資金援助が提供されなければなりません。

損害の評価

損害は流域（集水域）単位で評価され、事業により移転させられる住民だけでなく、上・下流で影響を受ける人々も含めるべきです。評価には金銭的損失以外のものも含み、補償内容はその地域社会の優先事項やニーズに基づいて策定されるべきです。ダム運用方法の変更やダムの撤去により、土地・水・魚・聖地へのアクセス権といった資源の配分の形で補償することもできます。

補償金の徴収、管理、供与のための第三者委員会を設置が必要です。委員会には政府と被影響地域社会が選出した法律家が参加します。補償に責任を持つ関係者の説明責任は、契約と法律によって必ず果たされるようにされなければなりません。

補償金の財源

補償金は、国および地方政府のいずれかまたは両方の予算、ダム事業への貸付および補助金の一定の割合、エネルギー・水事業で現在得ている収入の一定の割合を財源としてまかなうことができると WCD は述べています。

また、二国間援助機関や多国間開発銀行が「過去のダム事業の詳細を見なおし、効率が悪い、あるいは未解決の問題があると考えられる事業を特定、このような事業の財政負担への取り組みを借入国に代わって分担する。ここには、例えば、事業に関係する未払い債務を帳消しにする、債務の返済を被影響地域を対象とした開発支援に振り当てる、新たな援助を与えて借入国が未解決の経済・社会・環境問題に取り組むのを促すなどが考えられる」ことを WCD は勧告しています。

このような資金は、影響を受けた地域社会に長期にわたり利益をもたらすように、信託基金に割り当ててもよいでしょう。その他ダム事業の計画・推進・地域社会の移転で利益を得た機関や業界から、一定の割合で寄付金を拠出させる方法も可能です。また、将来ダム関連契約（既存ダムの維持、改良、改装を含む）にすべて補償税を課し、そこから資金を得ることもできるかもしれません。

キャンペーンのためのヒント

自国政府に WCD 勧告の実行を求める行動を、3月14日の「ダムに反対し川、水、命を守る国際行動デー」で企画しましょう。2001年には、25カ国の人々が国際行動デーに参加しました。詳細は IRN まで。

コラム 5-WCD 勧告に従わない事業の評価

以下は、ラオスに計画されているナム・トゥン第2ダムを、WCD 勧告の視点から IRN が分析したものです。この分析は、2000年11月に WCD 報告書がロンドンで発表された際に作成、公表されました。ナム・トゥン2の WCD ガイドライン遵守の分析について、詳細は www.irn.org/p/programs/mekong より入手できます。その他の計画中の事業に関する IRN の分析は www.irn.org/wcd で入手可能です。これらを情報源にして、独自の評価を行なうためのアイデアが得られるでしょう

背景

高さ50メートルのナム・トゥン第2ダムは、メコン川で4番目に大きな支流に計画されており、ラオスの水力発電計画としてはもっとも大きく、またもっとも激しい論争が起きている。この12億ドルの「BOT」計画は、フランス電力公社とタイのふたつの会社がラオス政府と共同で作成したものである。ダムの発電量1060メガワットのほとんどすべてはタイに輸出される。現在事業は中断され、タイ電力公社との電力購入協定、ラオス政府の許可、世銀が債務保証やその他の財政援助を与えるかどうかの決定を待っている。

* 訳註: Build-Operate-Transfer 民間資金で整備・運営して、投入資金の回収後は役所に移管するという、「民活」に名を借りた政府の責任放棄の手法（「不

明解略語辞典」<http://www1.nisqi.net/~cpulot/Dic.htm> より）。

このダムが建設されれば、4500人の先住民が先祖伝来の土地から強制的に立ち退かされ、さらに数万人が農漁業による生活手段を奪われ、生物多様性に富むナカイ高原の450平方キロが水没する。この事業はタイに輸出する電気を発電することを意図しているが、タイでは電気は供給過剰であり、電力市場も変化しているため、経済的実現可能性は疑問である。世銀は、表面向きには推進・反対いずれの側にも加担していないと言っているが、1989年の実施可能性調査以来、ナム・トゥン2を強く推進している。ラオスへの投資には明らかにリスクがあるため、世銀が保証やその他の特権的財務支援を提供しないかぎり、ダム開発者は融資を集められない。

総合的選択肢評価

WCD 勧告: 「多角的な基準を用いて、認識されている幅広い代替案から望ましい選択肢を審査、採用する。選択肢の審査はあらゆる政策、計画、事業の代替案を対象とする。

実情: 世銀はダムがラオスに収入を生み出すとして推進しているが、外貨をもたらすための代替手段の総合的評価は、未だ完結していない。予測されるナム・トゥン2の重大な影響を回避しながら、流域保全と生活の向上のバランスを取るために、いかに地域の資源を管理するかについて、分析は一切行なわれていない。

社会の支持を得る

WCD 勧告: 「利害関係者が事業の計画と、自分たちに影響を与える結果をもたらす交渉に参加する。先住民・部族民が、十分な情報に基づく事前の自発的同意を、事業の計画に与える。利害関係者フォーラムへの実効性のある参加は、情報、法律、その他必要な援助が適時得られることで促進されなければならない」

実情: 事業推進派は、1997年にラオスで行なわれた住民参加プログラムをもって、ナム・トゥン2が社会の支持を得た証拠とする。しかし、WCD に提出した報告で、フォーカス・オン・ザ・グローバル・サウスのシャーマリー・グタルは、ダム建設の決定はこのプロセスのかなり前になされていたと述べている。「被影響地域社会と一般市民からの実質のある意見提供は、主に移転の選択肢と緩和策を作成するという範囲内において求められた。これらの問題は事業開発プロセスの後半に発生したものだ」。情報は、直接影響を受ける地域社会も、政府職員さえも手に入らなかった。外国の専門家と地元住民の間にとつもない知識の格差があったからである。「協議においてラオス国民が、発表された情報に異議を唱えたり、事業の全般的な可能性に疑問を持ったりする正式な機会はほとんどなかった」。

リスク

WCD 勧告: リスクは公正に分析され、公開で検討されなければならない。「(リスクは) 特定され、明確にされ、系統的に取り組まれなければならない。もっとも重要なことは、リスクと便益について公平な基準で確実に交渉されるように、非自発的にリスクを負う者には、自発的にリスクを負う者と共に透明なプロセスに参加する法的権利が与えられなければならないということである」「どの程度のリスクが受け入れられるかは、共同の政治的プロセスを通じた合意により決定されるべきである」。

実情: 漁場などの生計の手段を失うことが予想される多数の人々のリスクは、事業のリスク評価の一環として評価されたことはない。これら「非自発的にリスクを負う者」は、自らの生活に影響する決定に参加の機会を与えられていない。

既存のダムへの取り組み

WCD 勧告: 報告書は次のように述べている。「既存の大型ダムに関連する未解決の社会および環境問題を特定、評価する。問題解決のためのプロセスとメカニズムを、被影響地域社会と共に作りだす」「事業の累積的影響を分析すること」「過去の事業の環境への影響を評価し、ニーズ評価に組み込むこと」。

実情: トウン・ヒンブン・ダムは、ナム・トゥン2予定地の50キロ下流にあり、アジア開発銀行（ADB）の融資により1998年に完成している。トウン・ヒンブンはダムの上流・下流に住む2万5000を超える人々の生活手段に重大な影響をおよぼしている。例えば、漁獲量の減少、野菜農園と乾季の飲料水源の破壊、漁網の喪失、水上交通の障害の増加などである。NGO がロビーイングを続け、ADB がいくつかの約束をしているにもかかわらず、影響を受けた地域社会は、未だ十分な補償を受けていない。

4.4 ケーススタディ - 他の団体はどのように WCD 報告書を利用しているか

ケーススタディ 1

インドにおけるワークショップを利用した 地方政府との提携

「ダム・河川・人の南アジアネットワーク」(South Asia Network on Dams, Rivers and People, SANDRP) は、2001 年にインドで WCD ワークショップを続けて開催しました。主な目的は、ダムについて懸念を持つ個人や組織に WCD 報告書を広めることと、報告書をインドで実行に移す可能性を議論することでした。この目的に賛同した全ての利害関係者が会合に招待されました。こうして政府職員、代議士、学識者、中立の専門家、ジャーナリスト、非政府組織、被影響住民がさまざまな会合に参加しました。

SANDRP は地方組織と共同して、ハイデラバード、シロン、ランチ、インドール、バンガロール、ケディ・バルワーディ (ナルマダ川流域のマン・ダムの影響を受ける村) を含めたいくつかの都市で会合を開催しました。SANDRP ワークショップに加えて、2 日間の全国協議会と 1 日の会合が、2001 年 5 月にデリーで WCD とインド国際センターにより開催されました。プーナでの会合は WCD とゴムク・トラストが企画したものでした。

会合に先立って、SANDRP は WCD インド調査のヒンディー語訳を出版しました。WCD 報告書概要もヒンディー語に訳され、役に立つ情報源となっています。英語版の WCD 報告書の全文と WCD CD-ROM も流通しています。

WCD 報告書の議論に加え、この会合はすべての利害関係者に、ネットワーク作りと学習の絶好の機会となりました。懸念する問題について情報交換や主張を行なうことがこの会合の第 2 の目的でした。会合はマスメディアに報道され、WCD 報告書やそのプロセスとメッセージをより広く伝えるのに役立ちました。

政府の反応

会合は政府機関の WCD 報告書に対する様々な反応を聞く機会となりました。WCD が企画したデリーの会合では、計

画委員会のメンバーが WCD 報告書を賞賛する一方、報告書の問題点を強調しようとした水資源省職員もいました。

州職員の中には WCD を賞賛し、勧告を実行することがインドにとって必要だと話す者もありました。ムンバイでの会合の結果、マハラシュトラ州首相は WCD を州政府に招き、報告書と調査結果について、関心を持つ職員や大臣の前で発表を行ないました。同様の可能性が、ハイデラバード会合に続くアンドラプラデシュでも開けました。

バンガロールの会議では、勧告を実行するための研究グループが設立されました。ランチ会議の地元主催者であるバルフムティ・アビヤーンは、ビハールのすべての地区とジャルカンドで会議を開催するように提案しました。シロン会議では、ダムに関する北東広域フォローアップ会議の開催を決定しました。

被影響住民との会合

すべての会議の中で、ケディ・バルワーディでの会議は特筆に値するものでした。会合の時点で水没することになっていたナルマダ川流域の部族民の村において開催されたからです。被影響住民や活動家がナルマダ流域の少なくとも 5 つのダムからこの会議に参加して、経験を話し合い、世界ダム委員会の勧告と比較しました。その比較——被影響住民が発表した——は、何にもまして、インドが WCD ガイドラインを水・エネルギー事業計画の中に取り入れているとはとても言えないこと、大型ダムにかかわる意思決定プロセスに、住民と理性が影響を与えるための戦いが、非常に困難であることを示していました。

ヒマンシュ・タッカー
SANDRP



ケーススタディ 2

ダムの国内ネットワーク構築につながった フィリピンでのワークショップ

コルディリエラ民族連合は、ダムに関する全国ワークショップを、2001 年の 3 月にバギオ市で開催しました。このワークショップは、ダムによる被影響住民、活動家、関心を持つ NGO が、フィリピンのダム事業や WCD 報告書、ダムに関わる法律問題、開発代替案について議論する場となりました。

3 日間のワークショップには、全国から NGO やダムによる被影響地域社会の代表 48 人が出席しました。この集会の結果、被影響地域社会と NGO 活動家の間で、大枠の国内ネットワークが共闘のために形作られました。

情報交換と地域社会の闘争についての話し合いの中で、参加者は国中の様々なダム事業の影響に理解を深めました。被影響地域社会の代表者たちの報告は、共通の問題を浮かび上がらせました。それは、被影響住民の権利の侵害、国内法のすりぬけ、疑わしい経済的利益、事業推進派による空約束、事業への巨額な外国からの借款が招く財政負担の増大、政府のエネルギー開発プログラムの妥当性に対する疑義などでした。

ワークショップの参加者は、ネットワークの行動計画を作成しました。その内容は、WCD 報告の様々な現地語への翻訳、ダムの調査および環境影響評価の見直し、アースデイや世界環境デー、先住民族週間、反ダム国際行動デーで共同して行動を開始することなどです。国内の全地域の代表からなるネットワークの運営委員会が結成されました。

ワークショップは、48 人の参加者による誓約で幕を閉じました。その誓約は「大型ダムに反対する市民宣言」の中に表明されています。宣言は「大型ダムには開発効果はなく、生活の維持と発展の促進の必要性に取り組むものではなかったことを、私たちの生活状況が明らかにした」と主張し、進行中の全ダム事業の停止、新規ダム建設の一時停止、影響を受けた地域社会への十分な補償と持続的な生活手段の提供、既存ダム周辺で損なわれた生態系の早急な復旧を要求しています。さらに宣言は、グロリア・マカパガル・アロヨ政権に対し、ダムで影響を受けた農民と先住民族の権

利の尊重と擁護、水およびエネルギー開発のための効果的・公平・持続的な代替案の作成を訴えています。

コルディリエラ民族連合

ケーススタディ 3

WCD を利用してブジャガリ・ダム問題を 浮き彫りにしたウガンダの NGO

ウガンダは世界で最も貧しい国のひとつです。人口の約 95% は電気を利用できず、大部分の人々は、たとえ国営電力に接続してやると言われたところで、電気料金を払う余裕がありません。1996 年、アメリカに本社を置く世界最大の独立電気事業者 AES 社は、ブジャガリ滝に 5 億 3000 万ドルの水力発電ダムを建設する許可をウガンダ政府から得ました。事業は地元の環境および人権団体、ホワイトウォーター・ラフティング業界、国際団体からの強硬な反対に直面しました。

反対する団体は、ブジャガリ事業には明らかに WCD 勧告に適合しない点がいくつかあることを発見しました。WCD は、特定のダム事業に推進の決定を下す前に、多くの重要な背景調査を行なうことを勧告していますが、この事業は、そのような調査抜きで進められていました。例えば、ウガンダの市民がもっとも緊急に必要とするエネルギーは何かを特定する「ニーズ評価」や、そのニーズを満たす最善の方法を特定する総合的選択肢評価、事業の累積的影響分析 (完成すれば、ナイル川の短い区間に 3 基のダムができることになる)、市民に対する事業のリスクの公式説明などは行なわれていません。

ウガンダの団体は、世銀を含む融資の可能性がある機関に、事業の問題点や WCD 勧告に従わない部分が多々あることについて書簡を何度か出した後、IFC (金融開発公社。世銀の民間セクター融資部門であり、ブジャガリの主要な出資者) のオンブズマン事務所 (融資に関する紛争解決機関) に要求を提出しました。この要求は「私たちは、新しく公表された世界ダム委員会の報告書に反するこの事業が、第三者機関により調査されることを求める」と述べ、この事業の勧告に適合しない点を列挙しています。NGO が確認した重

要な項目のひとつが「非自発的にリスクを負う人々」へのリスクでした。NGOはWCDの表現を使って事業契約（電力購入契約もしくはPPAと呼ばれている）の公開を強く求めています。それを見れば、どの関係者が特定の経済的リスクを負うかが概略わかるのです（例えば、もし事業が予測通りに電力を生産できなかった場合、誰が費用を負担するのか等）。この書類は、事業のリスクの多くをウガンダに押しつけているという噂があります。

金融開発公社のオンブズマン事務所は、事業がWCD報告に照らして「基準と見なされる」ことに同意しています。そして「PPAが入手できなければ、ブジャガリの経済的影響に関して有益な議論をすることは、不可能ではないにしても困難である」と言っています。オンブズマンの報告書は、NGOが挙げた懸念の多くを支持していました。しかしながら、世銀の経営陣は懸念のほとんどを却下した短い回答を出し、PPAの公表を拒否しました。

2001年12月、世銀は、事業がWCD勧告に適合したものであることを説明する短い報告書を公表しました。それは、WCD報告書が発表されたとき事業はかなり進行していたとして、責任を否定することから始まり、リスクの問題については一切触れていませんでした。翌日、世銀の経営陣はブジャガリ・ダムへの融資を承認しました。

教訓

WCD勧告を利用したNGOの努力により、この事業を止められはしなかったものの、遅らせることはできました。ブジャガリの影響の監視はさらに強化して続けられます。このキャンペーンには以下のような教訓があります。

1. 教育から始めること。主要な政府組織や、マスメディア、他の市民団体、自分の団体のメンバーと協力して、WCDについて、またWCDの自国への関わりを話し合う。勧告は、前後関係を見ず引用した場合、きわめてあいまいなものとなるので、事業が勧告に沿っていないことを示すいかなる分析も、ダム推進派に容易に論破されかねない。この戦術は、マスメディアの関心を勧告に引きつけるのに非常に役立つ。メディアの注意持続時間は短く、徹底した調査を行なう体制にないからである。

2. 世銀のような機関は「国家主権」を理由に、WCD勧告をなるべく実行しないようにする。例えばブジャガリのニーズ評価がないことについて、世銀はこのように述べている。「先進国と発展途上国のいずれにおいても、国家は、社会全体の最大の利益のために意思決定を行ない、国の優先順位に基づいて天然資源の利用法を決める権利を有すると、弊行は認識する」。

3. キャンペーンの初期に、選択肢とニーズの問題に取り組むこと。これらの問題について調査を行なうために、中立の学識経験者や専門家を探す。市民が関わろうとするときには、大型ダムはかなり進んでいることがよくある。したがって「早いうちから始める」こと、そして国のニーズと、そのニーズを満たすために最善の選択肢について説得力のあるデータを収集するように努めることが重要である。ブジャガリの活動家は、世銀や他の融資者にこの作業をやらせようとしたが、「単なる開発反対論」であり、ダムの「良い代替案がない」としてダム推進派に常に却下された。

ロリ・ポッテンガー

IRN アフリカ・キャンペーン



イルス・ダム・キャンペーンの旗揚げ。ロンドンの英国通商産業省正面にて。
(写真提供:Richie Andrew)

ケーススタディ4

イルス・キャンペーンの成功に WCDの利用が果たした役割

2001年11月、英国の建設会社バルファース・ビーティとそのイタリアのパートナー、インプレジオーは、経済、社会、環境面の理由から、トルコのイルス・ダムから撤退しました。同社の撤退は、25億米ドルの事業にもはや英国、アメリカ、イタリア政府の資金支援がなく、将来が疑問視されることを意味します。

バルファース・ビーティの撤退は、英国の人権団体と環境団体が合同でイルス・ダム・キャンペーンを結成し、2年間にわたり運動を行なった成果です。キャンペーンの主な目標は、バルファース・ビーティのイルス・ダム建設を援助するために英国の輸出信用機関が行なおうとしていた2億ドルの出資に反対することでした。

イルス・ダムはトルコのクルディスタン地域を流れるチグリス川に計画されています。ダムは、人権侵害が蔓延する地域で、最大7万8000人（その大部分はクルド民族）に影響を与えることになります。また、1万年の歴史がある都市ハサンケイフを初め、特有の考古学的遺跡が水没します。

イルス・ダム・キャンペーンは、イギリス政府とバルファース・ビーティの両方を標的に、WCD勧告の戦略的利用を含む多種多様な作戦を取りました。

政府に対して

イルス・ダムに対する英国や他の政府の援助に異議を唱えるために、キャンペーンは、事業がWCDを含む国際基準を満たしていないことを指摘し続けました。

2000年10月、イルス・ダム周辺地域に派遣された事実調査委員団が、この事業には依然深刻な不備があることを明らかにしました。とりわけ問題なのは、地元の地域社会と実質的な協議が未だ行なわれておらず、現地の政治状況のために公正な移転が達成できないことです。

2000年11月にロンドンで行なわれたWCD報告書発表の準備段階で、キャンペーンはイルス・ダム問題を主要な国内新聞に扱わせることに成功しました。それによりメディアは、発表の日に行なわれたNGOの記者会見への予備知識を与えられました。こうしてイルスは、WCDの新しい基準のもとに造られていないダムの重大な例として、世界中のマスコミに取り上げられました。

WCD発表の日、キャンペーンは、この事業がWCDの7つの戦略的優先事項全てに違反していると表明した公開書簡を英国政府に出しました。するとキャンペーンに強い後押しがありました。カデール・アスマルWCD議長が「イルス・ダムが新規ダムのガイドラインを満たしていないことは少し考えればわかる」と言ったのです。

それからの1年、キャンペーンは、イルスがいかにWCD勧告に違反しているかを詳細に述べた追加の報告書を発行し、議会委員会や議員、関係省庁へ提出しました。これを支援したのが、手紙や議員との会合を通じた市民の圧力でした。

バルファース・ビーティを的にする：株主の行動

バルファース・ビーティの2001年の年次総会（株主総会）において、フレンズ オブ ジ アースのキャンペーンメンバーは、同社がWCD勧告を採用することを求める株主決議案を提案しました。キャンペーンの主張の要点は、バルファース・ビーティがイルスや他の物議をかもしている事業に関わることで、評判を落とすおそれがあるというものでした。株主決議案は、WCD勧告が新しく進歩的な社の方針のために理想的な枠組みを形作るだろうと主張しました。

株主総会の準備段階で、キャンペーン担当者はバルファース・ビーティの主だった投資家との会合を開き、簡単な説明文や書簡を送って決議の支持を求めました。こうした投資家の多くは株主総会の前に経営陣に面会あるいは連絡し、バルファース・ビーティが大口投資家に弁明をするよう迫りました。

キャンペーンはまた、バルファース・ビーティの年次報告書をまねて、「パロディ版」年次報告書「バルファース・ビーティ対抗レポート2001、バルファース・ビーティのアヌス・ホリビリス・訳注」を作成しました。この報告書は、イルス・ダムを始め

コラム 6- 多様な利害関係者による WCD のためのフォローアップ・プロセスの準備

南アフリカの NGO、「環境モニタリング・グループ」のリアーン・グリーフは、WCD の結論と勧告に基づいて、各自の国で多様な利害関係者によるプロセスを準備する方法を、以下のように提案しています。

1. 多様な利害関係者によるプロセスの準備に対する味方の支持を得る。次に地元のダム論争の主な関係者に会う。立場の違う関係者と話すときは、WCD プロセスと委員会の性格（ダムの賛否双方の立場にある者が参加したこと）をはっきりさせる。これによって異なる立場の利害関係者をプロセスに引き出しやすくなるだろう。
2. 政府に手紙を送り（最高位の職員に接触し、下級レベルにはコピーを送る）、多様な利害関係者による会議を要求する。誰が会議あるいはプロセスを主催するか提案する。主催団体は確実に論争のあらゆる立場（例えば、政府、NGO、被影響住民、学界、融資機関、労働組合など）を代表するようにする。
3. 「ダムと開発プロジェクト」に連絡を取り、支持と政府その他国内の関係者に働きかける上での助力を得る。
4. 政府が反応し、プロセスを進めるように働きかけ続ける。
5. 予備会議を開き、プロセスの動きと運営委員会のあり方について合意を得る。利害関係者と大局的な見方をする人間のバランスをしっかりとるようにする。可能であれば、水資源保護や省エネルギーなどの代替手段に取り組んでいるグループの代表に参加してもらおう。WCD の「専門家」、例えば委員、事務局スタッフ、フォーラム・メンバーなどと接触があれば、この最初の会議に参加してもらおうといいだろう。
6. 運営委員会を組織する。南アフリカでは、運営委員会は南アフリカ国内ダム会議（国際ダム会議の南ア支部）、水問題森林省、環境モニタリング・グループ、国際自然保護連合で構成された。運営委員会は 4 月にわたって会議を持った。
7. 運営委員会用に WCD の資料——WCD 報告書全文、要約版報告書、知識ベースの CD-ROM、プレゼンテーション・ソフトウェア——を入手する。
8. 資金源の様々な選択肢——政府、助成機関、研究機関など——を検討する。資金についてダムと開発プロジェクトにアドバイスを求める。市民団体がプロセスに参加するために必要な資金と資源をしっかりと持つようにする。
9. 運営委員会は下記について話し合う。
 - ・ どのようなプロセスがもっとも適切か。
 - ・ どのような結果が望ましいか。例えば、諸機関に WCD 勧告の採用を促すために行なうのか、意識を高めるためか、調査を行なうためか、それ以外の目的か。
 - ・ ワークショップや会議を計画する場合、運営委員会は講演者、議題、規模（地元、地方、国、地域）、焦点（特定のダムに的を絞って議論するか、制約を設けないか）について合意しなければならない。
10. 産業界、政府、学界、NGO、先住民、河川流域開発公社、被影響住民、融資機関などから代表を選ぶ。代表のバランスがとれるように気をつける。
11. もっとも重要なこととして、異なる意見を尊重し、協力して働くことに初めに合意する。

同社が関与する事業のうち、批判にあっている主なものを取り上げ、WCD 勧告の適用を主張したものでした。この報告書は、マスメディア、機関投資家、株主に概要を伝えるために利用されました。

キャンペーンからの 100 名の「株主」とフレンズ オブ ジ アースはその後、バルファーク・ピーティの株主総会に参加し、議題をイリス・ダムへの関与や他の批判のある事業、資金リスクの問題一色に染めました。

決議に対する投票の最終結果は、賛成 1%、反対 57%、棄権が約 41% でした。『フィナンシャルタイムズ』に言わせれば、役員会が「機関投資家の 40% 以上の支持を勝ち取ることに失敗した」ことは、バルファーク・ピーティにとって大打撃でした。決議は否決されましたが、強い警告がバルファーク・ピーティの役員会へ伝えられました。

キャンペーンが影響を与えたことは、株主総会当日、「将来の水力発電事業にどのように関与すべきか、あるいは関与すべきかどうかを決定するために WCD の原則、基準、方針を重視することを約束する」との公式声明をバルファーク・ピーティが発したことで明らかです。6 ヶ月後、バルファーク・ピーティはイリス・ダム事業から撤退しました。

ケイト・ギアリー
イリス・ダムキャンペーン

* 訳註：「恐ろしい年」を意味するラテン語。王室スキャンダルやウインザー城の火災があった 1992 年をエリザベス女王がこう呼んだ。

第 5 章

WCD プロセスの教訓

多少の弱点はあるものの、WCD プロセスは大きな成功でした。ダム以外の部門においても、実績を見直すための同様な「多様な利害関係者」プロセスを設立することに、様々な機関が関心を示しています。もし NGO がこのようなプロセスに関与することを考えるなら、以下の WCD の教訓に注意すべきです。

- NGO と住民運動は WCD に先立つこと数年、世界中で多くのダムに反対するキャンペーンを成功させてきました。そしてそれゆえに強い立場で WCD プロセスに加わったのです。産業界と政府は、ダム事業への融資の確保がますます困難になっていることを知り、市民運動や NGO をしばしば交渉のテーブルに、また WCD に受け入れざるを得ませんでした。他の部門では、NGO は同じように強い立場にあるとは限りません。産業界や政府は、他の「多様な利害関係者」によるプロセスにおいて、同じように NGO が強い役割を果たすことを受け入れたがらないこともありえます。
- WCD が設立されたとき、強力で団結した反ダム国際ネットワークが存在していました。ネットワークは十分に開かれており、地域ベースであれ問題ベースであれ新たな団体を、それが妥当であればいつでもネットワークに加えました。

同時に、時間に迫られて止むを得なければ、ごく内輪で決定を下せるほどの高いレベルの相互信頼がありました。

- WCD は、国際的にも多くの地域内においても、NGO 同士および NGO・住民運動・その他の支持者間の協力を強めることにより、大型ダムに取り組む NGO 連合の強化、拡大を助けました。
- WCD プロセスを監視していた NGO は非常によく協調していましたが、ダム業界はそうではありませんでした。ダム業界は政策提言や広報活動の経験を積んでいなかったのです。商売敵の関係にあるため、企業は協力することに慣れておらず、能力のあるロビーイング団体もありませんでした。他の部門では、状況は違うかもしれません。
- 中心となった NGO は、膨大な時間と労力を WCD プロセスに注ぎました。1997 年春の初のセミナーの準備から、2000 年 11 月の WCD 報告発表やフォローアップ・プロセスまで、要求される作業は高度なものでした。
- WCD のような委員会のメンバーを務める NGO や活動家と、外からこのような団体を監視し圧力をかける活動家は、異なる役割を担わなければなりません。両者は異なる圧

力、期待や義務に直面します。NGO がこれらの違いを理解し、潜在的な対立が信頼の喪失につながらないようにすることが重要です。

● NGO は、WCD がバランスの取れた構成であるべきだと主張しましたが、同時に産業界や政府側を著名な人物が代表することを望んでいました。そうすれば、委員会の報告書は、幅広い利害に基いて作成され、強い影響力を持つだろうと考えたからです。ダム産業界・政府・ダム運用者の代表は、個人として誠実で献身的でした。これが、メンバーの背景と観点が大きく異なっているながら、WCD が総意に基づく報告書を作成できた重要な理由です。

● WCD 事務局は、WCD のプロセスと報告書のすべての局面において、大きな役割を果たしました。外部のコンサルタントは、WCD の知識ベースでも特に重要な部分を多数作成しました。彼らの多くは、旧来の開発が背景と観点になっていました。NGO は当初、事務局とコンサルタントの役割の重要性を過小評価していました。事務局であるいはコンサルタントとして WCD のために働く覚悟のある、または英語で書かれた長い報告書を検討するだけの時間と専門知識を持った、信頼できる NGO の専門家を探して、意欲を起こさせることは難しいことがわかりました。

● ダムの影響を受ける地域社会と、その運動からの強いインプットは、現実の大型ダムの影響を調査するべく行なわれたこのプロセスに必要不可欠でした。WCD は開かれた参加型のプロセスを公式に約束していたものの、事務局とコンサルタントの主流となる観点、および時間と情報の大幅な不足のせいで、被影響地域社会はプロセスからしばしば除外されました。重要書類の多くは英語でしか手に入らず、被影響地域社会が会合に参加したり意見書を準備するのに十分な時間がないこともよくありました。WCD を監視する NGO のネットワークでさえ、時には草の根の運動との協議や翻訳の便宜を図ることを怠り、そのためアウトプットの質やネットワークの結束に影響が出るがありました。同様のプロセスに参加する NGO や運動は、地域社会や専門家集団外の団体が参加できるように、開かれたプロセスを絶えず要求することが必要です。

第 6 章

WCD の結論の要点

この章では、WCD が大型ダムを世界規模で調査して得られた、結論の要点を概説します。調査は WCD 報告書の第 1 部に収録され、下記の 6 章で構成されています。

- 第 1 章：水、開発、大型ダムの概説。
- 第 2 章：大型ダムの技術的、財務的、経済的実績の検討。
- 第 3 章：生態系と気候への影響を含めた、大型ダムの環境の実績の調査。
- 第 4 章：大型ダムの社会的実績の評価。特に住民立ち退きとダム事業の便益と損失の分配について。
- 第 5 章：灌漑、飲料水、電力、洪水調節のニーズを満たすための大型ダムの様々な代替案について。
- 第 6 章：水およびエネルギー資源開発の指針となっていた計画、意思決定、制度上の取り決めについての考察。

この要約は WCD 報告書と同じ順番で並んでいます。

ここに掲載するのは要約のみなので、キャンペーンに利用される際には WCD 報告書本編に当たることをお勧めします。この要約には節ごとに WCD 報告書本編の参照ページを表記してありますので、詳細はそちらをお読み下さい。

キャンペーンのためのヒント

独自に分析したダムの経済的・社会的・環境的影響を裏付けるために、WCD の結論は役立ちます。WCD が調査した一般的パターンが、特定の地域にもあてはまるかもしれないことを指摘できます。

6.1 総論

世界中でダム建設は減少している

WCD の計算では、現在全世界に 4 万 5000 以上の大型ダムがあります。ダム建設は 1970 年代に世界中でピークを迎え、年間約 5400 基が造られましたが、以後建設は 60 パーセント減少しています（図 3 参照）。WCD の計算では、1990 年代に大型ダムに費やされた費用は、年間 320 ～ 460 億ドルでした。20 世紀を通じて、推定 2 兆ドルがダムに費やされています（1）。

6.2 技術的、財務的、経済的実績

WCD は、ダム建設推進者が事業の収益を意図的に誇張していることを明らかにしています。ダムが発電する電力、灌漑する面積、供給する水は、平均して予測より少なく、現実には住民が洪水被害を受ける危険性を大きくしていることもあります（2）。大部分の情報はダムの運用者、資金提供者からのものであるため、ダムの実績の悪さについて WCD の結論は、まだ控えめであると言えます。

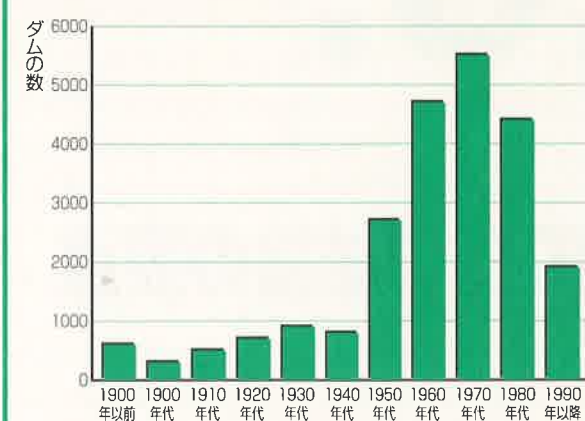
発電

WCD が調査した水力発電ダムは「全般的に目的を達していない傾向にある」ことが明らかになりました。水力発電設備を持つダムの 55 パーセントが、計画以下の電力しか発電していませんでした。28 のダムは目標を達成、あるいは上回っていましたが、そのうち 4 分の 1 は、そのために発電設備の能力を増大させており、したがって予測よりも大きな投資が必要となっています（3）。

灌漑

「灌漑用水の供給のために設計された大型ダムは、おおむね物理的目標に達していない」。WCD が調査した 52 の灌漑用ダムのすべてが、灌漑できた面積、耕地に供給できた水量で予測を下回っていました。15 年かかって、灌漑面積の目標値は平均約 75 パーセントしか達成されませんでした。大きな灌漑ダムほど実績が悪いことを WCD は示しています（4）。

図 3——世界のダム建設数



出典：ICOLD1998 注：中国のダムを含みます。

大型ダムが世界の食糧生産にどれだけ貢献しているかについて、WCD は包括的な統計を出しています。ダム業界の発表では、世界の食糧生産の 3 分の 1 はダムによる灌漑で可能になっていると言われ続けていますが、WCD の評価では、世界の食糧生産にダムが貢献する割合は 12 ～ 16 パーセントとなっています（5）。

水供給

水道用ダムは、灌漑事業よりもさらにうまく動きません。「WCD の知識ベースにある水道水供給ダムは、一般に予定された時期と目標配水量を達成していない……」。平均して、70 パーセントの水道用ダムは予測された水量を配水できませんでした。4 分の 1 のダムは主張されている水量の半分も配水していません（6）。

洪水調節

「ダムは洪水調節という重要な便益をもたらしてきたが、ダムの中には河岸の地域社会を洪水に対してより脆弱にしているものがある」と、WCD は述べています。貯水池の操作が適切でなかったり設備が働かなかったりしたとき、下流にある地域社会は「重大な下流への被害」にさらされてきました。水力発電所が電力をピークにするための操作によって予期しない増水が発生したり、また警報システムが「効果がない、あるいは注意を喚起しなかった」ために死亡した人もいます。

ダムは洪水が引き起こす被害を悪化させることがあります。ダムは洪水の心配がなくなったという錯覚を与え、洪水が起こりやすい地域への居住を促すからです。「最終的に異例の大洪水が発生すると、ダムがない場合よりも多くの人と、価値の高い財産が危険にさらされることになる。したがって被害は、洪水を普通に起きるままにしておいた場合よりも大きくなるかもしれない」。1960 年から 85 年にかけて、アメリカ政府は 380 億ドルを洪水調節、主にダムのような構造物に費やしました。にもかかわらず平均の年間洪水被害は増大し続け、2 倍を超えたのです。

「普通」の洪水がダムによって根絶されたところでは、氾濫原の資源に依存していた農民、漁民などが大きな損害を強いられています（7）。

予算と建設期間の超過

「大型ダムは、建設スケジュールが遅れ、予算が大幅に超過する著しい傾向を示している」。WCD が調査した 81 の大型ダムで、建設予算の超過は平均 56 パーセントでした（図 4 参照）。もっとも予算の超過が大きかったのは中央および南アジアで、それぞれ平均 108 パーセントと 138 パーセントでした。WCD が調査したダムの半数は 1 年以上建設が遅れていました（図 5 参照）（8）。

図 4——大型ダムの予算超過

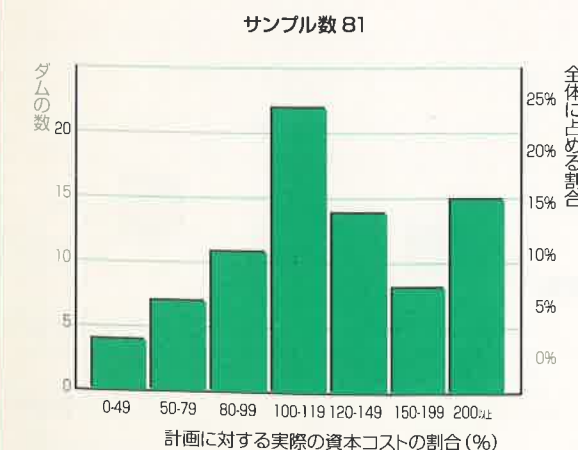
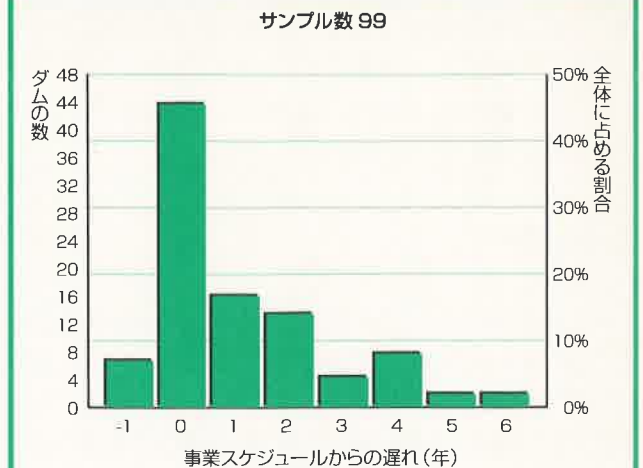


図 5——事業スケジュールの実績



経済的収益

ダムの経済的収益に関する信頼できる統計を見つけるのに、WCD は非常に苦労しました。が、世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、アフリカ開発銀行が行なったいくつかの事業評価報告の結果を分析することができました。これらが示していたのは、平均して大型ダムはよくてせいぜい、ぎりぎり採算が合う程度であるということでした（9）。多国間銀行の融資を受けた 20 の水力発電ダムのうち、約半数が経済的目標に達することができませんでした。9 つのダムは経済的内部収益率（EIRR）が 10 パーセント未満でした（10）。開発途上国のインフラストラクチャ事業は、一般的に EIRR が 10 パーセントを超えれば成功と判断されます。

灌漑ダムは「費用を回収することができず」、「約束された財務的、経済的収益性をもたらすことができないことが非常に多く」ありました。世銀と ADB が融資した 14 の灌漑ダムでは、事業が認可された際に EIRR を 15 パーセントと見積もっていたのに対して、実際の EIRR は平均 10.5 パーセントでした（11）。

水供給ダムは「財務的費用の回収と経済的実績が不十分であることを示し」ています（12）。世銀と ADB が融資した水道用ダム 4 つのうち 3 つで EIRR が 10 パーセントを「相当割って」います（13）。多目的事業は単一目的の事業よりもさらに経済的目標に到達しない傾向にあります（14）。

堆砂

WCD は、世界の貯水池容量は堆砂のために年間 0.5 ～ 1 パーセント失われていると推定しています。堆砂は事業の物理的、経済的実績に影響し、最終的には貯水池の湛水域が埋まることで事業の寿命に影響します (15)。

湛水化と塩類化

全世界の灌漑農地の 5 分の 1 が、ダムから用水を供給されることで、湛水化と塩分の影響を受けています。これは「深刻で長期的、しばしば恒久的な影響を土地、農業、生活手段に与え」ます。影響を受けた土地から排水する施設は、多くの場合当初の事業計画に算入されておらず、「事業の最終的な便益の過大評価」につながります。「湛水化と塩類の問題の解決には、相当な復興費用……と生産性の低下を必然的に伴」います (16)。

6.3 環境への影響

漁業

「ダム建設の結果として、下流での漁獲高の相当な低下が世界各地から報告されて」おり、「ダムが淡水の流れを変え、あるいは分水すると、海や河口部の漁業にも悪影響が」あります。魚道によるダムの影響の軽減は「ほとんど成功していない」とされています (17)。

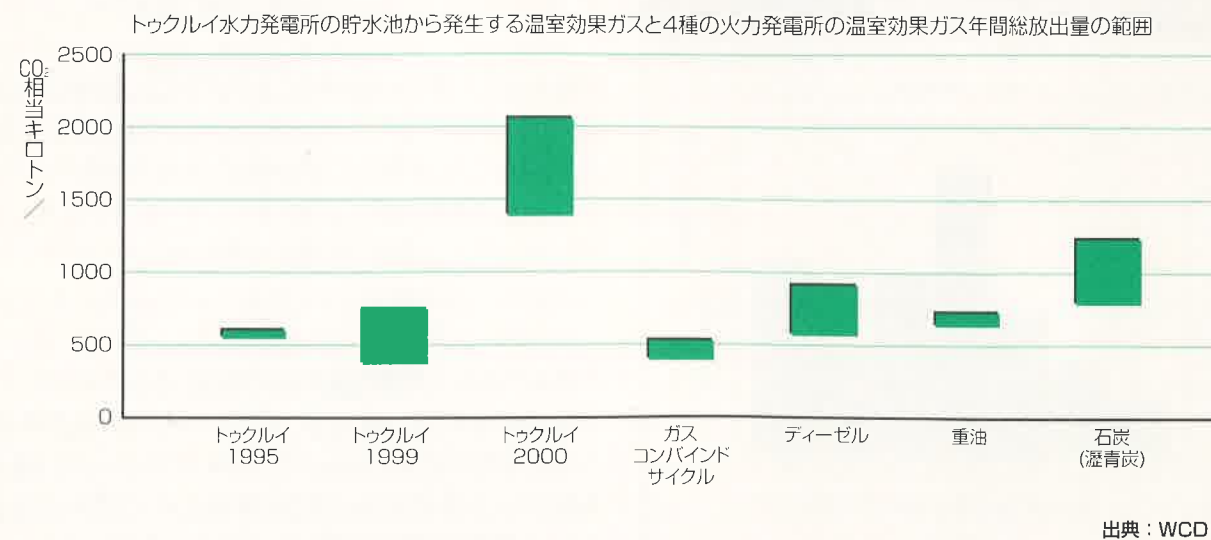
下流への影響

貯水ダムは「あらゆる流水のパターンを大きく混乱させ」、河川環境と水温を劇的に変えることがあります。ダムは自然の生物生息地を変化させ、しばしば外来動植物が在来種に取って代わる余地を作ります。WCD は、大型ダムは「水棲生物の多様性、上流および下流の漁場、下流の氾濫原や湿地の働き、河川・河口・海洋の生態系の喪失」につな

図 6——ブラジル、トゥクルイ貯水池の温室効果ガス放出

トゥクルイ貯水池の温室効果ガス放出を調査した結果、放出量は大きく、また年によって変動があることがわかった。下図はトゥクルイ貯水池で測定した 95 年 9、92 年、2000 年のそれぞれの年間放出量を、火力発電所の放出

量と比較したものである。ほとんどの場合、トゥクルイ貯水池での総放出量（それは貯水前の自然放出量からは説明できない）は、化石燃料によるものと同等かそれを上回る。



コラム 7——気候変動の一因となる貯水池

WCD は、貯水池が気候変動の大きな一因となっていること、水力発電計画は、場合によっては、化石燃料を使用する発電所よりも地球温暖化に大きな影響を与えうることを確認しました。貯水池からの総放出量は、人間の活動によって分散される温室効果ガス (GHG) の全放出量の 1 パーセントから 28 パーセントを占めるかもしれないという「初めての試算」を WCD は引用しています。この試算を明らかにしたカナダの研究者は、後にさらに厳密な計算を行ない、温室効果ガス放出が地球を温暖化する能力の 7 パーセントが貯水池に起因すると主張しています。

WCD は、「すべての貯水池は温室効果ガスを放出して」おり「ある種の状況では総放出量は無視できない量であり、あるいは火力発電所よりも多いかもしれない」と述べています。しかし、「温室効果ガス総放出量の数値がきわめて低く、おそらく火力発電の 10 分の 1 ほどのものも」あります。

貯水池に沈んでいる植物と土壌が分解されて、二酸化炭素とメタンが発生すると WCD は説明しています。上流から貯水池に流れ込んだ有機物、水草や藻類の分解によっても、これらのガスは大量に発生します。したがってガスの放出は、貯水池中の植物がすべて分解されたあとも、おそらく貯水池の寿命が尽きるまで続くでしょう。

「放出について現段階でわかっているのは、浅く温かい熱帯のダムは、深く冷たい寒帯のダムよりも大きな温室効果ガス発生源になりやすいということである」「今までのところ、このような影響を最小限に抑え、あるいは軽減し、あるいは補償した経験は存在しない」と WCD は述べています。ブラジルのバルビナ貯水池は、ところどころで水深 4 メートルしかなく、最初の 20 年間にわたって、1 年に二酸化炭素 300 万トン相当量が発生させると予測されています。同じ能力を持つ石炭火力発電所は年に 35 万トンの二酸化炭素を発生させます。

新しい貯水池が気候変動をどれほど助長するかの計算には、純粋なダムの影響を確定するために、ダムができる前の自然の放出量あるいは除去源の評価が含まなければなりません。住民の立ち退き、資源の採取、ダム建設に伴うその他の活動が引き起こす土地利用の変化による増加が、ダム事業による温室効果ガス放出の正味の増加量に含まれるかもしれないと、WCD は述べています。

詳細は WCD 最終報告 75 ページ、または WCD Thematic Review "Dams and Global Change" (www.dams.org または WCD の CD-ROM で入手可能) 参照。

がると述べています。河川環境維持流量は「水流のパターンの変化が下流の生態系に与える影響を軽減するために用いられることが多くなって」います (18)。

また成功しなかったことが原因である」と報告されています (20)。

堆積物と養分の阻害

「ダム下流へ運搬される堆積物と養分が減少したことで、水路、氾濫原、沿岸部の地形に影響が出ており、魚類やその他の種の水中の生息地が失われている」。自然の洪水のサイクルを除去すれば、氾濫原の肥沃度を減少させ、鳥類の「劇的な減少」と氾濫原地帯の地下水涵養の「深刻な」縮小を招きかねません (19)。

影響の累積

WCD は、河川流域に複数のダムが存在することで「水質、自然の洪水、種の構成……に影響の累積」がもたらされることを確認しました。流域に新たなダムを加えれば「天然資源、良質な生物生息地、環境的持続可能性、生態系の一体性の喪失が拡大・累積すること」につながるおそれがあるのです (21)。

影響緩和策の失敗

影響緩和の試みは「わずかな成功しか収められなかった。影響の予測と回避への配慮が欠如していたこと、予想の質が低く不確実であったこと、すべての影響に対処することが困難であること、影響緩和策が一部分しか実行されず、



インドの部族民の音楽家たち。サルダル・サロバル事業によって立ち退きにあうかもしれない。(写真提供: Hrikishna & Deepa Jani)

6.4 社会的影響

「発生しうる悪影響の範囲の算定、および立ち退き者のための適切な影響緩和・移転・開発計画の意図的な不履行が蔓延していたこと、大型ダムが下流の生活手段に与える影響の責任を取らなかったことが、多くの人々の貧窮と苦しみにつながった……」

「貧しい弱者の集団と将来の世代は、相応の経済的便益の分配を得ることなく、大型ダム事業の社会的および環境的コストを不相応に負担することになりやすい」

立ち退き

WCDは、4000万～8000万人がダムのために立ち退きにあったと推定しています。また「このような物理的立ち退きは、きわめて多くの場合非自発的で、強制と暴力を伴い、殺害に至った事例すらある」と述べています。

このように立ち退きにあった人々は、「土地なし、失業、ホームレス化、社会的孤立、食料難、罹病率の増加、共有資源の喪失、社会文化的回復力の喪失をもたらす地域社会の解体などの様々な貧窮の危機にさらされ」ます (22)。

影響を受けながら考慮も補償もされない集団

「計画段階では、直接的間接的に影響を受ける住民の数はしばしば過小評価される……」。8件のWCDのケーススタディでは、初期の事業評価は「被影響住民をすべて計算

に入れることができず」、2000～4万人少なく算出しています。世銀の事業を調査したところでは、移転させられた実際の人数は、評価の際の推定値よりも47パーセント高いことが明らかになっています (23)。

水路、発電所、事業用のインフラストラクチャのために立ち退きにあった多数の人々が、計算に入れられず、移転を考慮されていません。ダムの上流や下流に居住し、生活手段の喪失に苦しむ地域社会も同様です。「補償は通常、法的権利を有する者だけに支払われ、生存のために森林や放牧地のような共有資源に依存している多数の人々——しばしばもっとも貧しい人々——を排除して」います (24)。

移転、影響緩和策、補償の失敗

移転した人々が「生活手段を回復したことはほとんどない。移転計画は、立ち退きにあった者たちの経済的、社会的発展よりも物理的移転に主眼を置いているからである」と結論しています。

移転は「不本意な、心に傷が残る」出来事でした。地域社会には「数年、多くは数十年にわたり」発展の機会が与えられませんでした。「被影響住民がダム事業の計画と実施——移転と生活再建を含め——に実質のある参加をすることはほとんど、あるいはまったくなく、現金補償は、たとえ与えられたにしても遅れることが多く、「通常失った生活手段を取り戻すには足り」ませんでした。WCDは、多くの事業で「補償が不十分であり、緩和策が不適切で、救済措置が欠けて」いたと結論しています。

被影響住民は、「しばしば資源が涸渇し環境が悪化した貯水池周辺の地域に移転を強いられ……多くの場合、移転地に移転前と同等の農地、基本的公共サービス、インフラを整備することは実現しないか、不十分で、あるいは何年も遅れ」ました。生計の手段がないため、被影響住民は「移転地を捨てて移住」せざるを得なくなりました。「中国で貯水池建設の結果移転させられた1000万人のうち少なくとも46パーセントが今も『極度の貧困』にある。インドの場合、ダムのために立ち退きにあった人の75パーセントは生活が再建できておらず、貧困化している」とWCDは述べています (25)。

先住民

「大型ダムは先住民、部族民の生活・生計・文化・精神的生活に深刻な影響を与えている。構造的な不平等・文化的な不和・差別・経済的政治的疎外を原因とする無視と、公正を保障する能力の欠如によって、先住民、部族民は大型ダムの悪影響を不均衡に被っており、一方、多くの場合便益の分配にはあずかっていない」(26)。

下流の地域社会

WCDは下流への影響について「評価・検討がなされていない大型ダムのもっとも重大な一側面というだけではない。それは河相の変化に伴う影響の規模と拡がりをも示している」と述べています。下流への影響は数百キロメートルにわたり、また川から相当離れたところまで拡がる場合があります。ダムの下流にすむ多くの人々、とりわけ氾濫原と漁業に依存している人々は「生活手段に対する深刻な被害に悩まされており、将来の資源の生産性が危機にさらされて」います (27)。

女性への影響

ダムは、影響を受ける地域社会の間で「男女の格差を拡大」し、「女性はしばしば社会的コストを不均衡に負担し、便益の分配に当たっては差別されて」いるとWCDは述べています。政府や融資機関は開発に当たってジェンダー問題に取り組む政策を採用していますが、「現実の事業の計画と実行においては、依然ジェンダーの側面は見過ごされて」います (28)。

文化遺産

大型ダムは「地域社会の文化財を失わせ、動植物の化石、墓所、考古学的遺物などを水没、劣化させて、文化遺産に悪影響をおよぼしている」「ほとんどの場合、文化的、考古学的資源の損失を最小限にし、あるいは軽減する方策はとられていない」とWCDは述べています (29)。

保健

ダムは「地元住民と下流の地域社会の保健にきわめて有害な結果をもたらす」ことがあります。熱帯の国々では、移転

キャンペーンのためのヒント

メディア向けに説明会を開き、WCDの結論と、それが自分の地域にどう関わるかについて討論しましょう。地元の専門家を招き、特定の事業の影響と代替案について話し合いましょう。

させられた地域社会で、住血吸虫症やマラリアのような病気の危険性が高まる可能性があります。高濃度の水銀が貯水池の魚に蓄積し、それを食べた人が中毒を起こすこともあります。「近年、建設現場や定住地で、HIV/AIDSの高い発生率が問題となって」います。さらに「地域社会における農漁業の生産基盤の破壊は、食糧不足をもたらし、飢餓や栄養失調につながる恐れ」があります (30)。

公正と費用・便益の配分

WCDのケーススタディは「ダムの直接の悪影響は、農村住民、零細農家、先住民、少数民族、女性に不均衡に被っている……下流域では、河川流水の変化に悩まされるのは、主に生活手段の大部分を天然の流れがもたらす資源(漁場、氾濫原の農地、牧草地)の利用に頼っている零細農民である」としています。

大型ダムの真の社会・環境コストが考慮されていないために、「これらの計画の真の経済的効率と収益性は大部分不明なままである」とWCDは結論しています (31)。

6.5 代替手段

WCDの重要な権限として、大型ダムがもたらすサービスの充足が可能な、別の選択肢を評価するというものがありました。WCDは需要側管理、供給側の効率化策、および農業・エネルギー・利水・洪水調節の4分野での新しい供給手段の可能性を評価しました。WCDは、報告書に挙げた選択肢は他の可能性を排除するものではないこと、また最適な手段の選択は、評価の過程ですべての選択肢を公平かつ適切に検討することで可能になることを強調しています。

注意しなければならないのは、WCDが検討した選択肢は、ダムと同じ基準で分析、比較されてはいないということです。

つまり、WCD は代替手段の気候への影響を考察していませんし、様々な選択肢について費用の回収も経済的妥当性も、また予測と現実の発電量の差も調査してはいないということです。代わりに WCD は、多種多様な代替手段と、それらを評価する枠組みを概説しています。

需要側管理

(Demand-Side Management, DSM) は「まだ試みられたことがなく、広く適用できる大きな潜在能力を持ち、水の逼迫度を減少させる見込みが大いにある」と WCD は述べています。需要側管理の選択肢には、消費量の削減、リサイクル、水と電力の効率的利用を促進する技術的・政策的手段があります。供給側でのシステムの効率改善は「供給と送水(電)の効率を高めることにより、新しい水(電)源が必要となる時期を遅らせることができる。電力と水の不必要なロス、漏水を減らし、システム維持を改善し、電力部門で管理・送電・配電技術を向上させることで避けることができる」とされています(32)。

以下は、水およびエネルギー資源開発に関する WCD の結論の簡潔な要約です。

農業および灌漑

「灌漑および農業部門で望ましいのは、既存の灌漑システムの性能と生産性を向上させること、および供給側の代替手段である。後者には、地下水涵養策を含めた地域的、小規模、伝統的な水管理・取水システムの他、天水による給水が考えられる」(33)。

既存のシステムの性能と生産性を向上させるために、WCD は以下の選択肢を特定しています。

- 堆積土砂の除去、集水域管理など流域および灌漑システム・レベルでの管理の改善によって、灌漑システムの効率と寿命を向上することができる。
- 既存の農地の生産性を高めるため、塩類の抑制と塩類化した土地の再生には最優先で早急に取り組むべきである。

る。新規に排水設備を建設する、あるいは既存の排水設備を整備することは一つの方法であるが、それだけでは不十分である。WCD は、地表水・地下水・農業運営の管理を組み合わせた総合的アプローチを勧告する。十分に耐性のある作物や植生は、過剰な地表水を除去して地下水面を下げることができる。

「全世界の農地の 80 パーセントほどでは天水農業が行なわれており、食糧生産の 60 パーセントに寄与している」。

- 灌漑水路からの漏水による損失を抑制することで、年間 148 億立方メートルの水が節約できるであろう。灌漑システムの整備の他、水路の覆工も損失を抑制する一案である。
- 地表灌漑の効率を向上する技術が存在する。例えば、乾燥地帯では水集約性の低い作物を栽培すること、スプリンクラーや点滴灌漑システムのような小規模灌漑方法を用いることなどである。
- 灌漑用水の価格構造に給水コストと関連する外部性を反映することにより、水利用の効率化を促すことができる。また、価格構造は、生活に最小限必要な水を保障するために、段階的なものでなければならない。

供給側での代替手段には次のようなものがあります。

- 天水農業を促進し、地域的な灌漑技術を支援する。「全世界の農地の 80 パーセントほどでは天水農業が行なわれており、食糧生産の 60 パーセントに寄与している。開発途上国において天水農業に依存している低所得世帯の数を考えれば、この部門で機会を拡大することは生産性と生活に大きな効果を持ちうる」(34)。適正技術の例としては、足踏みポンプと低コストの点滴システム、小型の動力式地下水ポンプ、雨水タンク、小型のダムと堤防を用いて表流水を捕える雨水貯留法などがある。
- 灌漑排水と都市廃水を再利用する。

電力

「全世界のエネルギー部門を持続可能で公正なものとするために最優先すべきは、すべての社会でエネルギー利用の効



2020 年までに全世界で合計 120 万メガワットの風力発電施設が設置されると推定されている。

率を高め、再生可能な資源の利用を増やすことである。また、大量消費社会は、化石燃料の使用量を減らさなければならない。地域の再生可能な資源に基礎を置く、分権化された小規模な手段は、農村地域で短期的にみて(おそらく長期的にみて)最大の潜在能力を有している」(35)。

WCD は、アメリカ合衆国のように一人当たり消費電力量の高い国において、需要側管理(DSM)の技術的潜在能力は最大 50 パーセントと試算しています。DSM とは、家庭、工業、商業、政府の各部門で消費者が電力をより少なく、より効率的に使用することです。DSM の方法の中で主なものの一つは、エネルギー効率の悪い器具を取り換えることです。一般に、消費者に効率のよい器具の使用を奨励するための投資は、新たな電源開発よりもはるかに安く上がります。

電力供給の再生可能な代替手段としては、バイオマス、風力、太陽エネルギー、地熱、海洋エネルギー、コジェネレーションなどがあります(36)。

- 「風力発電は再生可能なエネルギーの中でもっとも急速に伸びている。予備の電力源があり、政府の支援がインセンティブとして与えられれば、従来の発電手段に対して競争力を持つ」。欧州風力エネルギー協会の推定では、2020 年までに全世界で合計 120 万メガワットの風力発電施設が設置され、世界の電力の 10 パーセントを供給するであろうとされている。

- 「太陽光発電のコストは過去 20 年間で 80 パーセント下がったが、石炭火力発電との十分な競争力を持つには、

さらに 50～75 パーセント下がる必要がある」。この技術は、短期的には送配電網向け電力としては大きく貢献することはないが、長期的な潜在能力は相当大きい。

- 太陽熱システムは、日射率の高い状態に置かれれば、従来の火力発電にほぼ匹敵する。
- バイオマスは、バイオマス燃料が容易に入手できる場所では商業ベースに乗る。地方分権化されたシステムにおいて最大の可能性を持つ。
- 燃料電池は大いに有望であり、2005 年までに車両用として、また配電網の内外で発電用として、商業ベースで利用できるようになると考えられる。

農村地域では、分権的な選択肢により、現在電気を得られない 20 億ほどの人々に電気が届く機会が生まれます。選択肢としては、ディーゼル発電機、小型ガスタービン、小規模水力施設、風車、太陽光発電システムで電力を供給する単純な家庭用照明システムや小規模配電網などがあります。これらは辺境地にエネルギー供給を拡大する上で、単純で柔軟な方法であり、建設期間は短く、環境への影響も小さなものです。

水供給

家庭・都市・工業用水消費量は全世界の水使用量の 5 分の 1 にしかならず、アフリカ、中央アメリカ、アジアでは 5 パーセントに過ぎません。

「水道部門では、都市部と農村部の両方で現在供給を受けていない者のニーズを、効率のよい供給手段を用いて満たすことが最優先である。既存の水源の回復、適切な価格設定方針の導入、公平で持続可能な水市場、譲渡・再生・再利用の奨励などの努力を続けること、また、雨水貯留などの地域的戦略にも大きな可能性がある」(37)。

需要側管理は、先進工業国と、水消費量の高い開発途上国の都市住民には妥当な方法です。消費を削減する方法には次のようなものがあります。



ブルキナファソの水汲み。

- 低水量のトイレ、シャワー、洗濯機など節水器具を設置するために、家電・機器メーカーに対して法令による基準を設け、消費者に補助金を出す。
- 初めは低額で、大量消費に対しては累進的に高額になる料金体系。
- 良質の家庭用水が、相当な割合で下水道で汚物を流すために使われている。必要とする水の量が少なく、低コストの代替衛生システム、例えば立坑式トイレ、浄化槽などが多数存在する。

供給側の代替手段には次のようなものがあります。

- 漏水やその他の問題で送水管から失われる水を安定させ、減らすことで、相当量の節水が可能である。
- 屋根、タンクなどによって雨水を貯留し、家庭用水の新たな水源として利用する。
- 廃水を農業用水、地下水涵養、造園用水、工業用水などにリサイクルする。

総合的洪水管理

「洪水に関しては、完璧な洪水調節は実現できないし、またすべきでもない。したがって、洪水の被害を最小限にとどめ、その環境上の利益を最大限に生かすように洪水を管理することが肝要である」(38)。

WCD は洪水管理および調節の総合的取り組みを概説しています。それは互いに補いあう3つの取り組みから成り立っています。すなわち、

- 多数の構造物による手段、および構造物によらない手段によって、洪水の規模を小さくする。
- 構造的・技術的・政策的手段により、洪水の脅威を断つ。
- 住民が洪水とうまく折り合う能力を高める。

洪水の規模を小さくするということは、表面流出の量と質を管理することを意味します。集水域管理手段には以下のようなものがあります。

- 浸透溝、滞留池、浸透池、遊水池、湿地帯など、表面流出を減らし地下水を涵養する方法。
- 森林保護、影響の小さな伐採方法の実行、皆伐の回避、農業の集約度を減らすことなどにより、水路の堆砂につながる土壌浸食と地滑りを減少させる。
- 小規模な雨水貯留と排水の改善により、洪水を軽減することができる。

洪水の脅威は以下の方法で断つことができます。

- 自然の排水パターンを断ち切らない堤防。
- 防水壁、開口部への恒久的あるいは一時的な扉の取り付け、高床式にする、周囲に隔壁を巡らせるなどの方法で、家屋その他の建造物を洪水に強くする。
- 氾濫原の開発を制限する。

住民が洪水と折り合う能力は、以下の方法で高めることができます。

- 総合的な集水域および沿岸部の管理、氾濫原と沿岸部の賢明な計画策定と利用。
- 予報、警報、避難計画、洪水後の復旧など、緊急行動計画の策定。補償と保険もこの中に含まれる。

6.6 ダムの撤去

WCD 報告書は、ダムの撤去は「安全についての懸念、収益の低さに対するダム所有者の懸念、社会・環境への影響についての懸念のために必要となるかもしれない」と述べています。アメリカとフランスでは、「重要な環境上の価値を回復するために、多くは回遊魚（サケ）の関係で、また多くは事業の認可更新の条件として」ダムの撤去が行なわれています(39)。

WCD の最終報告書は、ダムの設計は撤去を見越して行なわれること、事業認可は「撤去にかかる資金を調達する責任と手段」を明確にすることを勧告しています。WCD の「財務・経済・分配の分析」に関するテーマ別報告は、資金を「供用開始時および/または事業が認可を受けており収益を産んでいる期間中、撤去のために取り置く」ことを提案しています。これはアメリカや他の国々の原子力発電所では受け入れられているやり方です。

6.7 ダム建設の政治経済学

WCD は大型ダムに関連する意思決定、計画、規則遵守のプロセスを調査しました。

海外援助の役割

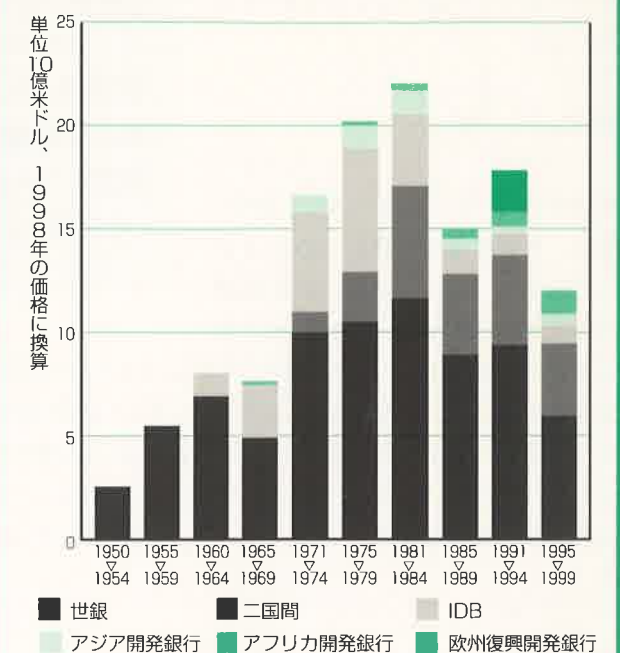
多国間開発銀行や二国間援助機関は「開発途上国に技術を広め、新たなダム事業に正当性を与え、ダムの建設と維持に必要な技術的および人的資源を育成する上で、重要な戦略的役割を果たして」きました。

世銀は1950年代にダムへの融資を始め、平均して年間10億ドル以上を提供しています。1980～84年の貸付のピーク時には、多国間開発銀行と二国間援助機関による大型ダムへの融資の合計は、年間45億ドル以上にのびました(41)。

大型ダムへの偏向

WCD は以下のように報告しています。「政治経済的または知的限界によって、ある状況でどのような選択肢を考慮するかが前もって決まってしまうことがよくある」。「選択肢の評価は概して範囲を限られてしまう。その原因は、ダム事業を推

図7—大型ダムへの開発援助



出典：WCD

注：二国間機関のデータはECによる資金提供も含みました、1975～97年の水力発電への投資のみを含む

進する政治的経済的利害関係者、他の選択肢に対する知識の欠如、大きな需要予測を満たすためには大規模事業を迅速に進めなければならないとする感覚、政策や制度を改革するよりも新しい供給源を開発する方が比較的簡単であることなどである」

誇張された将来の水および電力需要予測は、「小規模で構造物によらない選択肢を採用した漸進的なやり方に不利に作用し、政策決定者に大型ダム事業の採用を迫ってきた。なぜならば、既存の供給量と予測需要量との大きな差を埋めるには、大規模事業で対応する他にないと思わせるからである」(42)。

利害の対立

「既得権益が影響力を行使し、あるいは利害の対立が発生した結果、多くのダムが、その当時に適用可能であった技術・財務・経済的基準による客観的審査と評価に基づか

ず建設された。これらのダムが、今日の状況で適用される社会的、環境的基準に沿っていないのは言うまでもない」(43)。

機能しないEIA

環境影響評価(EIA)は今も多くの場合、意思決定に影響を与えていません。EIAは「ほとんどが、事業推進の決定が出たあとで、予定される影響を補償または軽減し、受け入れられるようにするための手段で構成される」。「大部分のダム推進者は、EIAを乗り越えるべき行政上の障害か、融資を確実に得るために必要なものと見ている」。しばしば、EIAが始まっていないのに、「大規模な政治的、技術的、財政的投資」が行なわれている(44)。

参加と透明性の欠如

WCDは、「被影響住民を考慮に入れ、発言を求めること、また彼らに意思決定に参加する権利を与えることは、一般的に行なわれていない」ことを確認しました。市民と協議するために利用できる時間、手段、情報は十分ではありません。参加の機会は、与えられたにしても「プロセスの終わりで、範囲も限られていることが多い」。これは「このような事業の負の影響を拡大し、被影響地域社会を疎外して」おり、その結果、深刻な社会的影響だけでなく「スケジュールの遅れ、費用の超過、財務および経済的実積の悪化」が起きています(45)。

原註

1) pp.8-11	11) pp.68,47	21) p.88	31) p.120	41) p.170
2) pp.68-69	12) p.68	22) p.102	32) p.163	42) p.178
3) p.49	13) p.58	23) p.104	33) p.163	43) p.191
4) pp.42-43	14) p.68	24) p.105	34) p.143	44) p.182
5) p.12	15) p.65	25) p.106	35) p.164	45) p.176
6) p.56	16) p.66	26) p.110	36) p.151	46) pp.192-193
7) p.58	17) p.84	27) p.112	37) p.164	47) p.186
8) p.39	18) p.77	28) p.114	38) p.164	
9) p.68	19) p.81	29) p.116	39) p.92	
10) p.54	20) p.93	30) p.118	40) p.168	

ページ数はすべて Dams and Development: A New Framework for Decision-Making, Earthscan Publication Ltd., November 2000 より

遵法精神の欠如

お粗末な結果と不信感は「ダム推進者と融資機関が、約束の実行、法的規制や国際的ガイドラインの遵守を怠ったことに起因する……計画立案と意思決定に関しては、相変わらずこのようなことがしばしば行なわれているようである。さらに言えば、過去の対立は大部分が解決されておらず、過去の影響は大部分が軽減されていない」と結論しています(46)。

汚職

「大規模インフラ事業であるダムは汚職の機会をもたらし、意思決定、計画作成、実施をいっそう歪めた」「より小規模なものや普及率の高い選択肢では得られない、私腹を肥やす機会を大規模インフラ事業が与えてくれるならば、意思決定者はそちらの方を支持しようとするかもしれない……過去、多くの大型ダム事業で汚職が行なわれたという申し立てがあったが、最終的に起訴されることはほとんどなかった」(47)。

第7章

WCDの勧告

WCDは、大型ダムの計画・設計・建設・運用・撤去のための基準とガイドラインと共に、水およびエネルギー資源開発のための選択肢評価と意思決定の枠組みを作成しました。これらは報告書の第2部に記載されています。

WCDの勧告は、ダムだけでなくエネルギーおよび水計画一般について、意思決定の枠組みを確立します。エネルギーと水に限らず、この勧告は、あらゆるタイプの開発事業の計画・実行方法に関連します。もっとも重要なのは、これまで開発の名のもとに忘れ去られていた直接の影響を受ける人々が、事業を拒否し、または事業の便益を受ける力を得る方法を、この報告書は概説しているということです。

WCDによる全体的な枠組みは、開発に対して「権利とリスク」のアプローチを取ることを基本にしています。これは、自己の権利に影響が及ぶすべての利害関係者、非自発的にリスクを負わされるすべての利害関係者を、開発事業に関する意思決定に参加させなければならないということです。これは従来の上意下達の意味決定から、根本的に決別するものです。WCDは、このやり方が「誰が交渉の場に出席すべきか、どのような課題を話し合う必要があるかを効果的に決めることができる」と考えています。きわめて重要なことは、話し合っている内容が「交渉」であるということです。「交渉」とは両者が合意に達しようとする試みのことであり、開発側がいつも好んで使う言葉である、単なる「協議」とは違うのです。

WCDの勧告は多くの要素からできていますが、もっとも重要なのは次の2つです。

●意思決定を導く7つの広範な戦略的優先事項。

それぞれに、適用されればより公正で持続的な結果につながる、一連の原則が含まれている。例えば、すべての重要な決定について社会の承認を得る、包括的な選択肢の評価を行なうなどである。戦略的優先事項は、ある特定の事業がWCDの原則に従っているかどうかを分析する基準として使うことができる。戦略的優先事項の総リストは55ページを参照。

●「基準とガイドライン」と呼ばれる、水およびエネルギー開発における意思決定の方法についての段階的プロセス。

5つの段階が意思決定プロセスにおいて特定されており、それぞれの段階で一連の主要な基準が、規則の遵守に必要なプロセスを示している。基準とガイドラインを利用して、開発事業の計画策定に関する新しいアプローチを要求することができる。これらはまた、ある特定の事業の意思決定プロセスが、WCDが勧告するプロセスに従っていないことを示すためにも利用できる。

加えて、WCDの勧告には次のようなものがあります。

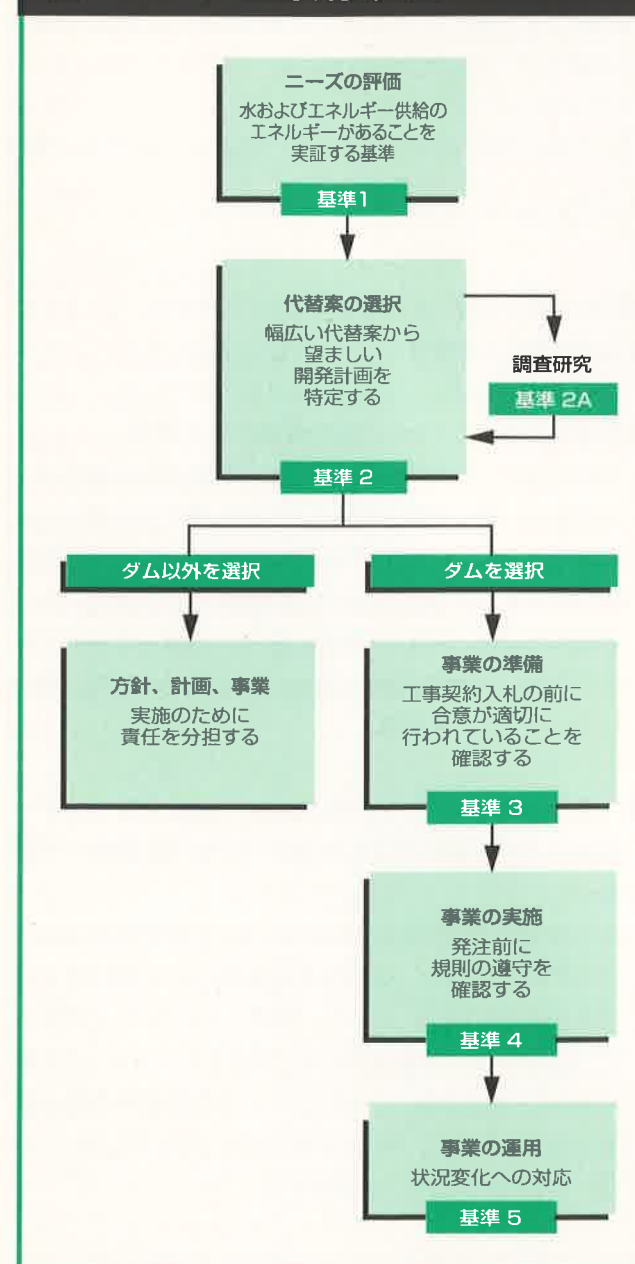
●進行中のダムに特化した一節。

戦略的優先事項を、すでに開発が進行した段階にある事業にどのように当てはめるかを説明する。

●26の「グッド・プラクティス用のガイドライン」。

戦略的優先事項で概説された原則をどのように実行するかをより詳しく示す。

図8—5つの主要判断項目



7.1 5つの主要判断項目： WCD の基準とガイドライン

5つの主要判断項目は、水およびエネルギー供給に関する意思決定の総合的な枠組みを示します。この枠組みは7つの戦略的優先事項に基づいて、プロセスの中ですべての利害関係者の権利を認め、リスクを評価することを基本としています。5つの主要な判断の段階が特定され、各段階でWCDは、規則の遵守に必要なプロセスを示した基準を勧告しています。これらにより、WCDの勧告が守られているか、計画または実行の次の段階に進むことができるかどうかを判断することができます。

1. ニーズ評価： 水およびエネルギー供給のニーズを実証する

利害関係者は、地元・地方・国のレベルにおいて、水およびエネルギー供給のニーズを、明確に申し立てること。選択肢の評価に影響を与える開発の明確な目的が、参加方式の評価によって提示されること。

2. 代替案の選択：望ましい開発計画を特定する

WCDが示す第2段階では、代替案を選択し、様々な選択肢の中から望ましい開発計画を特定する。利害関係者は、選択肢リストの作成、選択肢の評価、自分たちに影響を与えるそれらの結果についての交渉に参加すること。この段階で、複数の基準による包括的評価を用い、社会的・環境的な側面にも経済的・技術的要素と同様に重点を置いて、幅広い代替案から望ましい選択肢を選ぶこと。

2A. 調査研究

望ましい選択肢を選んだら、個別の事業に対するベースライン調査、影響予測調査、調査研究のような予備調査を、実質のある参加方式によって行なうこと。調査と影響評価は「開かれた、中立のもの」でなくてはならず、すべての利害関係者の権利を確認し、リスクを評価するため、慎重な分析が行われなければならない。事業に関連する影響評価には、社会・環境・保健・文化への影響が含まれること。提案された事業が望ましい開発計画の一部となるには、事業の影響を受ける人々の承認と、先住民族による十分な情報に基づく事前の自発的同意が得られること。

3. 事業の準備：工事契約の入札の前に、 適切な合意が行なわれていることを確認する

第1、第2段階が完了して、初めて事業の準備が行なわれる。利害関係者が事業の設計と、自分たちに影響を与える結果についての交渉に参加すること。先住民族、部族民が、十分な情報に基づく事前の自発的同意を、事業の設計に与えていること。事業の進行に対する認可は、選択肢評価プロセスで明らかになったいかなる条件をも具体化していること。緩和、移転、モニタリング、開発計画は、被影響集団の同意を得て、工事が始まる前に契約書に調印されなければならない。便益分配のメカニズムは、被影響集団の同意を得た上で、被影響集団が参加して設置されなければならない。

4. 事業の実施：供用開始前に規則の遵守を確認する

実行段階には資材・サービスの調達と建設が含まれる。便益分配、緩和策を含め、全ての義務が果たされるまで、当局は事業の供用開始許可を下ろさない。モニタリング、定期検査、状況に応じた管理などに関する特定の条件を含めて、運用認可が確認されること。

5. 事業の運用：状況変化への対応

ダムの運用は、純粋な技術的問題よりも、むしろ社会および環境への配慮を含めた状況本位の目標に左右されなければならない。状況の変化に合わせて施設、運用規則、認可条件を改変する決定は、参加方式による事業の実績と影響の調査に基づくこと。モニタリングを定期的に行ない、事業運用にフィードバックすること。必要に応じて、補償を決定するプロセスに着手すること。

7.2 進行中のダム事業

戦略的優先事項と方針原則は、初期の選択肢評価段階で事業を選択する場合だけでなく、すでに計画と開発が進行した段階にある事業にも適用できると、WCDでは認識しています。WCDは、すべての進行中および計画中の事業について、WCDの戦略的優先事項および方針の原則と一致させるために変更が必要かどうか調べる目的で、開かれた参加型の見直し調査を求めています。一般に、調整機関、事業者、また場合によっては融資機関は、このような調査が以下の項目を確実に満たすようにしなければなりません。

- 影響を与えるすべての問題を協議する利害関係者協議会を認定するために、権利の認識とリスクの評価に基づく利害関係者分析を用いる。
- 影響を受けやすい、または不利な立場にある利害関係集団が、情報を提供された上で参加できるようにする。
- 事業のコストと便益が誰に分配されるかを調べるため、分配分析を行なう。
- 立ち退き者や悪影響を受ける住民に、発展の機会と便益の分配を促進するため、影響緩和と移転の方策を、合意に基づいて構築する。
- 設計の修正によって、あらゆる深刻で取り返しのつかない生態系への影響を回避する。
- 河川環境維持流量を規定し、避けられない生態系への影響を軽減あるいは補償する。
- 救済措置と規則遵守のメカニズムを計画、実行する。

また政府は、進行中のダム事業見直しを利用して、水・エネルギーの選択肢を計画・実行するための既存の枠組みと、WCDが提案する基準およびガイドラインとを比較する機会とすることもできます。

この見直し調査のプロセスで、調査あるいは責任の追加、契約についての再交渉、規則遵守計画の具体化が行なわれます。

キャンペーンのためのヒント

すでに進行しているダム事業について、開かれた参加型の調査を要求しましょう。WCDの勧告を、調査を行なう根拠として利用しましょう。

7.3 グッド・プラクティス用の ガイドライン抜粋

WCD は、報告書で概説した意思決定プロセスの適用を支援するために、26 のガイドラインを提案しています。交渉による意思決定、十分な情報に基づく事前の自発的同意、および戦略的影響評価に関するガイドラインは、以下に要約を掲載します。

交渉による意思決定プロセス

交渉プロセスは、すべての利害関係者が、決定に影響を与える機会を平等に与えられた中で行なわれなければなりません。以下は公正な交渉プロセスが備えるべき条件です。

- 利害関係者フォーラムの代表は、すべての利害を正当に代表することが保証されるように、自由な選出プロセスを通じて選ばれること。
- 地域社会が分断されたり強要を受けたりしないという確約により、地域社会における誠実なプロセスが保証されること。地域社会は、人権が尊重されないとき、あるいは脅迫を受けたときには、プロセスから撤退してもよい。
- 評価、協議、参加のために十分な時間が利害関係者に与えられること。
- 先住民族・部族民から、十分な情報に基づく事前の自発的同意を得るにあたり、紛争を解決する特別の措置をとること（後述）。
- 政的あるいは経済的に弱い立場にある、または技術面での専門知識を欠く利害集団がプロセスに効果的に参加できるように、十分な財源を用意すること。
- 情報公開の基準を明確にする、主要な文書を翻訳する、討論を地元住民が理解できる言語で行なうことにより、透明性を確保すること。
- 要求があれば、利害関係者の合意の上で選任された進行係や調停者の補助を得て交渉を行なうこと。

プロセスを正当なものとするために、利害関係者がなすべきことは次のとおりです。

**自発的で事前の情報提供
に基づく同意は「計画および事業のサイクル全体におよぶ、継続、反復する交流と交渉のプロセス」である。**

- 適切な意思決定の構造とプロセス、および紛争解決メカニズムについて合意する。
- 問題になっている利害と正当な地域社会のニーズを明確に特定することを認める。
- 代替案が確実に十分に検討されることを保証する。
- 意思決定プロセス中の主な節目についての期限に合意する。

上記のような誠実な交渉によっても合意が得られない時、所定の独立紛争解決メカニズムを開始します。解決がみられない場合、国が最終的な調停者としての役割を務め、司法審査に付します。

十分な情報に基づく事前の自発的同意

先住民族、部族民の十分な情報に基づく事前の自発的同意は、一度限りの契約的な出来事とは見なされません。むしろ「計画および事業のサイクル全体におよぶ、継続・反復する交流と交渉のプロセス」なのです。サイクル各段階への進行は、影響を受ける可能性がある先住民族および部族民の合意によって導かれなければなりません。

十分な情報に基づく事前の自発的同意は、幅広い代表からなる包括的なものでなければなりません。それがどのように与えられ、また表明されるかは、先住民族、部族民の慣習法および慣例と、国内法が基準となります。プロセスの初めに、先住民族、部族民は利害関係者協議会に対し、重大な決定の承認を含め、決定への同意をどのように表明するかを告げます。独立紛争解決メカニズムが、利害関係者協議会の参加と合意のもとで、まず最初に設置されなければなりません。

詳細は WCD Thematic Review "Operationalisation of Free Prior Informed Consent" (www.dams.org または WCD の CD-ROM で入手可能) 参照。

戦略的影響評価

戦略的影響評価(Strategic Impact Assessment, SIA)は、配慮すべき権利を認め、環境および影響を受ける利害集団へのリスクの性質と大きさを評価し、開発の選択肢を特定するために利用できます。戦略的影響評価のコンセプトは、事業レベルの影響評価であり、そこから計画および選択肢評価の初期段階へと進みます。戦略的影響評価はすべての部門・政策・プログラムを網羅する広範にわたる評価であり、すべての選択肢の環境・社会・保健・文化に対する影響が計画の早期の段階で確実に考慮されるようにします。この用語は、部門別・全流域的・地域的・累積的な環境への影響の評価をも意味します。

戦略的影響評価の一般的目標は、下記の通りです。

- 利害関係者の権利を認め、リスクを評価する。
- 個別事業の調査に多額の資金が承諾される前に、需給の選択肢や事業の選定に、環境および社会的基準を組み込む。
- 不適切な、あるいは容認できない事業を早期の段階で除外する。
- 計画および準備のために投資者が事前に払うコストを減らし、事業が強硬な反対に遭う危険性を最小限に食い止める。
- 既存のダムやその他の資産の能力を改善する選択肢を調べる機会を作る。

キャンペーンのためのヒント

計画中の事業がどの程度 WCD の勧告に従っているか分析し、結果を政府機関や資金提供者に配付しましょう

7.4 部門別フォローアップ戦略

WCD は、報告書で概説した見解をさらに推し進めるため、いくつかのフォローアップ戦略を提言しました。

中央政府

- 多様な利害関係者からなる中立の委員会を設置し、既存ダムについて未解決の問題に取り組む。
- 大型ダムに関する既存の手続きと規則の見直しを命じる。
- 選択肢評価と計画への利害関係者の参加を規定する具体的な政策声明を作成する。
- 資源保護・効率化・分権化を進める選択肢に対するあらゆる先入観、また、開かれた参加型プロセスに対するあらゆる障壁を評価し、除去するために、法的・政策的・制度的枠組を見直す。

関係省庁

- 大型ダムに関する独立調査と紛争の解決を推進するために、基準とガイドラインを公布する。
- ダムに対する認可をすべて期限付きとする方式を採用する。

納入業者、建設業者、事業者、コンサルタント

- 経済協力開発機構 (OECD) の贈収賄防止協定の規定を遵守する。
- WCD ガイドラインを遵守していることを最大限に保証・証明するために、自主管理規定、運営システム、認証手続を作成・採用する。
- コンサルタント会社は、WCD が提唱する手段、例えば分配分析、多角的基準による分析、権利とリスクを基礎とする取り組み、河川環境維持流量の評価を使用・改良すること。
- ダム建設の5年後、社会・環境・財務・経済について予測の達成度を評価し、設計者がそこに加わるか、少なくとも評価を受けることを保証する適切なメカニズムを設置する。評価は公開する。

民間融資機関

- 水資源および電力部門のあらゆる選択肢への融資にあたって利用するために、公債格付けシステムの基準を作成する。
- WCD の原則、基準、ガイドラインを、企業の社会的責任に関する方針および声明に組み入れる。
- WCD のガイドラインを、個別事業を評価する上での社会のおよび環境的基準として利用する。

二国間援助機関および多国間開発銀行

- 融資を承認したダムが WCD のガイドラインを確実に遵守するようにする。
- 事業ベースから部門ベースの融資への移行を促進する。透明性と参加方式に基づくニーズと選択肢の評価や、構造物によらない代替手段への融資に対し、財政的および技術的支援を増やす。
- 過去の事業を見直し、実績が上がっていないおそれがある事業、あるいは現在未解決の問題を特定する。借入国のために、このような事業の財政負担に分担して取り組む。この取り組みには、事業に関連する未払いの負債を帳消しにする、債務の償還を対象となる影響地域への開発援助に振り替える、借入国が未解決の経済・社会・環境問題に取り組むのを助けるため、新規の援助を提供するなどがありうる。
- WCD 勧告に関連して内部のプロセスと運営方針を見直し、変更の必要性を判断する。

輸出信用機関

- 保証業務のために共通の環境・社会および分野横断的基準を導入・採用し、そのような基準に反する事業を評価する機関としての能力を強化する。
- 国際機関相互の協調関係を改善し、ある機関に拒絶されたダム事業を他の機関が引き受けることがないようにする。
- ダム事業に応募する民間業者に、WCD 勧告に整合する相当な注意を払った基準、または自主管理規定を満たすことを要求する。
- 協議および情報の公開を、通常の措置として推進する。

学 界

- WCD の方法論に沿ってダムのケーススタディを評価する。
- 需要側管理などダムに代わる手段の研究を行ない、政策決定者がそれを確実に利用できるようにする。
- WCD の知識ベースの向上、特に大型ダムの開発への有効性と、ダムが地元・地域・国の発展、被影響住民、環境に与える影響に関する比較データの面で協力する。WCD は具体的な研究分野を報告書の第 10 章に整理している。

7.5 WCD 戦略的優先事項

以下の 7 つの戦略的優先事項は、WCD 報告書から直接引用したものです。語句の変更はありません。それぞれの戦略的優先事項は、「主な狙い」と数項目の補助的な方針原則から成ります。各方針原則は、WCD 報告書に詳述されています。

戦略的優先事項 1

社会の支持を得る

主な狙い

主要な決定において社会の支持を得ることは、公平で持続可能な水およびエネルギー資源開発に不可欠なものである。被影響住民の集団、特に先住民族および部族民、女性、その他社会的弱者の権利を認め、リスクに取り組み、権利を擁護することから支持は生まれる。使用される意思決定プロセスとメカニズムは、すべての集団が情報を与えられた上で参加することを可能にし、主要な決定において明白な支持を得られる結果を生む。事業が先住民族、部族民に影響を与える場合、そのようなプロセスは十分な情報に基づく事前の自発的同意によって進められる。

戦略的優先事項の効果的実行のために適用すべき方針原則

- | | |
|--|--|
| <p>1.1 権利の認識とリスクの評価は、利害関係者を特定し、エネルギーおよび水資源開発に関わる意思決定に参加させる上での基本である。</p> <p>1.2 情報を得た上での意思決定プロセスへの参加を可能にするために、情報へのアクセス、法的その他の支援をすべての利害関係者、特に先住民族、部族民、女性、その他社会的弱者が利用できる。</p> | <p>1.3 あらゆる主要な決定に対する社会の明らかな支持は、開かれた透明なプロセスで交渉を行ない、合意を形成することで得られる。このプロセスは、すべての利害関係者が情報を与えられた上で参加し、誠実に行なわれる。</p> <p>1.4 先住民族、部族民に影響を与える事業に関わる決定は、公式および非公式の代表団体を通じて、十分な情報に基づく事前の自発的同意によって進められる。</p> |
|--|--|

戦略的優先事項 2

総合的選択肢評価

主な狙い

ダムに代わる手段は、多くの場合必ず存在する。このような代替手段を探るために、水・食糧・エネルギーのニーズを調査し、目的を明確にする。それに応じて適切な開発行為を、一定範囲の可能な選択肢から特定する。選択肢は、政策的・制度的・技術的選択肢全般にわたる総合的かつ参加方式による評価に基づいて行なわれる。評価プロセスにおいては、社会、環境の側面を、経済および財務的要因と同様に重視する。選択肢評価プロセスは、計画、事業進行、運用のすべての段階を通じて続けられる。

戦略的優先事項の効果的実行のために適用すべき方針原則

- | | |
|--|--|
| <p>2.1 水およびエネルギー資源開発の選択肢を特定、評価する前に、開発のニーズと目的を、開かれた参加型プロセスを通じて明確にする。</p> <p>2.2 開発目的全般を考慮に入れた計画アプローチを用いて、すべての政策、制度、管理、技術上の選択肢を評価する。これはプログラムあるいは事業に実施の決定が下される前に行なわれる。</p> <p>2.3 選択肢評価に当たっては、社会、環境の側面を、経済および財務的要因と同様に重視する。</p> | <p>2.4 選択肢評価プロセスにおいては、既存の利水、灌漑、エネルギーシステムの効率と持続可能性を高めることを最優先とする。</p> <p>2.5 このような総合的選択肢評価プロセスにより、ダムが選択された場合、細部の計画・設計・建設・運用の各段階を通じて、社会的および環境的原則が選択肢の調査と選定に適用される。</p> |
|--|--|

戦略的優先事項 3

既存ダムへの取り組み

主な狙い

状況に応じて、多くの既存ダムの便益を最大化し、未解決の社会問題に取り組み、環境の影響緩和と回復策を強化することができる。ダムとダムが運用される状況が、時間の経過の中で不変であるとは考えられない。水利用の優先度の変化、流域における物理的または土地利用の変化、技術の発達・環境・安全・経済・技術に関する法規が示す社会政策の変化により、便益と影響は変容しうる。管理と運用のやり方は、事業の全期間を通じて状況の変化に適応し続け、また未解決の社会問題に取り組むものでなければならない。

戦略的優先事項の効果的実行のために適用すべき方針原則

- 3.1 すべての既存大型ダムについて、事業完了後の総合的なモニタリングおよび評価プロセスと、効率、便益、影響を長期にわたり定期的に調査するシステムを導入する。
- 3.2 既存の大型ダムを修復、改善し、便益を最大限に引き出すための計画を特定、実行する。検討すべき選択肢には、機器や施設の修復、近代化および改良、貯水池運用の効率化、構造物によらない方法の導入による水・電力の配送および利用効率の向上などがある。
- 3.3 既存の大型ダムに関連する未解決の社会問題を特定、評価する。問題解決のためのプロセスとメカニズムを、影響を受けている地域社会と共に作り出す。
- 3.4 既存の環境影響緩和策の有効性を評価し、予想されなかった影響を特定する。緩和、復元、向上の機会を認識、特定し、それに基づいて行動する。
- 3.5 大型ダムにはすべて、認可期間を限定した公式の運用協定がある。再計画または認可更新プロセスで、施設に大幅な物理的変更を加えることが（あるいは撤去が）有益でありうると示された場合、詳細な実行可能性調査と社会および環境影響評価を行なう。

戦略的優先事項 4

河川と生計の維持

主な狙い

河川・流域・水生生態系は地球の生物学的原動力であり、生命と地域社会の生活の基礎である。ダムは景観を変え、回復不可能な影響を与える危険性を生む。河川流域レベルで生態系を理解・保護・復元することは、平等な人間開発とすべての生物種の福祉を促進する上で不可欠である。河川開発に関わる選択肢評価と意思決定にあたっては、影響の回避が優先され、次いで保健と完全な河川システムへの悪影響を最小限に緩和することが重要となる。適切な立地の選定と事業の設計によって影響を避けることが最優先である。個々の河川の条件に合わせて河川環境維持流量を放流することは、下流の生態系と、それに依存する地域社会の維持に役立つ。

戦略的優先事項の効果的実行のために適用すべき方針原則

- 4.1 生態系の機能・価値・要求するもの、また地域社会が生態系にどのように依存し、作用しているかを流域全体にわたって理解することが、開発の選択肢について決定を下す前に必要とされる。
- 4.2 決定は、生態系・社会・保健問題を、事業および河川流域開発と一体のものとして重視し、予防的手法にしたがって影響を避けることを優先する。
- 4.3 自然状態での生態系の機能と価値が高い河川を選び、その維持のために国家方針を作成する。未開発の河川において代替立地を検討する際は、支流を立地とすることを第一に考える。
- 4.4 危急種、絶滅危惧種への重大な影響を避けるような事業の方法を選択する。影響が避けられない場合、実効性のある補償措置をとり、結果的に地域内でその種が純増するようにする。
- 4.5 大型ダムから河川環境維持流量を放流し、下流の生態系の完全性および地域社会の生計の維持を助ける。またダムをその目的に沿って設計・改修・運用する。

戦略的優先事項 5

権利の認識と便益の分配

主な狙い

悪影響を受ける人々との合同交渉の結果、双方の合意の上で、法的強制力のある緩和および開発の規定を作る。この規定は、生計の手段と生活の質を改善する権利と、被影響住民が事業の受益者であることを確認する。緩和策・移転・開発を成功させることは、国と事業者の基本的な責務である。両者は、被影響住民すべてに、現在の状況および資源が変化することで生計が改善されることを納得させる義務を負う。合意された緩和・移転・開発の規定に対する有責当事者の責任は、契約のような法的手段を通じて、また国および国際レベルで利用しうる法的救済を通じて確保される。

戦略的優先事項の効果的実行のために適用すべき方針原則

- 5.1 権利の認識とリスクの評価は、影響緩和・移転・開発に関わる意思決定の合同交渉において、悪影響を受ける利害関係者を特定し、参加させる上での基礎である。
- 5.2 影響評価には、貯水池予定地・上流・下流および集水域の住民で、財産・生活手段・無形資産に影響を受ける者すべてが含まれる。また、水路・送電線・移転地開発など、ダムの関連インフラストラクチャに影響を受ける者も含まれる。
- 5.3 悪影響を受けると認定された人々はすべて、相互に合意した正式な法的強制力のある緩和・移転・開発に関する権利の保証について交渉を行なう。
- 5.4 悪影響を受ける人々は事業の便益を第一に受けることが認められる。実行を保証するために、相互に合意し、法的に守られた便益分配メカニズムについて交渉を行なう。

戦略的優先事項 6

規則遵守の保証

主な狙い

社会の信用と信頼を確実に得るためには、政府・事業者・取締担当者・運用担当者が、計画・実行・運用のためになされた約束をすべて果たす必要がある。適用しうる規則・基準・ガイドライン・交渉によって得られた事業に固有の合意事項の遵守は、事業の計画および実行のあらゆる重要な段階において保証される。補強しあう一連のインセンティブとメカニズムが、社会・環境・技術的措置には必要である。これらは、インセンティブと罰則を組み合わせ、法規制的な手段とそうでないものを適切に混合したものでなければならない。変化する状況への対応に柔軟性が必要とされる場合、法規と遵守の枠組みが確実に効果をあげるように、インセンティブと罰則が用いられる。

戦略的優先事項の効果的実行のために適用すべき方針原則

- 6.1 規則の遵守を保証するために、明快で一貫した共通の基準およびガイドラインを、事業主体・請負機関・融資機関は採用する。規則遵守は中立で透明性の高い監査によって判断される。
- 6.2 規則遵守計画を、個別事業の開始に先立って準備する。関連する基準やガイドラインにより、どのように規則が遵守されるかを説明する。事業固有の技術的、経済的、社会的、環境的責任に関する拘束力のある取り決めを明記する。
- 6.3 規則遵守メカニズムおよび関連する制度的機能を設置し、それらを活用するためのコストを事業予算の中に組み込む。
- 6.4 不正な慣行は、法規の執行、自主的な腐敗防止協定、排除などの手段によって防ぐ。
- 6.5 基準、ガイドラインを遵守した事業者に報酬を与えるインセンティブは、公的および民間融資機関が作成する。

戦略的優先事項 7

平和、発展、安全保障のために川を分かちあう

主な狙い

国際河川での貯水、取水は、国家間および国内において相当な緊張の源となっている。ダムは明らかに取水の妨害となるので、その建設には前向きな協力が要求される。したがって、互いの自己利益を地域の協力と平和的な提携のために増進する目的で、資源の利用と管理を国家間の協定の主題にすることが多くなっている。これは、限りある資源を割り当てるという狭いやり方から、河川とそれがもたらす利益を分かちあうことに重点を移すことにつながり、その結果、協議すべき問題の範囲を国は革新的な方法で定義できる。外部の金融機関は、流域諸国間の誠実な交渉の原則を支援する。

戦略的優先事項の効果的実行のために適用すべき方針原則

- 7.1 国内の水政策は、共有の河川流域における流域協定のために、具体的な対策をとる。協定は流域諸国間で、信義にのっとり交渉する。協定は平等と理性的な利用の原則、重大な害をもたらさないこと、事前の情報公開、WCD の戦略的優先事項を基本とする。
- 7.2 流域諸国は、水は配分すべき有限の商品であるという考えを克服し、水ではなく水から得られる利益を平等に分配するというアプローチを採用する。妥当であれば、河川流域外の利益や他の部門の相互利益も交渉する。
- 7.3 共有河川でのダム建設は、流域諸国が反対し、それを中立の委員会が支持した場合は行なわない。国家間の解決が難しい紛争については、最終的には国際司法裁判所も含めた様々な紛争解決手段を用いて解決する。
- 7.4 国内で複数の政治的集団が共有する河川での開発事業については、必要な法整備を国および自治体レベルで行ない、WCD 戦略的優先事項の「社会の支持を得る」「権利の認識」「河川と暮らしの維持」を具体化する。
- 7.5 基政府機関が共有河川において、流域間の誠実な交渉の原則に違反してダム建設を計画または推進している場合、外部の融資機関は当該機関が推進する事業・計画への支援を撤回する。

第 8 章

資料

よく使う連絡先

ダムと開発プロジェクト

Dams and Development Project
PO Box 16002
Vlaeberg 8018
Cape Town
South Africa
Tel: 27 21 426 4000
Fax: 27 21 426 0036
Email: info@unep-dams.org
Web: www.unep-dams.org

WCD のフォローアップ活動については、上記ウェブ・サイトをチェックして下さい。

世界ダム委員会

World Commission on Dams
www.dams.org

WCD 報告書 (PDF フォーマット) の入手、WCD の背景の研究、報告に対する様々な反応については、上記ウェブ・サイトをご覧下さい。

国際河川ネットワーク

International Rivers Network
1847 Berkeley Way
Berkeley, CA 94703
USA
Tel: 1 510 848 1155
Fax: 1 510 848 1008
Email: info@irn.org
Web: www.irn.org

このウェブ・サイトには WCD の報告書と情報にコメントした多数の NGO の文書や、大型ダムに関連する他の問題へのリンクがあります。また大型ダムのキャンペーンにかかわっている団体と、www.irn.org/links/damfighters.shtml でリンクしています。

IRN は無料のメーリングリストで WCD の情報を提供しています。配信ご希望の方は、owner-irn-wcd@netvista.net まで、"subscribe<あなたの E メールアドレス>" の内容で E メールをお送り下さい。

出版物

世界ダム委員会報告書

Dams and Development: A New Framework for Decision-Making, The Report of the World Commission on Dams, Earthscan Publication Ltd., November 2000, paperback \$29.95.
開発途上国の NGO は小売価格から 35% の値引きを受けます。WCD 報告書は WCD のウェブ・サイトから PDF フォーマットで、また、「ダムと開発プロジェクト」から無料の CD-ROM で入手できます。

Represas y Desarrollo: Un Nuevo Marco Para la Toma de Decisiones
WCD 公式スペイン語版報告書は、
<http://www.dams.org/report/espanol.htm> でダウンロードできます。このサイトからは、スペイン語版プレゼンテーション・ソフトのダウンロードも可能です。報告書のハードコピーの注文は、ダムと開発プロジェクトにお問い合わせ下さい。

Dams and Development: An Overview
November 2000
WCD 報告書の 30 ページの要約版で、WCD のウェブ・サイトまたはダムと開発プロジェクトから入手できます。これは英語、フランス語、ドイツ語、ヒンディー語、ポーランド語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語版があります。これらの翻訳版は www.dams.org/report からオンラインで手に入ります。
WCD のウェブ・サイト www.dams.org/polyglot では、フランス語、日本語、ポルトガル語、スペイン語の参考資料も入手できます。

WCD 背景研究

以下のリストは、WCD の背景研究の中でも特に利用価値の高いものです。これらの文書は WCD のウェブ・サイトからダウンロードするか、ダムと開発プロジェクトに CD-ROM を注文して下さい。

The Social Impacts of Large Dams: Equity and Distributional Issues, WCD Thematic Review I. 1, by Adams, W., 2000.

ジェンダーへの影響と下流域社会への影響について述べた利用価値の高い一節があります。

Displacement, Resettlement, Rehabilitation, Reparation and Development, WCD Thematic Review I. 3 by Bartolome, L. J., de Wet, C., Mander, H. and Nagaraj, V. K. 2000.
アフリカ、アルゼンチン、中国、インド、メキシコにおける移転の経験のケーススタディ。

Dams, Ecosystem Functions and Environmental Restoration, WCD Thematic Review II. 1, by Berkamp, G., McCartney, M., Dugan, P., McNeely, J. and Acreman, M. 2000.
河川内の流水および貯水池からの洪水の管理放流に関する利用価値の高い参考文献を含みます。

Dams, Indigenous People and Vulnerable Ethnic Minorities, WCD Thematic Review 1.2, by Colchester, M. - Forest Peoples Programme 2000.
カナダ、グアテマラ、インド、マレーシア、ナミビア、ノルウェー、フィリピンについてのケーススタディが含まれています。

Reparations and the Right to Remedy, WCD Briefing Paper, by Johnston, B. R. 2000.
補償の法的根拠を明確にしています。

Large Dams: India's Experience, WCD case study, by Rangachari, R., Sengupta, N., Iyer, R. R., Banerji, P. and Singh, S. 2000. SANDRP
(E メール <cwaterp@vsnl.com>) からヒンディー語版も入手可能。

Environmental and Social Impact Assessment for Large Dams, WCD Thematic Review V.2, by Sadler, B., Verocai, I. and Vanclay, F. 2000.

Transparency and Corruption on Building Large Dams, Contributing Paper prepared for WCD Thematic Review V.4, by Wiehen, M. H. - Transparency International. 1999.

NGO の出版物

Summary Excerpts from the World Commission on Dams Final Report, prepared by International Rivers Network, November 2000.
便利な 31 ページの WCD 報告書の抜粋を含む。
www.irn.org/wcd より入手可能。

A Watershed in Global Governance? An Independent Assessment of the World Commission on Dams, by Dubash, N. K., Dupar, M., Kothari, S. and Lissu, T., World Resources Institute, Lokayan and Lawyers' Environmental Action Team, Washington, DC, November 2001, \$25.
このレポートは
<http://www.wri.org/governance/wcdassessment.html> より入手可能。

"The Use of a Trilateral Network: An Activist's Perspective on the World Commission on Dams," by McCully, P., American University International Law Review, Vol. 16 No. 6, 2001.
入手希望の方は IRN にご連絡下さい。

Guardianes de los Rios: Guia para activistas, by Aguirre, M. and Switkes, G., International Rivers Network, Berkeley, 2000.

Guardioes dos Rios: Guia para Ativistas, International Rivers Network, Berkeley, 2000.

Silenced Rivers: The Ecology and Politics of Large Dams, 2nd edition, by McCully, P., Zed Books, London 2001. \$25
プラス送料で IRN より入手可能。邦訳あり(旧版): パトリック・マッカーリー『沈黙の川 ダムと人権・環境問題』鷺見一夫訳、築地書館 1998 年 4800 円。

River Keepers Handbook: A Guide to Protecting Rivers and Catchments in Southern Africa, by Pottinger, L., International Rivers Network, Berkeley, 1999.

国際河川ネットワークでは、WCD のプレゼンテーション・ソフトウェアを作成しました。入手希望の方は IRN までご連絡下さい。

NGO 連絡先

Regional Networks

Network for Advocacy on Water Issues in Southern Africa (NAWISA)
c/o Liane Greeff
Environmental Monitoring Group
PO Box 18977
Wynberg 7824
South Africa
Tel: 27 21 761 0549/788 2473
Fax: 27 21 762 2238
Email: liane@kingsley.co.za
Web: home.global.co.za/~emg

Rivers Watch East and Southeast Asia
Contact: Aviva Imhof, RWESA Coordinator
c/o International Rivers Network
1847 Berkeley Way
Berkeley, CA 94703
US
Tel: 1 510 848 1155
Fax: 1 510 848 1008
Email: aviva@irn.org
Web: www.rwesa.org

Africa

Frank Muramuzi, National Association of Professional Environmentalists and Martin Musumba, Save the Bujagali Crusade
P.O. Box 29909
Kampala
Uganda
Tel/Fax: 256 41 530181
Email: napesbc@afsat.com

Europe

Heffa Schücking
Urgewald
Von-Galen-Strasse 4
D-48336 Sassenberg
Germany
Tel: 49 2583 1031
Fax: 49 2583 4220
Email: urgewald@urgewald.de
Web: www.urgewald.de

Antonio Tricarico
Reform the World Bank
Campaign, Italy
Via F. Ferraironi, 88/G
00172 Roma
Italy
Tel: 39 6 2413976
Fax: 39 6 2424177
Email: atricarico@crbm.org
Web: www.unimondo.org/cbm

Tonje Folkestad
Association for International Water
and Forest Studies (FIVAS)
Osterhausgt 27
N-0183 Oslo
Norway
Tel: 47 22 98 93 00
Fax: 47 22 98 93 01
Email: fivas@online.no
Web: www.solidaritetshuset.org/fivas/

Pedro Arrojo
Coalition of People Affected by
Large Dams and Aqueducts
c/ Santa Cruz 7, Oficina 3
50003 Zaragoza
Spain
Tel/Fax: 34 976 392004
Email: coagret@jet.es
Web: www.geocities.com/coagret

Goran Ek
Swedish Society for Nature
Conservation
Box 4625, Åsögatan 115
SE-11691 Stockholm
Sweden
Tel: 46 8 702 65 09
Fax: 46 8 702 08 55
Email: goran.ek@snf.se
Web: www.snf.se/english.cfm

Christine Eberlein
Berne Declaration
P.O. Box
CH-8031 Zurich
Switzerland
www.evb.ch
Tel: 41 1 277 70 00
Fax: 41 1 277 00 01
Email: ceberlein@evb.ch
Web: www.evb.ch

Nick Hildyard
The Corner House
PO Box 3137
Station Road
Sturminster Newton
Dorset DT10 1YJ
UK
Tel: 44 1258 473795
Fax: 44 1258 473748
Email: cornerhouse@gn.apc.org
Web: cornerhouse.icaap.org

Kate Geary
Ilisu Dam Campaign
Box 210
266 Banbury Road
Oxford OX2 7DL
UK
Tel: 44 1865 200550
Email: ilisu@gn.apc.org
Web: www.ilisu.org.uk

Latin America

Selma Barros de Oliveira
International Rivers Network /
Movimento dos Atingidos por Barragens
Rua Dr. Veiga Filho, no. 83,
apto. 74
01229-001 São Paulo, SP
Brazil
Tel: 55 11 3666 5853
Email: selmamab@zaz.com.br

Sadi Baron
Movimento dos Atingidos por Barragens
Rua Silveira Martins, 133-Conj 21/22
Praça da Sé
01019-000 São Paulo, SP
Brazil
Tel: 55 11 232 1328
Email: sadimab@zaz.com.br
Web: www.mabnacional.org.br

Carlos B. Vainer
Instituto de Pesquisa e Planejamento Urbano e
Regional Universidade Federal do Rio de Janeiro
Edifício da Reitoria, sala 543
Cidade Universitária
Ilha do Fundão
21641 590 Rio de Janeiro
Brazil
Tel: 55 21 598 1915
Fax: 55 21 564 4046
Email: cvainer@gbl.com.br

Elias Diaz Peña
Sobrevivencia
25 de Mayo 1618
Casilla de Correos 1380
Asunción
Paraguay
Tel: 595 21 480182/224427
Fax: 595 21 550451
Email: coordina@sobrevivencia.org.py

South Asia

Himanshu Thakkar
South Asia Network on Dams, River and People
53B, AD Block
Shalimar Bagh
Delhi 110 088
India
Tel: 91 11 713 4654
Email: cwaterp@vsnl.com
Web: narmada.org/sandrp

Shripad Dharmadhikary
Manthan Resource Centre
Plot #119, Satpuda Colony
Opp. Dashera Maidan
Badwani 451 551
Madhya Pradesh
India
Tel: 91 7290 24867
Email: shripad@narmada.org

Medha Patkar
Narmada Bachao Andolan
B-13, Shivam Flats
Ellora Park
Baroda 390 007
India
Tel/Fax: 91 265 382232
Email: medha@narmada.org
Web: www.narmada.org

Gopal Siwakoti "Chintan"
Water and Energy Users' Federation-Nepal
P.O. Box 2125
Kathmandu
Nepal
Tel: 977 1 429741
Fax: 977 1 419610
Email: wafed2001@hotmail.com,
inhured@enet.com.np

Mushtaq Gadi
SUNGI Development Foundation
House No. 17, Street 67 G-6/4
Islamabad
Pakistan

Tel: 92 51 2276579, 2276589
 Fax: 92 51 2823559
 Email: mus4@hotmail.com

Southeast Asia

Chainarong Sretthachau
 Southeast Asia Rivers Network
 78 Moo 10
 Suthep Road
 Tambol Suthep
 Muang Chiang Mai 50200
 Thailand
 Tel: 66 53 278 334/221 157
 Fax: 66 53 283 609
 Email: searin@loxinfo.co.th
 Web: www.searin.org

Joan Carling
 Cordillera Peoples Alliance
 PO Box 975
 2600 Baguio City
 Philippines
 Tel/Fax: 63 74 443 7159
 Email: joan.carling@skyinet.net

Shalmali Guttal
 Focus on the Global South
 c/o CUSRI
 Chulalongkorn University
 Phyathai Road
 Bangkok 10330
 Thailand
 Tel: 66 2 2187363-65
 Fax: 66 2 2559976
 Email: s.guttal@focusweb.org
 Web: www.focusweb.org

略語一覧

ADB	アジア開発銀行
AGM	年次総会
DDP	ダムと開発プロジェクト (WCD のフォローアップを行っている機関)
DFID	英国国際開発省
DSM	需要サイド管理
EIA	環境影響評価
EIRR	経済的内部収益率
Ex-Im	米国輸出入銀行
GHG	温室効果ガス
HEA	水力設備協会
ICID	国際かんがい排水会議
ICOLD	国際大ダム会議 (ダム産業のロビー団体)
IDA	国際開発協会 (世界銀行の低利融資部門)
IFC	国際金融公社 (世界銀行の民間企業融資部門)
IHA	国際水力発電協会
IRN	国際河川ネットワーク
IUCN	国際自然保護連合
MW	メガワット
NGO	非政府組織
OED	世界銀行業務評価局
OPIC	米国海外民間投資公社
PPA	電力売買契約
SANDRP	ダム・河川・人々の南アジアネットワーク
SIA	戦略的影響評価
SIDA	スウェーデン国際開発庁
UK	イギリス
UNEP	国連環境計画
US	アメリカ合衆国
WB	世界銀行
WCD	世界ダム委員会

全ての数字は米ドルによる。

第9章

WCD 市民ガイド日本語版によせて

黒部川におけるダム被害の実情と解決に向けて

資料提供：黒部川ウォッチング・富山ネットワーク
 金谷敏行
 (編集・文責:RWESA-J 氏家雅仁)

黒部川では電源開発が戦前より続き、巨大な電源開発地帯となっている。その間相次ぐダム開発で川や海に多大な影響を与えてきたが、1991 年より始まった出し平ダムの排砂は(2001 年からは宇奈月ダムと連携して排砂を行う)2002 年7月までに合計 11 回行われ、川や海に致命的な影響を与えている。本稿では、黒部川で活動している金谷敏行氏より頂いた資料より、黒部川の排砂ダムによる被害の現状とその解決の糸口について抜粋した。

黒部川の沿岸海域における漁業被害

- ・黒部川左岸の生地鼻地先では 1966 年から 30 年間で海岸線が約 40m 後退。ダムが原因の一つ。
- ・排砂によって砂、岩場だった場所にヘドロが貯まっている。堆積のひどいのは黒部川左岸の入善から朝日にかけての海底の谷間の部分。この海域では魚の成育期間にとって不可欠の海藻が育たない海の砂漠化が始まっている。
- ・黒部川沿岸の漁業被害は深刻になっており、底魚を捕獲する刺し網漁では漁獲高が半分から三分の一まで下

がった。わかめの養殖業者は廃業した。入善町横山定置網は 1998 年漁獲高の減少により廃業、朝日定置網は 2002 年より休業中である。

被害へ対応と問題点：行政（国や県）

- ・出し平ダム初回の排砂が社会的にも大きな問題となったため、「黒部川出し平ダム排砂影響検討委員会」を設置したが、「出し平ダムの土砂の流入対策として排砂ゲートの運用が一番よい方法だ」と答申した。
- ・国は 95 年に「宇奈月ダム事業審議委員会」を発足。この委員会では事業見直しも選択肢の一つとされたが、ダムの必要性については議論されなかった。公聴会では多くの住民が排砂やダム建設に反対の意見を表明したが、同委員会の中で意見交換の機会はいま事業続行と排砂ゲートの設置を答申した。
- ・宇奈月ダムは建設に 1740 億円を投じたが、利水利用は今も行われておらず、発電量もごくわずか。
- ・国は 98 年「黒部川土砂管理協議会」や「黒部川排砂評価委員会」を設置したが、メンバーは一方向的に選ばれており、被害を受けている漁民や独自調査を行っている専門家の意見聴取すら行っていない。

被害へ対応と問題点：関西電力・県漁連

- ・ 関西電力は出し平ダムの初回 1991 年の排砂については漁業被害を与えたことを認めているが、それ以降については、被害の因果関係を否定。
- ・ 91 年の被害について関西電力は 39 億円のお金を県漁連に支払ったが、被害を受けた漁民への補償に当てられたのはわずか 3.5 億円で、用途の公開が適切に行われていない。

◇被害漁民や地元住民・NGO の求める解決方法

- ・ 黒部川排砂や宇奈月ダム建設問題では前述したように審議、決定の場に地元住民や環境 NGO はもとより、被害漁民すら排除されている現状がある。現行の排砂方法やダムの運用に苦しめられ、疑問を持つ立場の人間を公平にメンバーに入れること。会議の中でオブザーバーの発言を認め参加者と意見交換する機会を作ることが先ず必要である。
- ・ 宇奈月ダム建設問題では事業目的が喪失しており他の代替案（計画高基本高水流量のデータの見直しや堤防工事のかさ上げ）で対応できるにもその議論は行われなかった。排砂問題でも、環境 NGO が主張している「排砂ゲートの常時開放」は議題として検討すら行われなかった。
- ・ 金沢大学田崎教授たちの研究グループでは独自にダム排砂と富山湾や魚類たちへの影響について学会発表を行いその論文の価値も評価されている。しかし、「評価委員会」の結論は「ダム排砂は環境への有意の影響は認められず、黒部川沿岸に堆積している土砂はヘドロではなく排砂との因果関係も証明できていない」とした。被害漁民、田崎研究室と国や関電の環境調査のクロスチェックやデータ交換が必要である。
- ・ 関西電力は被害漁民に対して現在の被害を含めて個々の漁民に適切な補償を行うべきである。合わせて、漁場や川に貯まったヘドロを公害発生者の責任として浚渫し、漁場や自然環境の回復を図ることも必要である。

以上、金谷氏から頂いた黒部川の問題点を読むと、WCD により報告されたダムの問題点が黒部川においてもかなり該当していることが分かる。被害住民の特定と意思決定への参加、代替案の検討、適切な補償など、今後の問題解決に向けて、WCD が勧告した内容を、実質が伴う形で日本にも適用してゆく必要があるだろう。

コトパンジャン・ダムから見える
ダム開発の問題点

インドネシア民主化支援ネットワーク

久保 康之

コトパンジャン・ダムは、日本の政府開発援助 (ODA) によってインドネシアのスマトラ島中部に建設された発電を主な目的とする多目的ダムである。このダムの建設にあたっては、東電設計が 1979 年にプロジェクト・ファインディング（援助案件探し）をおこない、さらに国際協力事業団 (JICA) の委託を受け 82 年から 84 年までフィージビリティ調査（実行可能性調査）を実施した。そして 85 年に海外経済協力基金 (=OECE、現在は統合され国際協力銀行 =JBIC) がエンジニアリング・サービスのために 11 億 5200 万円、90 年に第 1 期工事分とし 125 億円、91 年に第 2 期工事分として 175 億 2500 万円の借款契約 (L/A) を結んだ。またダムの建設工事は、(株) 間組 (ハザマ) と現地企業が受注し、92 年からダムの本体工事が始まり 96 年に終了した。その結果、水没予定地に住む 10 カ村、少なくとも 17000 人の住民が移転を余儀なくされた。

日本側は、このダム建設の借款契約の際、「事業により影響を受ける世帯の移転合意は公正かつ平等な手段を経て取りつけられなければならない」、「事業により影響を受ける世帯の生活水準は移転以前と同等かそれ以上のものが確保されなければならない」などの 3 条件をつけた。しかし実際には、住民は移転合意の際、事業主体の国営電力公社 (PLN) 職員から「移転同意書に署名しなければ、後の段階では補償を一切得られない」といった脅しを受けたり、また補償基準については、村の指導者の一部との間だけでしか合意が結ばれなかった。このため住民代表は 91 年にジャカルタの OECF 事務所や日本大使館などを訪問し、移転・補償の合意書の取り付けが不正におこなわれたことを訴え、また住民代表の 1 人と、支援する NGO のメンバー 1 人はその後来日し、外務省、OECF に対し、移転問題が解決されないのであれば、ダム建設を見直すよう求めた。

しかし、インドネシア政府側はその後、移転問題はすでに解決されたとし、92 年から村ごと住民移転を実施し、96 年に最後の村の移転が完了した。住民は地方政府から、移転後の生活は移転前よりもよくなると説明されてきたが、実際には、当初政府が約束していたゴム農園のゴムの木は育っていないため収穫が望めず、生計手段を失った住民の生活

は困窮した。また村の共有地やルマ・ガダンと呼ばれる伝統的家屋などが水没したため、この地域の伝統的なミナカバウ文化そのものが失われることになった。移転後住民は、移転地における生活の改善を地方政府に要求したり、また未払いの補償金の支払いを求めて PLN や関係省庁に対し裁判をおこなったりしてきたが、事態はほとんど改善されなかった。

このような、住民の生活、伝統的文化を破壊した責任は、たんにインドネシア政府側にあるだけでなく、この事業を計画、監理したコンサルタント会社、その調査費と建設費を供与・融資し日本の政府開発援助機関、および日本政府にもある。そのためインドネシアの地元 NGO や、日本の NGO、市民の支援を受け、2002 年 9 月 5 日、コトパンジャン・ダムの被害者住民 3861 人は東京地裁に提訴をおこなった。原告住民は、被告の日本政府、国際協力銀行 (JBIC)、国際協力事業団 (JICA)、東電設計に対して、原状回復 (ダム撤去) とこれまでの被害に対する損害賠償を求めている。ODA 受入国側住民が日本政府を訴えるのは、日本の ODA 史上初めてのことである。

コトパンジャンの例からも明らかなように、今後、ダム建設にあたっては、国際金融機関や「援助」国の責任がますます問われることになっていくであろう。その責任の所在をあきらかにするためにも、世界ダム委員会の勧告をそれらの機関、国が受け入れるよう働きかけていく必要がある。またそれと同時に、法的手段を通じて実際に生じている被害に対する融資側の責任を問うことも、被害者住民の権利の回復を求める上でひとつの有効な手段であると思う。

- 久保さんのコメントを受けて -

RWESA-J 神崎 尚美
コトパンジャン・ダムの事例は、他の多くのダム事業がそうであるように、多くの問題を提起している。住民との移転合意の過程の中で、またプロジェクトのいろいろな段階で、WCD が提示しているような勧告、(たとえば「自由で、事前の情報を得た上での合意」や「利害関係者が事業の計画や自分たちに影響を与える結果についての協議に参加すること」など) が取り入れられていれば、ここまで問題が大きくなることはなかったかもしれない。国内外問わず、行政機関や事業主体者は「既にこれらのことは実施されている」と言う。しかし、現地住民や NGO は決してそうは思っていない。そこに大きな認識のずれがあることは確かである。そのずれを正すためには、長い道のりだがそれぞれのケースで市民ガイドにあるような取組みを行っていくしかないのかもしれない。

岐阜県・徳山ダム建設反対の現場から

徳山ダム建設中止を求める会事務局

近藤 ゆり子

大規模ダムの真の社会的環境的コストが考慮されていないために「これらの計画の真の経済的有効性と収益性は大部分不明なままである」…WCD

(1) 環境を大改変する巨大ダム

徳山ダムの総貯水量は 6 億 6000 万トン。浜名湖の 2 倍である。徳山ダム集水域は北方系のイヌワシと南方系のクマタカが入り交じって生息している貴重な所である。ダムが出来れば生態系が大きく崩れ、大型猛禽類の生息は困難になる。

(2) 有効性も収益性もないダム

徳山ダムは水資源開発公団が造る利水ダムである。だが下流域に新たな水需要は全く存在しない。そこで国・公団・県は徳山ダムの主目的が洪水防御であるかのように言う。しかし最上流部のダムで流域全体の洪水調節ができるはずがない。一滴の水も使われず、洪水防御にも役立たない。税金無駄遣いの象徴として巨体を晒す運命にある。

(3) 正当な補償 - 社会的コスト

全村水没という徳山ダム建設計画によって、1987 年に徳山村は廃村となった。徳山村では表だったダム反対運動はなかった。村民は皆補償を得て納得ずくで移転した…ということになっている。

第二次大戦中に軍用に買い取られた立木が昭和 30 年代に皆伐され、荒れた山に大雨が降って土砂災害が続いた。山の恵みを失った村人は復旧の土木工事を生活の糧にするようになった。「公共事業」の現金収入がなくなったら子供を高校に行かせるのも難しい。ダム構想は渡りに舟のようにも思えた。

徳山村での補償交渉の間、下流域でダム建設反対の声はなかった。ダムに疑問を持つ者さえ「山村の暮らしは貧しくて厳しい。水没村民が納得するなら仕方がない。」と考えていた。隣村出身者の中には「故郷では暮らしが成り立たない。自分たちは補償などなくても故郷を捨てるしかなかった。徳山の連中はもらいすぎだ」という妬みの声もある。

徳山村は旧石器時代から今日まで、絶えることなく人が暮らし続けて来た場所である。昔から貧しかったのではない。

自然に優しく働きかけ、自然と共生してきた暮らしが「貧しい」ものになっていったのと、大量生産・大量消費に「豊かさ」の指標を求めていった軌跡が重なる。

ダム計画に率先して協力した旧村民さえも、結局は十分な補償ではなかった、という。金銭補償では償いきれないものを失ったのだ。廃村後も無人となった村に戻って暮らし続けるお年寄りもいる。GDP 云々という類の物差しでは、川の流域の人々が自然を壊さずに継続してきた暮らし方の価値は測れない。

(4) 真の経済的有効性と収益性

日本も資金を提供しているアジア各地のダム建設で、水没地の住民が補償もなく、実質的に強制移住させられていると聞く。言語道断である。では多額の補償金を支払えば許せるのか。住民のこれまでの暮らし方、それを支えてきた自然を奪うことは、幾ら金銭を積んでも償えるものではない。

真の社会的環境的コストを考慮すれば、ダムは得るものに比べて失うものが大きすぎる。

合意形成のプロセスについて

環境と開発コンサルタント
島津 英世

私はダムの専門家でも何でもありませんが、1999 年に短期専門家としてウガンダ国家環境管理局に派遣された際、本書の事例研究 3 で紹介されているブジャガリダムの候補地などを訪問する機会に恵まれました。そこで、大型開発プロジェクトについての意思決定という視点から、一言コメントさせて頂きたいと思います。

発電用のダムの建設を意思決定するためのプロセスを考えた場合、一般に、次のようなステップが必要ではないかと思ひます。電力が不足しているという問題に対して、

- (1) 発電所を建設するのか、他から電気を買うのか、それとも電力節約でしのぐのか
-- 戦略レベルの複数案（代替案）の検討（政策アセスメント）
- (2) 発電所を建設するのであれば、水力なのか、火力なのか、原子力なのか、それとも地熱あるいは風力なのか
-- プログラム・レベルの複数案の検討（戦略アセスメント）

- (3) 水力ならば、どこにダムを建設するのか
-- 事業レベルの複数案の検討（計画アセスメント）
- (4) ダムはどのような技術・工法を使って、どのようなデザインで建設するのか
-- プロジェクト・デザイン・レベルの複数案の検討（事業アセスメント）

というような意思決定があって、初めて、ブジャガリにダムを建設しよう、規模はこのくらいで、予算はこのくらいで…ということになるはずす。

ところが、1999 年の 3 月にウガンダで話題になっていたのは、一方で採算が取れるはずがない、大変な借金を背負ってしまう、あるいは、既に大きなオーウェン・フォールズ・ダムがあるそのすぐ下流にまたダムを作るのは安全保障上問題があるというような議論であり、一方で地元の人たちの聖なる場所をダムにしてしまうことに対して、反対運動が起こっているという報道がありました。つまり、戦略レベル、プログラム・レベルの複数案の検討がきちんと行われた上で次のステップに進んだのではなく、「プロジェクトありき」で、ブジャガリダムは「YES か NO か」という複数案なしの議論が行われていたということになります。

同じことは吉野川の可動堰建設についても言え、もし水害防止が目的であるのであれば、堰で対応するのか、堤防を強化するのか、住宅を高台に移すというような形の土地利用で対応するのか、遊水池の拡大はどうか、洪水時の緊急避難体制や水害が出た時の補償システムでは対応できないのか、長期的には上流の森林保全の方が大事なのではないのか、というような複数案が検討され、合意が得られているということが、意思決定のプロセスとして、当然必要なことではないかと思ひます。

けれども、大型開発プロジェクトに関してすら、そのような合意形成のプロセスがないまま、ブラックボックスで意思決定をしてきたというのが現実です。それは、摩擦を最小化する、言い換えれば「絶対反対」の人をできるだけ少なくするというプロセスを端折ったために、摩擦を大きく大きくしてきたということでもあります。大型開発プロジェクトであり限り、反対する人が全くいないということはある得ないかも知れませんが、合意を形成するという努力をせずに、「プロジェクトありき」で意思決定しようとしたのでは、戦略レベルの妥当性に納得していない人も、ダムを建設する場所が適切ではないと考えている人も、移転に対する補償に満足していない人も、反対するしかない訳で、まるで「反対」を作り出しているようなものです。受益者の数が反対している人よりも圧倒的に

多ければよいということではなく、「反対」する人を作り出さないような合意形成のプロセスを取らない限り、問題はますますこじれ、本当に必要なプロジェクトすら実施できないという事態になりかねないのではないかと危惧します。プロジェクトの計画・実施に関わる立場の人は、そのような合意形成のプロセスなしには決してプロジェクトを実施しないことを、また市民の立場からは、ステップ毎の意思決定の妥当性について説明を求めること、確認することを、是非お願いしたいと思ひます。

世界ダム委員会（WCD） 市民ガイドの出版に寄せて

（財）国際開発センター 主任研究員
田中 清文

この度、2000 年 11 月に発表された世界ダム委員会の報告書『ダムと開発：意思決定のための新しい枠組』の市民ガイドが出ると伺い、ここにお祝いの言葉を寄せさせて頂きたく思います。私の所感も述べさせて頂きたく思います。

世界ダム委員会の報告書は、ダム推進派とダム反対派が共に参加した委員会が世界各国で大規模ダムの調査を行ってまとめたものですが、私はこの報告書を通して、たとえば以下のようないくつかの重要な事実を学ぶことができました。

- これまでダムの「便益」は過大に見積もられる傾向があったこと（実際の便益は計画時点の予想よりも少なく、また短期間で終わる傾向がある）
 - 逆にダムの「コスト」は過小に見積もられる傾向があり、特にダムによって移住を余儀なくされる人達への悪影響が「国民全体の福祉のために」という言葉によって無視されがちだった
 - ダムによる貯水池が温室効果ガスを放出しており、ダム開発は地球温暖化を促進していることを明らかにした
- また、本報告書は、今後のダム開発に対して、以下のようない参加型意思決定の仕組みを作っていくことを提案しています。
- 今後のダム開発においては、ダムによって影響を受ける人の権利を尊重し、事業に伴う様々なリスク（人間だけでなく自然環境へのリスクも含む）の種類と規模を慎重に評価し、水需要の抑制（Demand-side Management）も含めてダム開発のあらゆる代替案を検討し、悪影響を受ける人も意思決定に参加できる、あらゆる関係者（ステークホルダー）による参加型の合意形成の仕組みを作っていくことが重要である

クホルダー）による参加型の合意形成の仕組みを作っていくことが重要である

このように、本報告書はこれまでの大規模ダム開発の歴史を反省し、今後はダムの負の側面をしっかりと見据えて、ダム以外のオプションを幅広く検討したうえで、ダムの影響を受ける住民が参加したうえで透明で公平な意思決定を行っていくことの大切さを訴えており、長野県の田中康夫知事が 2001 年 2 月に発表された「脱ダム宣言」にも大きな影響を与えております。

本報告書はダム開発の問題だけを取り扱っていますが、ダム開発と同様の問題は他の大規模な公共事業でも発生しています。たとえば、巨大なブラックボックスともいえる原子力発電所や、灌漑・農業・化学肥料に頼った資源多投入型の近代農業が抱える問題とも共通する点が多々あり、科学技術の進歩が世の中をよくしてくれるはずだという人々の素朴な思い込みが、技術者・政治家の巨大プロジェクト指向癖によってゆがめられ、いつのまにか多数の犠牲者や環境破壊を生んできたという歴史を今一度振り返って検証していく必要があります。そのうえで、本当に人々に役立つ技術とは何なのか、犠牲者を生まない開発とはどうあるべきなのかを、本報告書が提案しているように、あらゆる関係者が集まって対等の立場で協議しながら、誰もが納得できるような解決策を探っていく場を作っていくことが求められているといえます。

本報告書の市民ガイドの発行を機会に、市民みなで力を合わせて、そのような脱「開発」、そして新しいオルターナティブな開発を求めて、動き出そうではありませんか。未来の世代のために、微力かもしれませんが、私達にできることからまず取り組んでいきたいと思ひます。一緒に頑張りましょう。

市民ガイドの活用にあたって

法政大学大学院・政策科学専攻・教授
田中 充

今日、さまざまなことが原因となり、多様な形の環境問題が生じている。政府により実施される道路建設や河川整備、干拓・埋立などの公共事業が引き起こす環境破壊も、その一つである。公共事業は、「公共の福祉」を掲げて、地域の利便性や安全性の向上を図ろうとするものであるが、それが大規模になればなるほど、周辺住民の生活環境を損ない、

自然環境の破壊をもたらす結果となる。また、従来からの大型公共事業では費用対効果の低下や経済的損失も懸念されている。

ところで、1990年代にもっとも注目を集め、激しく粘り強く繰り広げられた運動の一つに長良川河口堰問題がある。現実には、河口堰は完成し運用が始まっているが、その運動の影響はさまざまなところに及んでいる。一つに、硬直化した公共事業のあり方に対して根強い批判が高まり、公共事業の見直しの契機となった。二つには、閉鎖的で独善的な意思決定システムへの批判から、市民意見の反映の仕組みづくりやパブリックコメント制度の確立につながった。三つには、それまで治水と利水しか目的としなかった法律に初めて「環境」の価値が加わった。もちろん、ひとり長良川運動の成果というわけではなく、全国各地における公共事業への反対運動、とくにダム開発反対などが積み重なって時代の潮流を変えていったのである。そして今日、長野県知事の「脱ダム宣言」により、ダムを象徴とする公共事業のあり方が厳しく問われはじめている。

確かに、これまでのダム開発のプロセスを考えると、市民に情報を開示することなく一部の政治家と行政担当部局の間で意思決定を行い、その結果を受け入れるよう地域住民に迫ってきたという構図が見て取れる。地域への愛着や移転への不安などによりダム建設に反対する地域には、真正面から向き合い説明責任を果たすのではなく、生活道路の補修や下水道整備など他の公共事業を徹底して差し止め、いわば干し上げる形で反対運動を切り崩してきた経過がある。こうした流れにもう終止符を打つべきであろう。

WCD 市民ガイドは、大規模ダム開発にともなうさまざまな問題点を指摘している。とくに、世界各地のダム建設事例に基づき、財政コストと治水効果の問題、生態系をはじめとする自然環境への影響、地域社会の分断とコミュニティの崩壊など、経済的、環境的、社会的な側面から問題構造を分析し、課題を投げかけている。同時に、ガイドは、ダム開発を見直し、新しい河川整備のあり方を追求していくために、さまざまな戦略的な視点と手法も提示する。市民の立場から透明性の高い意思決定プロセスをいかに確保するか、合意した内容の遵守について監視・評価システムをどのように定着させるかなど、地域社会における公共事業全般にも応用できる考え方が盛り込まれている。

多くの市民にとって、本ガイドはダム等の公共事業のあり方を転換し、よりよい地域社会の実現するための有効なツールとなるに違いない。

ダムに関する理性 ——世界ダム委員会報告書の示したもの

日本国際ボランティアセンター 理事
田中 優

今から思えばアメリカにブッシュ Jr 大統領が就任する以前の世界は、まだ「理性が通用する世界」であった。それ以降、軍縮・平和・環境の条約が反故にされ、それどころか人類の叡智であった人権すら守られなくなった。それは即座に世界中に伝播し、各国での人権侵害や環境破壊が強まった。調べると無力感に襲われる。

ダムについても同様である。02年7月下旬、日本が援助したフィリピンのサンロケダムでは、住民が着の身着のまま武装軍に強制的に退去させられ、貯水が開始された。補償金も未払い、代替地の提供もないまま彼らの小屋は水没し、数日後には緑の水の下に見えなくなった。腹立たしく悲しい。しかしそれでも私たちが頼れるのは「理性」だけだろう。「理」が通らなければ、世界は暴力が支配する世界になってしまう。ダムはこの狭い日本にも、小さなものを含めれば数千も存在する。すべてが悪いわけではない。すでに400年を超えて使われているダムも存在し、中には千年を超えるものすらある。問題なのはここ約50年の、コンクリート化・大規模化したものである。何が問題なのだろうか。

ダムによる水力発電量は「高さ×水量×重力」である。だから小刻みに小さな滝で発電した場合と、ダムにして発電した場合とで違いはない。水量自体はダムにした方が蒸散量が多くなるので、用水量全体としてはむしろ減る。水質はダムの方が停滞させた分だけ悪くなる。水力発電は二酸化炭素を排出しないとされてきたが、実際には主に沈殿した生物滓の腐敗によって、時には火力発電を凌ぐほどの二酸化炭素を出すことが分かってきた。治水についても同様で、守りたい下流の地域から見ると、ダムがカバーできるのは集水域全体の数%でしかない。アメリカでも93年のミズーリ・ミシシッピ川氾濫以降、ダムで防止できるとは考えなくなっている。では一体なぜダムを造るのだろうか。

あえて利権を除くなら、ダムは貯蔵に意味がある。必要ときに発電でき、水を利用できることこそ意味がある。しかし貯蔵されるとき、水は目的が限定され、一部の者の支配下に置かれることになる。これが問題の焦点である。そのわずかな目的のために漁業者は生計を奪われ、地味豊かな川沿いの農業者は追い立てられる。

もしダムが必要であるのなら、関係者に等しく利益が分配されなければならない。もし回復不可能なダメージがあるなら、それを上回る補償がされなければならない。それすらできないのなら、ダムはそもそも造る必要がなかったのだ。その道理を理性的に述べているのが、この「世界ダム委員会の報告書」である。委員にはNGOだけでなく、ダムを推進する企業や融資機関も参加し、市民との「社会的合意」の下で得られた結論である。

私たちはこの社会を、再び理性の世界に戻さなくてはならない。人々の合意と経済的・環境的合理性があって初めて、ダムは地域の中で機能するのだ。その社会的合意の仕組みを、初めてまとめたのがこの報告書である。世界が理性を取り戻すように、私たちは粘り強く話し合わなければならない。この報告書が役立つとき、世界は理の通る場所になっていることだろう。

実践しながら使って行こう ——ネットワーク化とアドボカシーに向けて——

長瀬 理英

WCD 報告書は、大規模ダム、水資源・エネルギー分野にとどまらず、インフラを中心とする「上からの」開発のあり方を見直すうえで「種」を提供してくれている。それに水や肥料をやって花を咲かせるのは私たち市民だ。しかし、暗闇の中で花は咲かない。こうした開発を推進する側に陽光が射して初めて、私たちに開発を取り戻すことができる。この「種」がどのようなもので、どのように水や肥料を与えれば良いのかを説明してくれているのが、この市民ガイドだ。しかし、それを読めば初体験者でもすぐに花を咲かせられるといった類のものではない。実際に経験を重ねながら自分で発見しなければならないことがたくさんあり、そのためには世界各地の市民と協力しネットワークを築き、情報交換をしたり、知恵を出し合ったりすることも必要となる。

こうした過程での最大のチャレンジは、従来型の開発を進める側の意識と実践を変えさせることだ。市民ガイドの「ダム建設の政治経済学」で明らかにされているような既得権益を維持したい勢力は、権力、資金を初めとする資源、専門性、情報などの点で市民に比べて圧倒的に優位な立場にある。しかし、「事例研究・他の団体はどのように WCD 報告書を利用しているか」が示しているような勇気づけられる経験を私たちは共有することができる。立ちはだかる厚い壁

を崩していくには、アドボカシーの方法だけでなく、具体的な開発の歪みや誤りの因果関係を明らかにしていく作業とそれを共有することも不可欠になるだろう。

この場合、共有していくのは市民側においてだけではなく、開発実施側も巻き込まなければならない。そのためには、まず、WCD 報告書に対する日本政府・援助機関のコメントを引き出すべきだ。これについて議論を展開すると同時に、日本の援助で行われ問題が生じた事業について、なぜ問題が生じたのかを共同で検討していく必要がある。外務省や財務省、JBIC や JICA と NGO 側との間には定期協議会が続いており、こうした場を利用できるのではないか。それが無理なら、関心を示す有志と非公式に始めた方がいいと思う。

真摯に取り組まれるならば、WCD 報告書で実証されているように、本来は実施すべきでない事業が需要・便益の過大評価、費用や社会・環境影響の過小評価によって進められ、情報の秘匿がこれを助長、温存してきたことが分るはずだ。他方、現実に目的がどのように達成されているか、どのような影響が生じているかを把握する事後評価が、事業の実施を正当化したい余り、一面的になっていることも多い。

そもそも、特定の事業が本当に必要なかどうかについて、きちんと根拠を示したものはどれくらいあるのか。融資対象案件はいくまでもなく、開発調査や基本設計調査にしろ、「～ダム計画」、「～道路計画」といった具合に、既に選択肢が絞られてしまっているものが大半で、その中で行われる代替案の評価といえば立地や規模など「テクニカルな」違いでしかないことが多い。WCD 報告書が提案しているような、きちんとしたニーズおよび代替案の評価がいかに必要かが分るだろう。

同時に、影響を受ける住民の声にいかに耳を傾けておらず、誠実に対応していないかも分るはずだ。そうでなければ、ニーズおよび代替案の評価において、住民のニーズを充足しないばかりか深刻な問題を引き起こすことが分っている代替案は回避しようとする努力が行われているはずだ。そして、「権利とリスク」および社会的・文化的・経済的な脆弱性を見極めるアプローチにより、「住民」という抽象的で数字上の存在ではなく、一人一人の顔と暮らしが見えるようなきめの細かい、しかも自立が可能となるまで持続した対応が取られているはずだ。

市民ガイドには明確に述べられていないが、WCD 報告書が懸念しているような状況は悪化傾向にある。自由化・民営化、構造調整の流れを受け、「民活インフラ」に代表

されるような利潤極大化を最優先させる事業が増えてきているからだ。オルタナティブな開発のあり方はおろか、従来型のプロセスさえないがしろにされている場合もある。一刻の猶予もならない状況だ。

必要性のアセスメント

東京工業大学 教授
原科 幸彦

環境アセスメントは事業者が環境配慮に関するアカウントビリティを果たすための手続きである。大規模なダム事業は環境への影響が大きいのでアセスメントの対象となるが、これまで多くのダム事業で、アセスが適切に行われてきたかには疑問がある。

ダム計画の意思決定プロセスは不透明な形で行われ、事業の必要性に疑問がもたれる場合が多い。費用対効果が示されるが、費用と効果をどの範囲まで考えるか、また、それらをどう計測するか、その精度は充分かなどの検討が充分とは言えない。そして、これらが透明な形で検討されることはあまりない。事業者の公表する一方的な見解に基づく費用対効果では地域社会の理解は得られない。例えば、我が国では川辺川ダム計画の例がある。このダムの費用対効果には多くの疑問が出されている。

WCD 報告書は、世界銀行や NGO などこの問題にかかわる主要なステークホルダー（多様な利害関係者）が参加して、2 年間にわたる議論の末、作られた。その過程で 5 大陸、8 つの大型ダムのケーススタディを行い、さらに 56 カ国、125 ダムの簡易調査も行っている。そして、1000 近くもの多様な意見が寄せられた。このような調査を踏まえた議論の結果、得られた結論が示されている。

これによれば、費用対効果など、本当にそのダムが必要かに対しては、世界各地で地域住民等から疑問が出されている。例えば、非自発的移住や先住民の生活改変による負の影響は社会的な費用であり、これが甚大であるのに往々にして見逃されているとしている。また、効果の見積もりは過大になりがちであることも明らかになった。また、検討される代替案の範囲があまりにも狭いことも指摘している。

事業計画が固まるまでに何段階にもわたる一連の意思決定プロセスが終了しているため、検討できる代替案の範囲は狭くならざるを得ない。まして、この段階での、計画の大幅な見直しや、中止は極めて困難である。見直しや中止の

判断は、事業の意思決定よりも前の上位計画や、さらに前の政策決定の段階でなければ容易にはできない。

そこで、環境配慮を意思決定の上流段階から行うことが求められる。環境アセスメント分野では、このような事業より前の、計画や政策段階におけるアセスを、戦略的環境アセスメント（SEA）という。これからは、ダムの必要性を検討するために SEA を適用しなければならない。なぜならば、WCD 報告書に示されているように、これまでの大型ダムの費用対効果には、かなりの疑問があるからである。この解決には計画の早期段階から情報を公開し、費用対効果の見積もりプロセスを透明化することが必要である。WCD 報告書の結果は、全てのダム計画に SEA の適用が必要なことを示している。

SEA は公開のプロセスで、環境面の影響と社会的影響・経済的効果を見積もり、比較考量するものであり、この見積もりプロセスの透明化という要求に答える新しい方法である。いま、SEA は欧米等の経済先進国や、世界銀行のような国際機関で既に実施されており、適用可能な手段となっている。我が国でも、長野県における廃棄物処理施設計画では、SEA の本格実施が行われることが決まった。持続可能な発展に向け、新たな取組みが求められる。

日本の国会に WCD から求められていること

衆議院議員政策担当秘書
政野 淳子

政策決定者に実行させるべきメニューが勧告に明確に示されていることに感銘を受けた。世界ダム委員会（WCD）が勧告したすべては、今すぐにでも日本政府が取り入れるべき政策メニューだ。またその多くは、日本国内のダムに対しても求められてきたのに実現できていないことばかりだ。

勧告の前提となった WCD の現状認識は、国際的な援助機関（各国政府や世銀など）が途上国で作っているダム事業について発せられたものではあるが、ダム計画が当初の予測や計画とずれてしまう点など、日本国内のダム事業とも、もちろんびったり符合する。水の供給量、洪水被害のコントロール、建設費、建設期間のみならず、日本国内の場合は、さらにその上に、建設目的の変更までである。工業用水の受益者がいなくなり、納税者の税金（自治体の一般会計）から建設費が支払われるなどコスト負担者まで変更される例もざらだ。一方、日本では直視できていない点も示されている。

WCD は、ダムのマイナス面として移転住民の地域社会の崩壊や精神的苦痛に関してしっかり認識したのに対し、日本ではダムによる " 自然環境 " の破壊についてはようやく反省するようになったが、住民の " 社会環境 " の破壊の重大さについては軽視してきたとしか言いようがない。

したがって日本政府の課題は二つある。一つは、日本が国内外で作ってきたダムについて、ダムを作った後に、人々がどうなったか、地域社会はどうなったかを含め、当初予定していた効用と悪影響についての分析評価を第三者にさせること。もう一つは、その分析評価によって得られた問題点の是正方法を、国内ダム、ODA ダムの双方について、拘束力を持つ法律にメカニズムとして取り入れ、またすでに起きている問題に誠実に対応することだろう。

情報は民主主義の通貨だ、とはラルフ・ネーダーの言葉だが、WCD が集積した知恵が " 市民 " に流通することは、必ずそれ自体が力を持つと信じる。社会変革のためには、大衆、世論、マスコミへの働きかけと、政策決定者への働きかけを車の両輪として動かさなければならない。しかし、その認識が戦略として運動に根付いているかと言えば、欧米の運動と比べれば日本ではまだまだ浅い。この市民ガイドは、既存のダム事業が抱える現状を平易な言葉で共有すると同時に、政策決定者へ勧告すべきことが示され、キャンペーンに必要なツールがコンパクトにまとめられている。日本の市民運動が国会へ働きかける際の行動指針としても参考にできると思う。

翻って言えば、WCD の勧告内容を日本の法制度に落とすと、どういうふうになるか、その翻訳作業が、行政のみならず、国会に求められているということになる。今の国会の体力からすれば、その翻訳作業の一端までを、日本の市民運動にも一緒に担ってもらわなければならないというのが現実である。

世界ダム委員会（WCD） 市民ガイドへのコメント

水源開発問題全国連絡会事務局担当
遠藤 保男

1. このような報告書が今から 30 年程度前にできていれば、日本で土地収用法が適用されるダム事業はなかったのでは。

現在、日本では徳山ダム、苦田ダム、川辺川ダムについて土地収用法がかけられている。これらのダム計画はすべて、現代的にはその必要性をまったく喪失している。それにもかかわらず土地収用法を適用してまでダム事業計画を強権的に遂行しうるのは、日本にダム事業計画を見直す法制度が存在していないことによる。

戦後の経済復興が水力発電、都市用水、農業用水の充実等により支えられてきたことは事実である。国を挙げての経済復興・発展最優先の状況下では、ダム事業計画立案について国民が直接関与できる制度があったとしても、これらの充実を図ることを是としていた国民は「推進・促進」を声高に言ったに違いない。福岡県の下笠ダムは熾烈な反対運動が闘われたが、このような世情の中ではまったく孤立していた。国は土地収用法を適用し、現地の反ダム運動を弾圧して下笠ダムを完成させた。

1950 年代、60 年代に計画されたダムの多くは上記の事情で完成しているが、現在土地収用法が適用されている徳山ダム、苦田ダム、川辺川ダムの 3 ダムやハツ場ダムはその例外的存在である。これらのダム予定地住民は当初、ダム計画に強く反発し、長年の反対運動を貫いてきたが、地域社会資本の投入が意図的に削減されことなどにより住民の離村が増え（徳山ダム予定地住民は全員排除され、徳山村は廃村となった）、これ以上ダム反対を続けると地域社会が成立しない状況に追い込まれた結果として、ダム建設に同意を与えた経過にある。現在は、下流域住民が当該ダムの必要性喪失と環境保全、財政負担など多くの問題を指摘し、反対運動を再構築している。

これらいくつかの例外が存在する背景には、現地の反対運動が強かったことと、経済復興がほぼ飽和状態になったことにより、事業遂行が緊急の課題ではなくなったことが挙げられる。

日本でもつい最近になって、地域社会の破壊や自然破壊など、ダムによる様々な弊害が認知され始め、また、個々の

ダム計画に対してその必要性そのものが問われるようになったが、ダム計画立案段階から流域住民がその主体として関与できる法制度は存在していない。流域住民が参画した形か否かを問わず、ダム計画を見直す法制度も日本には存在していない。最近、いくつかのダム計画が中止となっているが、それらはすべて、起業者側の都合による中止である。WCD 報告書が 30 年程度前に作られていたならば、日本において、ダム建設に土地収用法を適用するような事態にはなっていなかったのでは、と思われる。

2.

ダム先進国 = 民主主義後進国 or 土建国家である日本が「WCD 報告書に記されている内容に沿わないと日本のようになるよ」と世界に発信するべき。

流域住民によるチェック機能がまったく存在しない中で、日本のダムは造られてきたし、これからもその状況が変わることはない。

流域住民のチェックを経ることなくダム計画が造られ、あるいは、ダム事業が進められてきた。そのことによる弊害はいたるところに見ることが出来る。

日本において、ダム神話はほぼ通用しなくなっている。

世界に対しても、ダムの効用は神話でしかないことを、日本を実例として示すことが、ODA で債権国となっている私たちの、発展途上国住民に対する責務である。

3.

その意味でも、また、計画中のダム（日本）を止めるためにも、日本国内の主要なダム計画当該地の運動仲間に協力をしてもらい、WCD 勧告の視点からの「評価」をすることを勧める。

WCD 勧告内容は具体的には十分な内容を備えている。これに盛り込まれている視点から、日本国内の既設ダムおよび計画途上のダムについて自主的に評価をすることが、今後の日本の反ダム運動にとって多くの有効性がある。同時に、それを世界に公開することにより、発展途上国をダム神話から守ることの一助になる。

幸い日本には各地に、ダム反対運動を担ってきた人、現在も担っている人が多数存在している。彼らに WCD 勧告を理解してもらい、その各項目についての評価を例えば 5 段階評価でつけてもらうなどして、各ダムの評価を数値化できると良い。それには一工夫が必要かもしれない。

4.

勧告の精神はよく理解できるが、各項目とも具体性が必要。

受益予定者を含めた流域住民全体としての合意形成の方法、当該ダム計画の必要性の評価方法、ダム建設におけ

る補償、ダム計画中止後の地域社会再生、既設ダムの評価方法など、具体的な提案が必要。水源連のダム関連 3 法案が一つの参考になると思う。

また、各国がダム建設、もしくはダム建設に対する経済援助を決定するにあたって、この勧告を重視する必要がある。そのためには、この勧告を骨子とした法律（仮称：ダム事業審査法）が各国で法制化されることが望ましい。

5.

その意味で、水源連の冊子を英訳されたい。

世界ダム委員会（WCD）の勧告についてのコメント

水源開発問題全国連絡会

嶋津 暉之

1. WCD の勧告の内容

WCD の勧告において私が最も重要だと思うのは次の 3 点である。

- (1) ダム建設の被害者が十分な情報を開示された上で自らの意思で賛成することがなければ、ダムは建設されてはならない。
- (2) ダムを建設するかどうかを決める前にその必要性、代替手段、環境・社会への影響についての検討が、誰でも参加できるガラス張りの状態で行われなければならない。
- (3) 既設ダムについては使用期限を設けた上で期限を延長する際にダムの効用・被害を公開の場で議論し、その結果により、ダムの運転改善または廃止を行う。更に、ダム被害者への補償を過去に遡って実施する。

(1) の被害者にはダム建設で立ち退きを余儀なくされる人々は無論のこと、ダムの上流や下流に住む人々なども含まれるので、川の自然の恩恵を受けている人々、そして、ダム建設によって何らかの影響を被る人々が広く包含される。

この勧告の内容が文字通りに実施されたならば、不要なダム建設、代替手段に代えることが可能なダム建設、環境・社会への影響が大きいダム建設、流域住民の同意を得られないダム建設は、ガラス張りの状態で検討した結果として中止の方向に向かうことになる。また、既設のダムも使用期限を設けた上で期限を延長する際に同様な検討がなされるので、その多くは運転改善または廃止の措置がとられるであろう。

このように、勧告は素晴らしい内容であり、有害無益なダム建設の反対運動を進める私たちにとって百万の味方を得た思いがする。

2. 日本で勧告の実現を考えた場合の法制度

勧告の内容は上記のとおり、素晴らしいものであるが、それを法制度としてどのように実現していくかが重要である。

日本においては上記 1. の (1)、(2) と同様な観点で、私たちは「公共事業審査法案」をつくった。その要点は次のとおりである。

- 新たに計画されるダム建設等の公共事業、および（事業の進捗状況とは無関係に）計画策定後に一定の期間を経過した公共事業については住民からその是非に関する意見を広く求める。
 - 住民から事業の実施について見直しの意見が出された場合は公共事業審査委員会で審査を行う。
 - 一定の要件を満たす事業については当該事業のみを審査する小委員会を設置する。小委員会の委員は小委員長を除き、事業者および見直し請求者が推薦するものとし、それぞれの推薦委員を同数とする。
 - 小委員会のもとで、双方向性の公聴会を開き、見直し請求者と事業者がガラス張りの状態で事業の是非について徹底した議論を行う。
 - 双方から出された意見、公聴会の結果、現地調査の結果、学識経験者の鑑定結果等を踏まえて、小委員会は報告をまとめ、それを受けて委員会は答申を行う。
 - 委員会および小委員会は、必要性の有無、代替手段の有無、自然環境への影響の大きさ、関係住民の同意の有無等に基づいて事業実施の是非について判断を行う。
- この法案は、計画中または工事中のダム等の公共事業を対象にしたものである。既設のダムに関しても使用期限を設け、期限延長の際にその是非について同様な手順で審査を行う制度をつくれば、上記の WCD の勧告 (3) に対応するものになる。

この法案は、日本の法制度の枠内において実現可能なものとして考案したものであり、各政党に働きかけて、是非とも立法化を進めていきたいと考えている。

3. 各国の実情に合った法制度の提案を！

法制度は国それぞれ固有のものがあ、また、おかれている状況がそれぞれ異なる。日本においては 2001 年に土地収用法が改悪され、不平等な公共事業に対抗する住民の

最後の手段というべきトラスト運動、一坪運動の力が大きく削がれることになった。私たちは土地収用法が適用された場合にも事業の是非が徹底して議論できるように、土地収用法の再改正案を提案しているけれども、その問題はさておき、一部の国においては土地収用の制度さえ整備されていないと聞く。日本の土地収用法は事業の是非について議論する場が無いに等しいが、収用の際に少なくともそれなりの対価を支払う制度は確立している。一方、一部の国においてダム建設によって土地を奪われる人々はわずかな補償で立ち退きを強制されている。そのような国においてはまず、土地を奪われるようとする人々の権利を確立することが何よりも必要となる。その場合に、WCD の勧告 1. (1) ～ (3) を実現する法制度も、私たちが考えた公共事業審査法案とは異なるものになる可能性がある。

この点で、WCD の勧告を各国で実現していくためには、各国においてどのような法制度をつくるべきかを検討し、(勧告の内容に直結する法制度だけではなく、それを可能にする周辺の法整備も含めて)、各国の実情に合った法制度を考えて提案していくことが必要である。

WCD ガイドラインと国際協力銀行の新環境ガイドライン

国際環境 NGO FoE Japan

松本 郁子

国際協力銀行はこれまで破壊的な、取り返しのつかない水資源開発への投資を続けてきた。こうした間違いを繰り返さないために、2002 年 4 月に新しい環境ガイドラインが制定され、ガイドラインの適切な実施を確保するための異議申し立て機関の設置が検討されている。新しいガイドラインでは、ダム開発などの大規模事業については、プロジェクト実施国での環境アセスメントの公開や地元住民との協議が義務付けられたが、世界ダム委員会のガイドラインに及ばない部分は多い。

最も重要なポイントは、プロジェクトの計画段階への関与である。WCD ガイドラインでは、その必要性や事業の目的の明確化とその過程における幅広いステークホルダー（利害関係者）の参加、そしてこれに基づいた幅広い代替案の検討を、事業を進めるうえでの最初の重要な留意事項であるとしている。しかし、国際協力銀行は非常に限定的にしかプロジェクトに係っておらず、新しいガイドラインは事業の必要

性や幅広い代替案の検討とその過程へのステークホルダーの参加を十分に確保するところにまで踏み込んでいない。

しかし、近年、案件形成促進調査等でプロジェクトの必要性、代替案のプロセスから国際協力銀行が係るケースもあり、JICA やコンサルタント、他の国際機関とも協力して、今後の改定においてプロジェクト形成段階での配慮についての基準も細かく規定していく必要がある。

もう一つは権利とリスクの考え方である。WCD のガイドラインでは、プロジェクトによって影響を受ける人々や受ける可能性のある人々の権利を認め、プロジェクトの計画、準備、建設、運用のすべての過程において彼らの意思決定への参加が確保されなければならない。つまり、影響を受ける人々はその計画から影響への緩和策、プロジェクトのモニタリング、事後評価のすべての段階において利益を受け、意思決定に影響を持つことを保証している。しかし、国際協力銀行のガイドラインにおいて影響住民に保証されているのは、事前の情報公開と協議だけであり、協議における意思決定の権利や住民のモニタリングや評価への参加は保証されていない。

WCD のガイドラインは、これまでの開発モデルとは異なる新しいチャレンジである。しかも、このガイドラインは影響住民や NGO だけでなく政府関係者、事業者、コンサルタント、融資機関などプロジェクト実施機関のメンバーと一緒に実現可能な実用的なガイドラインとして策定されたものである。破壊的なダム開発の時代を終わりにするために、国際協力銀行は新しい環境ガイドラインに盛り込まれなかった点についても、今後積極的に政策として取り入れていく必要がある。

原石である WCD の勧告を磨こう

メコン・ウォッチ事務局長
松本 悟

私自身、これまで世界ダム委員会（WCD）の意義についてあちこちで説いて回った。特にダムに反対してきた NGO と推進してきた企業・政府関係者が共に作り上げた「合意できる知識」であることを強調した。拘束力はなくとも、そのプロセスと委員の構成が、関係してきた政府機関、国際機関、企業、NGO などに、無言の強制力を与えている、と。日本の政府開発援助によるダム支援が引き起こした深刻な環境社会被害を振り返れば、WCD 設立に資金的に協力した日本の外務省、利害関係者で作る WCD フォーラムに参加し

た国際協力銀行（JBIC）は、自らここに書かれた勧告の実施に誠意をもって対応すべきだと思う。

それを大前提とした上で、あえて WCD の問題点もここに記しておきたい。プロセスという点では、最終報告書が草稿段階で一度も意見聴取を経ずに発表されたことを批判する声はしばしば聞かれる。逆に、そこに至るまでに提出された 950 編レポートやケーススタディ、世界各地での公聴会によって、できうる限りの知見を結集したのだから、最終報告書は、あくまで委員会の責任において世に問うことが許されるはずだという反論もある。

ここで私が書き記したいのは、そうした点ではなく内容についてである。英文で 400 ページからなる報告書を全て読むのはなかなか骨の折れる作業だ。忍耐と想像力が要求される。報告書が発表されて 2 年間、全編を通して読んだのは 1 回限りだが、傍らに置いてあたかも辞書のように使ってきた。その過程で、強く感じたのは、第 2 部の勧告やガイドラインが、それぞれ第 1 部で分析された過去のダムに関わる問題点の何を解決するために必要なのか、その説明が極めて不十分だという点である。それが結果として、勧告やガイドラインを部分的に抽象的なものにしたたり、実際のダム計画の検証に適用する方法が思いつかなかったりする一因になっているのではないだろうか。

それは確かに WCD の欠陥なのかもしれないが、見方を変えれば、だからこそ、WCD の勧告やガイドラインを、実際の事業計画や過去の案件の検証に積極的に活用し、WCD の提言をより現実の問題に対応できる、生きたガイドラインに育て上げることが求められるとも言える。かと言って、好き勝手に化粧をほどこして、素顔とは似つかぬものにすることは許されない。第 1 部に示された過去のダムの教訓は常に生きているし、第 2 部の勧告の骨組みは尊重されるべきであろう。WCD の提言は金科玉条のごときものではなく、我々一人一人が実際に使うことによって育て、磨き上げていくべき原石なのではないだろうか。

「WCD 市民ガイドの利用案内」日本語版の発刊に関わった団体

ルイサ・ジャパン

RWESA-J

Rivers Watch East and Southeast Asia - Japan

東アジア・東南アジア 12 カ国でダム開発問題等に取り組む NGO の連絡会が 2000 年に RWESA として結成された。この国際的な NGO ネットワークに対応する日本の窓口として、RWESA-J が設立された。RWESA-J は、メコン・ウォッチ、国際環境 NGO FoE Japan (Friends of the Earth)、水源開発問題全国連絡会等から構成されている。

RWESA-J では、国内ダム問題や、日本からの海外融資（ODA）によるアジア各国におけるダム開発問題についての交流を進めており、本 WCD 市民ガイド日本語版の出版もその取り組みの一つとして進めている。

連絡先：

〒171-0031 東京都豊島区目白 3-17-24 2F

国際環境 NGO FoE Japan (Friends of the Earth) 気付

RWESA-J

TEL:03-3951-1081 FAX:03-3951-1084

E-mail:kankan@foejapan.org

メコン・ウォッチ

Mekong Watch Japan

メコン・ウォッチは、メコン河流域国の自然資源や人々を脅かす開発に関する調査研究・政策提言活動を行う環境 NGO。開発プロジェクトによる被害を防ぐために、メコン河流域国の自然資源と人々のつながりや開発プロジェクトの影響に関する調査研究・モニタリング、現地の状況を市民に伝える広報・環境教育、日本政府や国際金融機関への政策提言などに取り組んでいる。

連絡先：

〒110-0015 東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 2F

TEL:03-3832-5034, FAX:03-3832-5039

E-mail: info@mekongwatch.org

Website: http://www.mekongwatch.org

国際環境 NGO FoE Japan

「開発金融と環境プログラム」

Friends of the Earth Japan

国際環境 NGO FoE Japan は、人間活動によって引き起された環境問題を中心とする諸問題を解決し、将来にわたって持続可能で調和のとれた社会を実現することを目指して 1980 年 1 月に設立された、世界 68 カ国にネットワークを持つ NGO。プロジェクトチームのひとつ「開発金融と環境プログラム」では、ODA（政府開発援助）など日本の開発支援によって起こる、環境や人権に関する問題が引き起こされないようにするため政策提言・調査研究・啓蒙などの活動を行なっている。

連絡先：

〒171-0031 東京都豊島区目白 3-17-24 総合設計機構ビル 2 階

TEL:03-3951-1081, FAX: 03-3951-1084

E-mail: aid@foejapan.org

Website: http://www.foejapan.org

水源開発問題全国連絡会 (略称 / 水源連)

Suigen-ren

National Dam Opposition Network-Japan

水源開発問題全国連絡会は、全国各地でダム建設などの水源開発事業に反対して活動している仲間のネットワーク組織です。1993 年 11 月 16 日に発足しました。略称は「水源連」（すいげんれん）です。

水源連結会の主旨は次の 3 点です。

1. 互いの情報連絡を密におこなって、それぞれの運動を支援していく。
2. 水源開発事業の欺瞞性を大きくアピールして、世論を喚起する。
3. 力を結集して、建設省（現在の国土交通省）などと交渉し、水源開発計画の見直し、中止を求める。

水源連は、上記の主旨にもとづき機関紙を発行して情報の伝達・交換を行い、国土交通省との交渉、ダム問題に関するシンポジウムの開催、各ダム反対運動団体への支援などを行っています。2002 年 3 月現在、49 の団体が水源連に加入しています。

連絡先：

〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-7-1W201

水源開発問題全国連絡会

TEL:03-5211-5429 FAX:03-5211-5538

E-mail:BXI04376@nifty.ne.jp (国際担当)

Website: http://www.geocities.co.jp/NatureLand-Sky/4094/suigen1.htm

監訳：片岡夏実
翻訳：氏家雅仁（利用案内、ファクトシート、はじめに）
片岡夏実（第 6 章、第 7 章）
神崎尚美（第 4 章、第 5 章）
土井利幸（第 1 章、第 2 章）
福田健治（第 3 章）

デザイン：渡邊 誠

WCD 市民ガイド日本語版作成にあたり、コメントをよせてくださった方を始め、ご協力いただいた皆様に深くお礼を申し上げます。

2002 年 11 月



International Rivers Network
Linking Human Rights and Environmental Protection

RWESA-J

Rivers Watch East and Southeast Asia - Japan



●この印刷物は環境にやさしい
植物性大豆インキを使用しています。



●この印刷物は、エコマーク認定の
再生紙を使用しています。